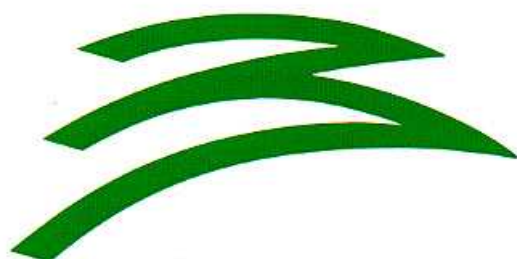


令和4年度版

(令和3年度実績)

# 宮崎市国民健康保険の概要



宮崎市

※グラフについては、四捨五入により 100%とならない場合があります。

# 目 次

## **I 財政状況**

1	令和4年度当初予算総括表	1
2	令和3年度予算決算総括表	3
3	年度別決算状況(事業年報)	5
4	令和3年度決算状況(事業年報)	7
5	保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金及び事業費納付金の年度別推移	7
6	国民健康保険運営基金の状況	8

## **II 被保険者(加入者)の状況**

1	国民健康保険被保険者(加入者)の状況	9
2	年齢区分別被保険者(加入者)状況	10
3	所得段階別世帯数、被保険者の状況	11

## **III 医療費(保険給付)の状況**

1	保険給付の概要	12
2	医療費の状況	13
3	療養の給付等の状況	14
4	療養費の状況	19
5	高額療養費の状況	20
6	その他の給付の状況	20
7	医療費適正化の取組	21

## **IV 保健事業の状況**

1	特定健康診査及び特定保健指導	22
2	はり・きゅう・あんま助成事業	23

## **V 国民健康保険税の状況**

1	保険税の概要と税率等の推移	24
2	保険税賦課状況(賦課確定時)	26
3	保険税の収納状況	29

## **VI 関係資料**

1	宮崎市国民健康保険事業の沿革	35
2	宮崎市国民健康保険事業の事務機構	46
3	宮崎市国民健康保険運営協議会	47
4	国民健康保険事業状況報告書(事業年報)	48
5	関係条例規則等	62
	宮崎市国民健康保険条例	62
	宮崎市国民健康保険規則	67
	宮崎市国民健康保険税条例	69
	宮崎市国民健康保険税の減免に関する規則	91
	宮崎市国民健康保険運営基金条例	94
	宮崎市国民健康保険はり・きゅう・あんま施術規則	95

# I 財政状況

## 1 令和4年度当初予算総括表

### 【歳入】

(単位:千円、%)

**①国民健康保険税**  
国民健康保険事業費納付金等の財源として、所要額を算定。令和2年度に税率改定。

**⑤県支出金**  
○普通交付金  
平成30年度から導入された国保の都道府県単位化によって、市町村の保険給付費等の財源として県から交付されるもの。  
○保険者努力支援分  
国が示す評価指標に基づき実績に応じて交付されるもの。  
○県繰入金(2号分)  
資格管理・給付の適正化、保健事業等に対し県から交付されるもの。

**⑦繰入金**  
○保険基盤安定繰入金  
保険税負担の緩和を図るための繰出し。保険税軽減相当分や低所得者を多く抱える保険者に対し助成される支援分を繰入れる。  
○出産育児一時金等繰入金  
出産育児一時金歳出額の3分の2を繰入れるもの。  
○運営基金繰入金  
国保事業の円滑な運営を図るために保有している運営基金より歳入不足分について繰入れを行うもの。

科目	令和4年度			令和3年度
	当初予算額(1)	構成比	増減額(1)-(2)	当初予算額(2)
<b>①国民健康保険税</b>	7,330,633	17.7	△ 168,058	7,498,691
医療給付費分	5,067,385	12.3	△ 129,016	5,196,401
後期高齢者支援金分	1,703,213	4.1	△ 38,734	1,741,947
介護納付金分	560,035	1.4	△ 308	560,343
<b>②一部負担金</b>	2	0.0	△ 2	4
<b>③使用料及び手数料</b>	7,406	0.0	△ 605	8,011
<b>④国庫支出金</b>	1	0.0	△ 10,999	11,000
<b>⑤県支出金</b>	29,692,115	71.8	△ 1,448,288	31,140,403
普通交付金	29,024,130	70.2	△ 1,466,530	30,490,660
保険者努力支援分	197,465	0.5	18,183	179,282
特別調整交付金分	194,392	0.5	△ 23,914	218,306
県繰入金(2号分)	188,335	0.5	24,168	164,167
特定健康診査等負担金分	87,793	0.2	△ 195	87,988
<b>⑥財産収入</b>	588	0.0	△ 481	1,069
<b>⑦繰入金</b>	4,260,302	10.3	63,957	4,196,345
一般会計繰入金	4,018,916	9.7	△ 23,640	4,042,556
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	1,649,243	4.0	△ 21,556	1,670,799
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	874,087	2.1	△ 5,686	879,773
未就学児均等割保険税繰入金	35,285	0.1	35,285	0
職員給与費等繰入金	629,001	1.5	△ 35,546	664,547
出産育児一時金等繰入金	99,240	0.2	△ 1,347	100,587
財政安定化支援事業繰入金	552,870	1.3	△ 20,953	573,823
その他の一般会計繰入金	179,190	0.4	26,163	153,027
後期特別会計繰入金	4,740	0.0	△ 49	4,789
運営基金繰入金	236,646	0.6	87,646	149,000
<b>⑧繰越金</b>	1	0.0	0	1
<b>⑨諸収入</b>	71,951	0.2	△ 2,525	74,476
<b>⑩市債</b>	1	0.0	1	0
合計	41,363,000	100.0	△ 1,567,000	42,930,000

※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。

## 【歳出】

(単位:千円、%)

科目	令和4年度			令和3年度
	当初予算額(1)	構成比	増減額(1)-(2)	当初予算額(2)
<b>①総務費</b>	640,067	1.5	△ 53,664	693,731
職員給与費	343,612	0.8	△ 24,542	368,154
事務費	296,455	0.7	△ 29,122	325,577
<b>②保険給付費</b>	29,267,002	70.8	△ 1,467,705	30,734,707
療養諸費	25,306,562	61.2	△ 1,308,154	26,614,716
療養給付費	25,000,500	60.4	△ 1,300,000	26,300,500
療養費	223,050	0.5	△ 8,000	231,050
審査支払手数料	83,012	0.2	△ 154	83,166
高額療養費	3,800,470	9.2	△ 158,530	3,959,000
高額療養費	3,795,500	9.2	△ 160,000	3,955,500
高額介護合算療養費	4,970	0.0	1,470	3,500
出産育児諸費	148,860	0.4	△ 2,020	150,880
葬祭諸費	10,000	0.0	0	10,000
移送費	110	0.0	0	110
傷病手当金	1,000	0.0	999	1
<b>③国民健康保険事業費納付金</b>	11,016,990	26.6	△ 55,647	11,072,637
医療給付費分	7,722,281	18.7	57,740	7,664,541
後期高齢者支援金等分	2,361,109	5.7	△ 87,755	2,448,864
介護納付金分	933,600	2.3	△ 25,632	959,232
<b>④保健事業費</b>	329,434	0.8	△ 10,055	339,489
特定健診・特定保健指導事業	241,037	0.6	△ 8,883	249,920
特定健診定着化事業	16,555	0.0	1,121	15,434
生活習慣病重症化予防事業	624	0.0	0	624
適正服薬促進事業	4,800	0.0	△ 2,440	7,240
その他の給付費	66,418	0.2	147	66,271
<b>⑤基金積立金</b>	588	0.0	△ 481	1,069
<b>⑥公債費</b>	160	0.0	0	160
<b>⑦諸支出金</b>	88,401	0.2	21,286	67,115
還付金	42,000	0.1	500	41,500
償還金	45,316	0.1	20,784	24,532
還付加算金	1,030	0.0	0	1,030
直営診療施設勘定繰出金	55	0.0	2	53
<b>⑧予備費</b>	20,358	0.0	△ 734	21,092
合計	41,363,000	100.0	△ 1,567,000	42,930,000

## ①総務費

職員の給与のほか、医療費適正化特別対策事業及びジェネリック医薬品使用促進事業等に係る費用。

## ②保険給付費

被保険者の疾病、負傷、出産、死亡の保険事故に対する給付費。法定給付（療養の給付等とその他の給付）と任意給付（傷病手当金の支給等）がある。

## ③国民健康保険事業費納付金

国民健康保険事業に要する費用（前期高齢者納付金等及び後期高齢者支援金等並びに介護納付金の納付に要する費用を含む。）に充てるため、都道府県が市町村から徴収する負担金。

## ④保健事業費

特定健康診査事業等に関して、保険者が支出する費用。

※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。

## 2 令和3年度予算決算総括表

【歳入】

(単位:円)

科目	令和3年度				令和2年度 決算額(参考)
	当初予算額	最終予算額①	決算額②	増減額②-①	
<b>①国民健康保険税</b>	7,498,691,000	7,780,259,000	8,015,489,981	235,230,981	8,211,136,814
医療給付費分	5,196,401,000	5,392,576,000	5,560,429,126	167,853,126	5,687,884,848
後期高齢者支援金分	1,741,947,000	1,808,970,000	1,865,460,534	56,490,534	1,905,096,067
介護納付金分	560,343,000	578,713,000	589,600,321	10,887,321	618,155,899
<b>②一部負担金</b>	4,000	2,000	0	△ 2,000	0
<b>③使用料及び手数料</b>	8,011,000	7,321,000	6,602,970	△ 718,030	6,951,003
<b>④国庫支出金</b>	11,000,000	17,744,000	17,743,000	△ 1,000	57,672,000
国民健康保険災害臨時特例補助金	0	17,744,000	17,743,000	△ 1,000	27,032,000
国民健康保険制度関係業務準備事業費補助金	0	0	0	0	0
社会保障・税番号制度システム整備費補助金	11,000,000	0	0	0	30,640,000
<b>⑤県支出金</b>	31,140,403,000	30,662,682,000	29,445,175,750	△ 1,217,506,250	28,677,213,542
普通交付金	30,490,660,000	30,192,026,000	28,727,346,944	△ 1,464,679,056	27,799,414,542
保険者努力支援分	179,282,000	179,282,000	188,890,000	9,608,000	188,342,000
特別調整交付金分	218,306,000	100,580,000	275,438,806	174,858,806	399,326,000
県繰入金(2号分)	164,167,000	119,172,000	177,260,000	58,088,000	207,685,000
特定健康診査等負担分	87,988,000	71,622,000	76,240,000	4,618,000	82,446,000
<b>⑥財産収入</b>	1,069,000	1,069,000	1,068,067	△ 933	216,830
<b>⑦繰入金</b>	4,196,345,000	4,177,572,000	4,093,839,781	△ 83,732,219	4,329,694,308
一般会計繰入金	4,042,556,000	4,123,044,000	4,089,261,630	△ 33,782,370	4,140,462,104
保険基盤安定繰入金(保険税軽減分)	1,670,799,000	1,725,994,000	1,725,994,540	540	1,714,293,040
保険基盤安定繰入金(保険者支援分)	879,773,000	893,548,000	893,547,527	△ 473	902,674,112
未就学児均等割保険税繰入金	0	0	0		
職員給与費等繰入金	664,547,000	618,054,000	592,455,019	△ 25,598,981	651,637,555
出産育児一時金等繰入金	100,587,000	101,707,000	93,524,544	△ 8,182,456	94,888,397
財政安定化支援事業繰入金	573,823,000	630,714,000	630,713,000	△ 1,000	598,914,000
その他の一般会計繰入金	153,027,000	153,027,000	153,027,000	0	178,055,000
後期特別会計繰入金	4,789,000	4,528,000	4,578,151	50,151	4,232,204
運営基金繰入金	149,000,000	50,000,000	0	△ 50,000,000	185,000,000
<b>⑧繰越金</b>	1,000	53,129,000	53,129,822	822	47,681,182
<b>⑨諸収入</b>	74,476,000	83,304,000	99,590,748	16,286,748	125,153,616
<b>⑩繰越事業費(R2→R3)</b>	0	15,774,000	15,774,000	0	0
<b>合 計</b>	42,930,000,000	42,798,856,000	41,748,414,119	△ 1,050,441,881	41,455,719,295

## 【歳出】

(単位:円)

科目	令和3年度				令和2年度
	当初予算額	最終予算額①	決算額②	不用額①-②	決算額(参考)
<b>①総務費</b>	693,731,000	638,018,000	612,399,203	25,618,797	688,080,945
職員給与費	368,154,000	338,016,547	334,209,570	3,806,977	356,888,846
事務費	325,577,000	300,001,453	278,189,633	21,811,820	331,192,099
総務管理費	215,284,000	199,419,453	184,971,299	14,448,154	235,527,834
徴税费	109,865,000	100,327,000	93,179,526	7,147,474	95,625,457
運営協議会費	428,000	255,000	38,808	216,192	38,808
<b>②保険給付費</b>	30,734,707,000	30,605,033,000	28,973,511,240	1,631,521,760	28,036,742,292
療養諸費	26,614,716,000	26,513,971,526	25,095,206,326	1,418,765,200	24,194,036,933
療養給付費	26,300,500,000	26,199,755,526	24,822,046,645	1,377,708,881	23,921,226,972
療養費	231,050,000	231,050,000	198,026,863	33,023,137	201,366,422
審査支払手数料	83,166,000	83,166,000	75,132,818	8,033,182	71,443,539
高額療養費	3,959,000,000	3,925,366,000	3,726,652,624	198,713,376	3,689,969,481
高額療養費	3,955,500,000	3,920,500,000	3,722,395,792	198,104,208	3,685,818,204
高額介護合算療養費	3,500,000	4,866,000	4,256,832	609,168	4,151,277
出産育児諸費	150,880,000	152,560,000	140,286,816	12,273,184	142,332,595
葬祭諸費	10,000,000	11,280,000	9,620,000	1,660,000	10,080,000
移送費	110,000	110,000	0	110,000	0
傷病手当金	1,000	1,745,474	1,745,474	0	323,283
<b>③国民健康保険事業費納付金</b>	11,072,637,000	11,072,637,000	11,072,634,869	2,131	12,291,278,937
<b>④保健事業費</b>	339,489,000	333,118,000	261,439,431	71,678,569	239,824,285
特定健康診査等事業費	273,218,000	266,847,000	200,740,451	66,106,549	182,082,605
特定健診・特定保健指導事業	249,920,000	245,967,000	181,316,796	64,650,204	170,700,092
特定健診定着化事業	15,434,000	15,434,000	14,255,273	1,178,727	11,050,425
生活習慣病重症化予防事業	624,000	624,000	399,497	224,503	332,088
適正服薬促進事業	7,240,000	4,822,000	4,768,885	53,115	0
その他の給付費	66,271,000	66,271,000	60,698,980	5,572,020	57,741,680
<b>⑤基金積立金</b>	1,069,000	1,069,000	1,068,067	933	216,830
<b>⑥公債費</b>	160,000	160,000	0	160,000	0
<b>⑦諸支出金</b>	67,115,000	112,779,000	78,165,591	34,613,409	70,672,184
還付金	41,500,000	41,000,000	37,648,236	3,351,764	25,202,475
償還金	24,532,000	68,019,000	37,557,155	30,461,845	45,315,209
還付加算金	1,030,000	1,010,000	210,200	799,800	154,500
直営診療施設勘定繰出金	53,000	2,750,000	2,750,000	0	0
<b>⑧予備費</b>	21,092,000	20,268,000	0	20,268,000	0
<b>⑨繰越事業費(R2→R3)</b>	0	15,774,000	15,773,839	161	0
合計	42,930,000,000	42,798,856,000	41,014,992,240	1,783,863,760	41,326,815,473

歳入歳出差引残	733,421,879
---------	-------------

### 3 年度別決算状況(事業年報)

【歳入】

(単位:千円、%)

		平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度		令和3年度			
					決算額	構成比	決算額	構成比	伸率	
国民健康保険税	一般	医療給付費分	6,353,254	5,177,331	5,071,764	5,683,621	13.7	5,558,154	13.3	-2.2
		後期高齢者支援金分	1,756,865	1,965,039	1,933,960	1,903,859	4.6	1,864,835	4.5	-2
		介護納付金分	744,090	661,990	648,061	617,091	1.5	589,017	1.4	-4.5
	退職	医療給付費分	94,731	33,255	10,053	4,264	0.0	2,275	0.0	-46.6
		後期高齢者支援金分	25,952	12,155	3,205	1,237	0.0	625	0.0	-49.5
		介護納付金分	26,960	10,050	2,766	1,064	0.0	583	0.0	-45.2
計		9,001,853	7,859,820	7,669,809	8,211,137	19.8	8,015,490	19.2	-2.4	
国庫支出金	事務費負担金	0	0	0	0	-	0	-	-	
	療養給付費等負担金	8,018,002	0	0	0	-	0	-	-	
	高額医療費共同事業負担金	235,800	0	0	0	-	0	-	-	
	特定健康診査等負担金	34,846	0	0	0	-	0	-	-	
	普通調整交付金	2,948,254	0	0	0	-	0	-	-	
	特別調整交付金	921,452	0	0	0	-	0	-	-	
	その他	20,548	462	5,304	57,672	0.1	17,743	0.0	-69.2	
計	12,178,902	462	5,304	57,672	0.1	17,743	0.0	-69.2		
療養給付費等交付金		739,734	19,276	0	0	-	0	-	-	
前期高齢者交付金		11,209,182	0	0	0	-	0	-	-	
都道府県支出金	普通交付金	0	29,155,335	29,506,872	27,799,415	67.1	28,727,347	68.8	3.3	
	高額医療費共同事業負担金	235,800	0	0	0	-	0	-	-	
	特定健康診査等負担金	34,846	69,896	84,760	82,446	0.2	76,240	0.2	-7.5	
	第一号都道府県調整交付金	1,811,299	0	0	0	-	0	-	-	
	都道府県繰入金(2号分)	177,737	117,280	164,167	207,685	0.5	177,260	0.4	-14.6	
	保険者努力支援分	0	204,690	178,324	188,342	0.5	188,890	0.5	0.3	
	特別調整交付金分	0	436,727	473,761	399,326	1.0	275,439	0.7	-31	
計	2,259,682	29,983,928	30,407,884	28,677,214	69.2	29,445,176	70.5	2.7		
連合会支出金		0	0	0	0	-	0	-	-	
共同事業	高額医療費共同事業交付金	1,008,171	0	0	0	-	0	-	-	
	保険財政共同安定化事業交付金	10,550,427	0	0	0	-	0	-	-	
	計	11,558,598	0	0	0	-	0	-	-	
繰入金	一般会計繰入金	保険基盤安定(保険税軽減分)	1,837,415	1,595,998	1,575,407	1,714,293	4.1	1,725,995	4.1	0.7
		保険基盤安定(保険者支援分)	961,255	829,785	824,422	902,674	2.2	893,548	2.1	-1
		職員給与費等	666,712	655,297	653,888	651,638	1.6	592,455	1.4	-9.1
		出産育児一時金等	108,486	99,622	95,738	94,888	0.2	93,525	0.2	-1.4
		財政安定化支援事業	627,178	633,421	670,739	598,914	1.4	630,713	1.5	5.3
		その他	337,229	247,305	231,526	178,055	0.4	153,027	0.4	-14.1
	計	4,538,275	4,061,428	4,051,720	4,140,462	10.0	4,089,262	9.8	-1.2	
直診勘定	0	0	0	0	-	0	-	-		
基金繰入金	0	0	270,000	185,000	0.4	0	-	皆減		
繰越金		478,499	1,117,691	589,973	47,681	0.1	53,130	0.1	11.4	
その他の収入		153,343	180,187	100,261	136,554	0.3	111,840	0.3	-18.1	
繰越事業費(R2→R3)		0	0	0	0	-	15,774	-	-	
合計		52,118,069	43,222,793	43,094,950	41,455,719	-	41,748,414	-	0.7	

※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)より作成。



## 【歳出】

(単位:千円、%)

		平成29年度 決算額	平成30年度 決算額	令和元年度 決算額	令和2年度 決算額	構成比	令和3年度 決算額	構成比	伸率	
総務費		687,309	655,558	696,235	688,081	1.7	612,399	1.5	△ 11.0	
保険給付費	一般被保険者分	療養給付費	25,023,026	24,992,139	25,420,894	23,920,834	57.9	24,822,012	60.5	3.8
		療養費	221,252	216,387	217,339	201,366	0.5	198,027	0.5	△ 1.7
		高額療養費	3,680,608	3,754,476	3,839,160	3,685,667	8.9	3,722,385	9.1	1.0
		高額介護合算療養費	1,130	2,727	3,792	4,151	0.0	4,257	0.0	2.6
		移送費	0	110	0	0	-	0	-	-
		出産育児諸費	162,729	149,433	143,606	142,333	0.3	140,287	0.3	△ 1.4
		葬祭諸費	9,500	9,620	9,940	10,080	0.0	9,620	0.0	△ 4.6
		その他	0	0	0	323	0.0	1,745	0.0	440.2
	小計	29,098,245	29,124,892	29,634,732	27,964,754	67.7	28,898,333	70.5	3.3	
	退職被保険者等分	療養給付費	405,390	173,925	36,551	393	0.0	35	0.0	△ 91.1
		療養費	4,160	1,724	303	0	-	0	-	-
		高額療養費	71,785	34,643	8,782	151	0.0	10	0.0	△ 93.4
		高額介護合算療養費	110	287	0	0	-	0	-	-
		移送費	0	0	0	0	-	0	-	-
小計	481,445	210,579	45,637	544	0.0	45	0.0	△ 91.7		
審査支払手数料	75,724	81,556	77,450	71,444	0.2	75,133	0.2	5.2		
計	29,655,414	29,417,026	29,757,818	28,036,742	67.8	28,973,511	70.6	3.3		
国民健康保険事業費納付金		-	11,091,678	12,214,282	12,291,279	29.7	11,072,635	27.0	△ 9.9	
後期等	後期高齢者支援金	5,379,748	0	0	0	-	0	-	-	
	事務費拠出金	387	0	0	0	-	0	-	-	
計	5,380,135	0	0	0	-	0	-	-		
前期等	前期高齢者納付金	19,413	0	0	0	-	0	-	-	
	事務費拠出金	374	0	0	0	-	0	-	-	
計	19,787	0	0	0	-	0	-	-		
老人保健	医療費拠出金	0	0	0	0	-	0	-	-	
	事務費拠出金	106	0	0	0	-	0	-	-	
計	106	0	0	0	-	0	-	-		
介護納付金		2,080,740	0	0	0	-	0	-	-	
共同事業	高額医療費共同事業拠出金	943,202	0	0	0	-	0	-	-	
	保険財政共同安定化事業拠出金	10,546,751	0	0	0	-	0	-	-	
	その他	0	0	0	0	-	0	-	-	
	計	11,489,953	0	0	0	-	0	-	-	
保健事業	特定健康診査等事業費	145,957	147,552	188,489	170,700	0.4	181,317	0.4	6.2	
	保健事業費	80,613	79,986	75,550	69,124	0.2	80,123	0.2	15.9	
	計	226,570	227,538	264,039	239,824	0.6	261,439	0.6	9.0	
保険給付費等交付金償還金		0	0	29,911	45,315	0.1	37,557	0.1	△ 17.1	
直診勘定拠出金		10	41	1,041	0	-	2,750	0.0	皆増	
基金等積立金		0	203	205	217	0.0	1,068	0.0	392.2	
前年度繰上充用金		0	0	0	0	-	0	-	-	
公債費(組合債費)		0	0	0	0	-	0	-	-	
その他の支出		340,355	640,777	33,738	25,357	0.1	37,858	0.1	49.3	
繰上充用金		0	0	0	0	-	0	-	-	
繰越事業費(R2→R3)		0	0	0	0	-	15,774	0.0	皆増	
合計		49,880,378	42,032,820	42,997,269	41,326,815	-	41,014,992	-	△ 0.8	

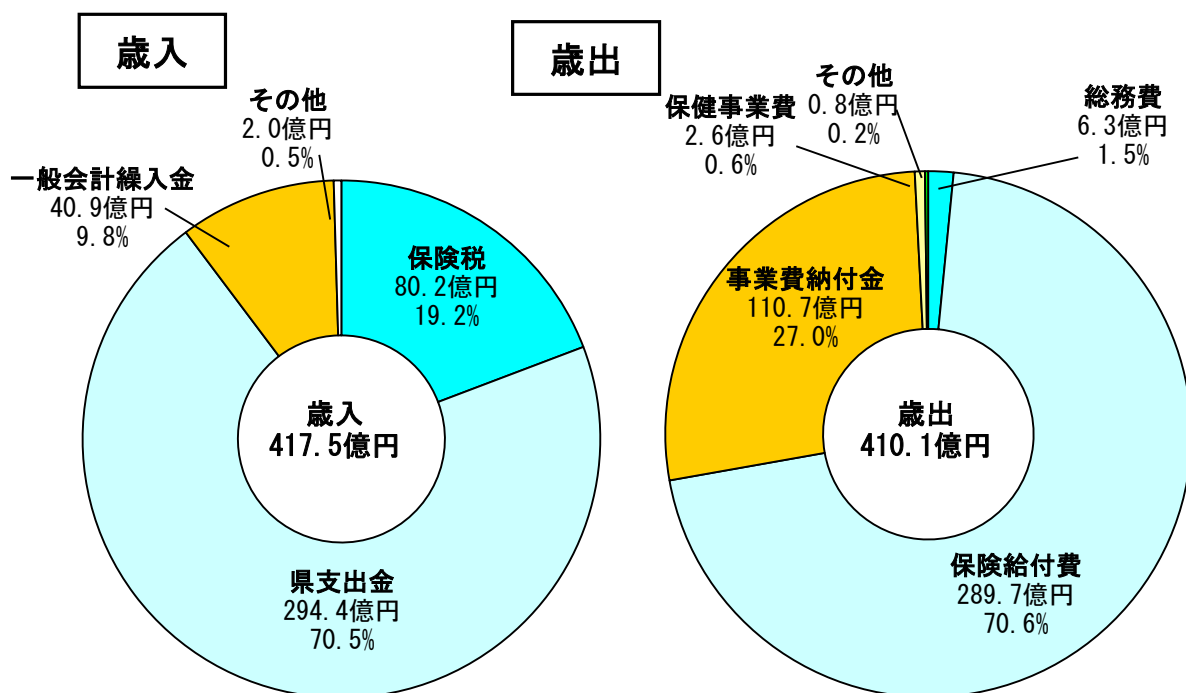
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
収支差引残(歳入合計-歳出合計)	2,237,691	1,189,973	97,681	128,904	733,422
うち次年度への繰越金	1,117,691	589,973	47,681	68,904	63,422
うち基金積立金	1,120,000	600,000	50,000	60,000	670,000
基金繰入金	0	0	270,000	185,000	0
基金運用利息	0	203	205	217	1,068
年度末基金保有額	1,620,000	2,220,203	2,000,407	1,875,624	2,546,692

※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)より作成。

※基金積立金は、決算時の積み立てを含む。

#### 4 令和3年度決算状況(事業年報)



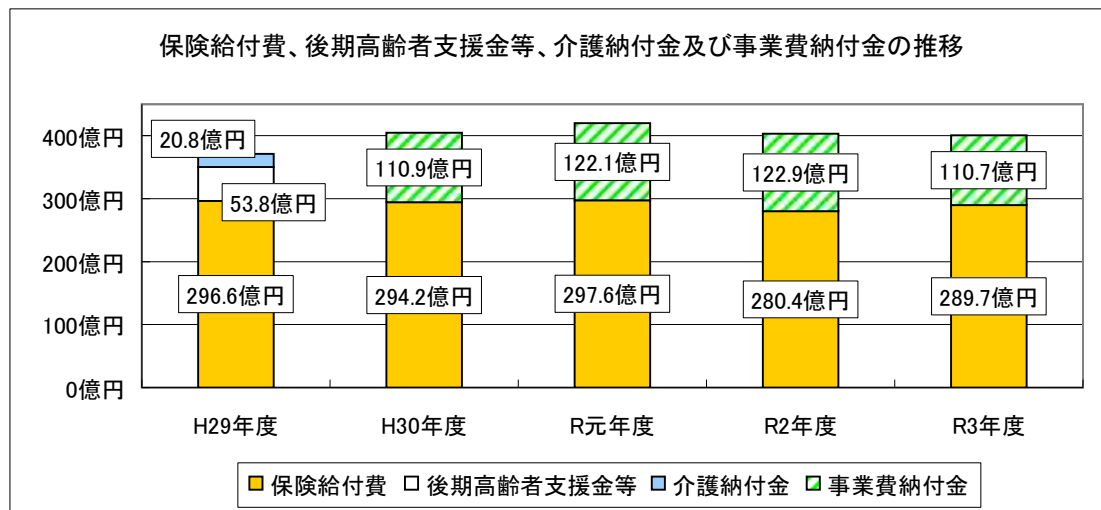
※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)より作成。

#### 5 保険給付費、後期高齢者支援金等、介護納付金及び事業費納付金の年度別推移

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保険給付費	29,655,414	29,417,026	29,757,818	28,036,742	28,973,511
対前年度伸び(金額)	△ 620,310	△ 238,388	340,792	△ 1,721,076	936,769
対前年度伸び(率)	△ 2.0%	△ 0.8%	+1.2%	△ 5.8%	+3.3%
事業費納付金	0	11,091,678	12,214,282	12,291,279	11,072,635
対前年度伸び(金額)	-	11,091,678	1,122,604	76,997	△ 1,218,644
対前年度伸び(率)	-	皆増	+10.1%	+0.6%	△ 9.9%
後期高齢者支援金等	5,380,135	0	0	0	0
対前年度伸び(金額)	△ 164,745	皆減	-	-	-
対前年度伸び(率)	△ 3.0%	皆減	-	-	-
介護納付金	2,080,740	0	0	0	0
対前年度伸び(金額)	△ 93,626	皆減	-	-	-
対前年度伸び(率)	△ 4.3%	皆減	-	-	-

※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。



## 6 国民健康保険運営基金の状況

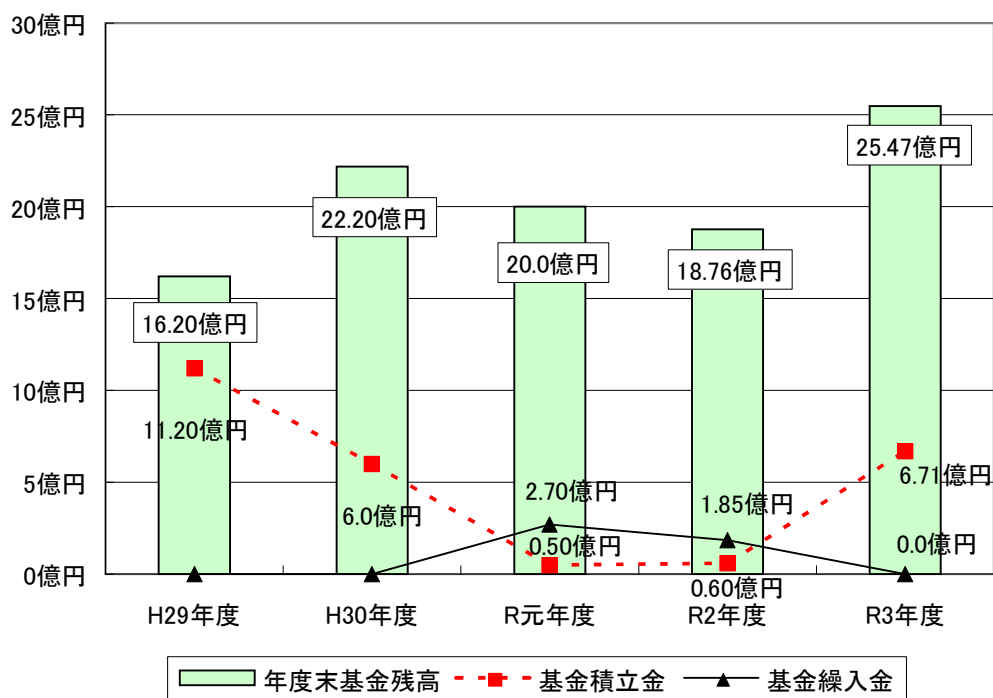
(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
前年度末残高	500,000	1,620,000	2,220,203	2,000,407	1,875,624
基金積立金	1,120,000	600,203	50,205	60,217	671,068
基金繰入金	0	0	270,000	185,000	0
当該年度末残高	1,620,000	2,220,203	2,000,407	1,875,624	2,546,692

※基金積立金は、決算時の積み立て及び基金運用利息を含む。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)より作成。

### 国民健康保険運営基金残高・基金積立額・基金繰入額の推移



## II 被保険者（加入者）の状況

### 1 国民健康保険被保険者（加入者）の状況

#### (1) 国民健康保険加入状況（年度末）

（単位：世帯、人）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
世帯数	市全体(住民基本台帳)	193,896	195,392	196,998	198,901	200,166
	国民健康保険加入世帯	58,758	57,969	57,156	56,792	55,743
	加入率	30.30%	29.67%	29.01%	28.55%	27.85%
被保険者数	市全体(住民基本台帳)	402,668	401,987	401,293	400,816	399,876
	国民健康保険被保険者	93,786	91,363	88,824	87,510	84,734
	加入率	23.29%	22.73%	22.13%	21.83%	21.19%

※国民健康保険加入世帯・被保険者数は、国民健康保険事業状況報告書(事業年報)A表より。

※住民基本台帳数は、翌年度4月1日時点の数値で(月末時点の統計情報がないため)、外国人登録を含む。

#### (2) 被保険者（加入者）の内訳

（単位：世帯、人）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
世帯数		60,010	58,868	58,093	57,316	56,826
被保険者(加入者)数		96,416	93,274	90,982	88,627	87,038
前期高齢者	前期高齢者	38,777	38,855	38,873	38,564	38,861
	70歳以上一般	16,334	17,907	19,376	20,586	21,928
	70歳以上現役並所得者	878	962	1,044	1,079	1,104
	未就学児	3,371	3,043	2,835	2,656	2,487
	前期高齢者以外	57,639	54,419	52,109	50,063	48,177
	一般被保険者	94,921	92,672	90,875	88,626	87,038
前期高齢者	前期高齢者	38,777	38,855	38,873	38,564	38,861
	70歳以上一般	16,334	17,907	19,376	20,586	21,928
	70歳以上現役並所得者	878	962	1,044	1,079	1,104
	未就学児	3,370	3,042	2,835	2,656	2,487
	前期高齢者以外	56,144	53,817	52,002	50,062	48,177
	退職被保険者等	1,495	602	107	1	0

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)A表の年度平均(3月末～翌年2月末の平均)より。

※前期高齢者は、65歳～74歳の年齢区分。前期高齢者以外は、64歳までの年齢区分。

#### (3) 被保険者（加入者）全体と、前期高齢者、前期高齢者以外の推移

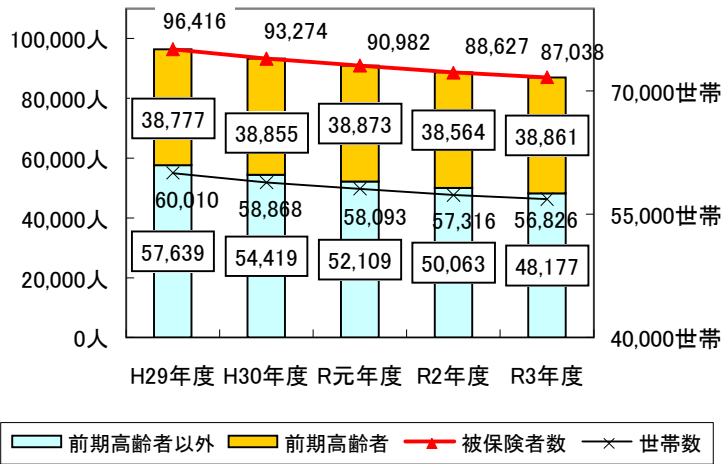
（単位：人）

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
被保険者(加入者)数		96,416	93,274	90,982	88,627	87,038
前期高齢者	対前年度比伸び(人数)	△ 5,035	△ 3,142	△ 2,292	△ 2,355	△ 1,589
	対前年度比伸び(率)	△4.96%	△3.26%	△2.46%	△2.59%	△1.79%
前期高齢者	前期高齢者	38,777	38,855	38,873	38,564	38,861
	構成割合(率)	40.22%	41.66%	42.73%	43.51%	44.65%
	対前年度比伸び(人数)	+36	+78	+18	△ 309	+297
前期高齢者以外	対前年度比伸び(率)	+0.09%	+0.20%	+0.05%	△0.79%	+0.77%
	前期高齢者以外	57,639	54,419	52,109	50,063	48,177
	構成割合(率)	59.78%	58.34%	57.27%	56.49%	55.35%
前期高齢者以外	対前年度比伸び(人数)	△ 5,071	△ 3,220	△ 2,310	△ 2,046	△ 1,886
	対前年度比伸び(率)	△8.09%	△5.59%	△4.24%	△3.93%	△3.77%

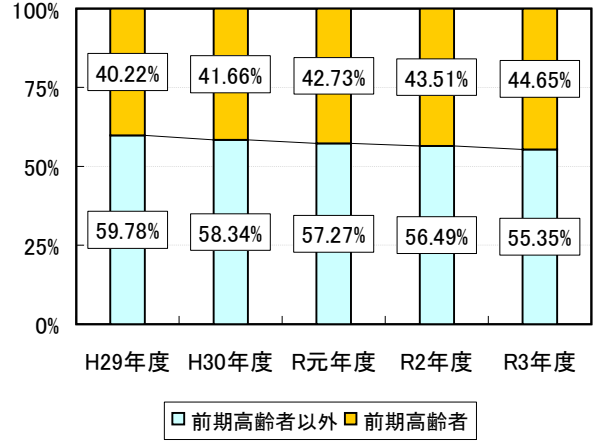
※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)A表の年度平均(3月末～翌年2月末の平均)より。

※前期高齢者は、65歳～74歳の年齢区分。前期高齢者以外は、64歳までの年齢区分。

被保険者数及び世帯数の推移



前期高齢者区分割合の推移



## 2 年齢区分別被保険者(加入者)状況

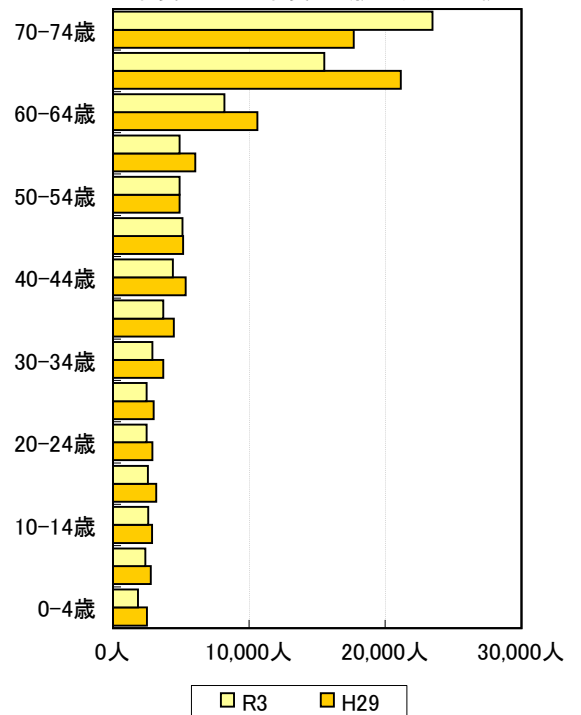
(単位:人、歳)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
70-74歳	17,681	19,348	20,884	21,993	23,482
65-69歳	21,142	19,600	18,006	16,515	15,531
60-64歳	10,591	9,758	9,185	8,634	8,178
55-59歳	6,060	5,792	5,532	5,251	4,871
50-54歳	4,876	4,757	4,690	4,670	4,901
45-49歳	5,150	5,160	5,136	5,161	5,114
40-44歳	5,345	5,049	4,827	4,596	4,381
35-39歳	4,458	4,213	3,990	3,816	3,680
30-34歳	3,687	3,408	3,177	3,064	2,891
25-29歳	2,982	2,689	2,611	2,502	2,461
20-24歳	2,898	2,786	2,725	2,625	2,455
15-19歳	3,175	2,896	2,815	2,639	2,544
10-14歳	2,867	2,816	2,675	2,596	2,564
5-9歳	2,787	2,690	2,592	2,462	2,363
0-4歳	2,480	2,185	2,065	1,921	1,834
計	96,179	93,147	90,910	88,445	87,250
平均年齢	50.92	52.05	52.89	53.30	53.37

※国民健康保険実態調査より(各年度9月末時点の被保険者数)。

※平均年齢は、各年齢区分の中間年齢に被保険者数を乗じて平均を算出した。

H29年度及びR3年度の5歳区分別比較



### 3 所得段階別世帯数、被保険者の状況

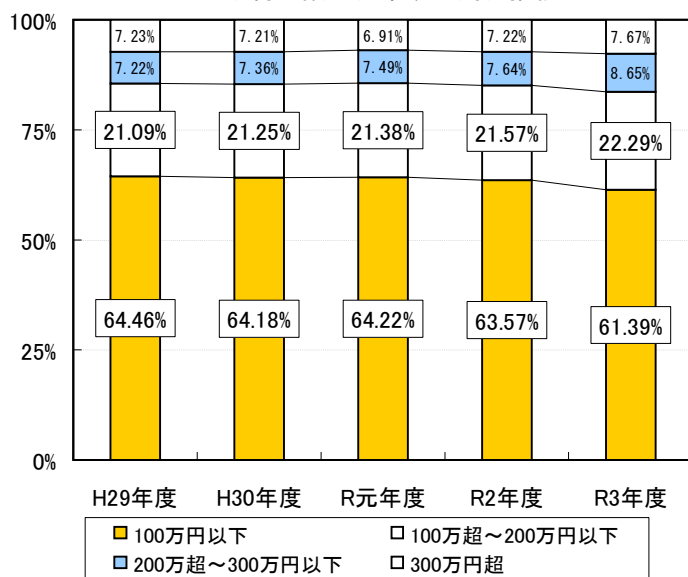
(単位:世帯、人)

	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合	数	割合
世帯数	58,758	100.00%	57,969	100.00%	57,156	100.00%	56,792	100.00%	55,743	100.00%
基礎控除額以下	25,851	44.00%	25,441	43.89%	25,029	43.79%	24,266	42.73%	24,611	44.15%
40万円以下	1,561	2.66%	1,586	2.74%	1,549	2.71%	1,537	2.71%	1,537	0.00%
60万円以下	3,870	6.59%	3,768	6.50%	3,773	6.60%	3,894	6.86%	3,278	5.88%
80万円以下	3,473	5.91%	3,284	5.67%	3,237	5.66%	3,343	5.89%	3,391	6.08%
100万円以下	3,113	5.30%	3,119	5.38%	3,121	5.46%	3,056	5.38%	2,943	5.28%
150万円以下	7,610	12.95%	7,541	13.01%	7,483	13.09%	7,507	13.22%	7,355	13.19%
200万円以下	4,782	8.14%	4,778	8.24%	4,738	8.29%	4,744	8.35%	5,074	9.10%
250万円以下	2,712	4.62%	2,674	4.61%	2,701	4.73%	2,732	4.81%	3,040	5.45%
300万円以下	1,529	2.60%	1,592	2.75%	1,575	2.76%	1,608	2.83%	1,782	3.20%
400万円以下	1,590	2.71%	1,647	2.84%	1,566	2.74%	1,643	2.89%	1,812	3.25%
500万円以下	804	1.37%	807	1.39%	757	1.32%	786	1.38%	844	1.51%
500万円超	1,865	3.15%	1,732	2.98%	1,627	2.85%	1,676	2.95%	1,613	2.91%
被保険者(加入者)数	93,786	100.00%	91,363	100.00%	88,824	100.00%	87,510	100.00%	84,734	100.00%
基礎控除額以下	33,365	35.58%	32,579	35.66%	31,760	35.76%	30,372	34.71%	30,734	36.27%
40万円以下	2,374	2.53%	2,402	2.63%	2,309	2.60%	2,230	2.55%	2,230	0.00%
60万円以下	6,041	6.44%	5,831	6.38%	5,752	6.48%	5,755	6.58%	4,714	5.56%
80万円以下	5,626	6.00%	5,309	5.81%	5,108	5.75%	5,173	5.91%	5,142	6.07%
100万円以下	5,163	5.51%	5,141	5.63%	5,042	5.68%	4,860	5.55%	4,599	5.43%
150万円以下	12,943	13.80%	12,656	13.85%	12,404	13.96%	12,413	14.18%	11,711	13.82%
200万円以下	8,961	9.55%	8,720	9.54%	8,616	9.70%	8,563	9.79%	8,817	10.41%
250万円以下	5,545	5.91%	5,318	5.82%	5,253	5.91%	5,177	5.92%	5,628	6.64%
300万円以下	3,285	3.50%	3,398	3.72%	3,277	3.69%	3,301	3.77%	3,537	4.17%
400万円以下	3,584	3.82%	3,645	3.99%	3,431	3.86%	3,569	4.08%	3,860	4.56%
500万円以下	1,907	2.03%	1,870	2.05%	1,782	2.01%	1,848	2.11%	1,926	2.27%
500万円超	4,992	5.33%	4,494	4.92%	4,090	4.60%	4,249	4.85%	4,066	4.80%

※各年度末時点の世帯合計所得及び、被保険者合計所得を所得段階別に分類したものの。

※基礎控除額は33万円(令和2年度まで)。令和3年度は43万円

所得段階別世帯数の割合推移



### Ⅲ 医療費（保険給付）の状況

#### 1 保険給付の概要

##### (1) 給付割合(令和3年度)

		負担割合	
		保険者	被保険者
小学校就学前		8割	2割
小学校就学～70歳未満		7割	3割
70～ 75歳未満	一般所得者	8割	2割
	現役並み所得者	7割	3割

##### (2) 高額療養費自己負担限度額(令和3年度)

###### 【70歳未満の人の場合】

	基礎控除後の所得	通常	多数該当	合算対象基準	特定疾病
住民税非課税世帯	-	35,400円	24,600円	21,000円	10,000円
一般	210万円以下	57,600円	44,400円		
	210万円～600万円以下	80,100円+1%	44,400円		
上位所得者	① 600万円～901万円以下	167,400円+1%	93,000円	20,000円	
	② 901万円超	252,600円+1%	140,100円		

※上位所得者は、基礎控除後の所得600万円超。

※「+1%」は総医療費が一般267,000円、上位所得者①558,000円、②842,000円を超えた場合、超えた分の1%を加算。

※多数該当は、過去12月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額。

※特定疾病は、人工透析を必要とする慢性腎不全、先天性血液凝固因子障害、血液凝固因子製剤の投与に起因するHIV感染症。

※特定疾病の上位所得者適用は、慢性腎不全のみ。

###### 【70歳以上の人の場合】

	外来	外来+入院	多数該当	外来年間上限
低所得者Ⅰ	8,000円	15,000円	—	—
低所得者Ⅱ		24,600円	—	—
一般	18,000円	57,600円	44,400円	144,000円
現役並み所得者Ⅰ (課税所得145万円以上)	80,100円+1%		44,400円	—
現役並み所得者Ⅱ (課税所得380万円以上)	167,400円+1%		93,000円	—
現役並み所得者Ⅲ (課税所得690万円以上)	252,600円+1%		140,100円	—

※低所得者Ⅰ：同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税であって、その世帯の総所得金額が0円の時(ただし、公的年金収入が80万円を超える人が世帯にいるときは対象外の場合あり)。

※低所得者Ⅱ：同一世帯の世帯主とすべての国保被保険者が住民税非課税である人。

※「+1%」は総医療費が現役並み所得者Ⅰ267,000円、現役並み所得者Ⅱ558,000円、現役並み所得者Ⅲ842,000円を超えた場合、超えた分の1%を加算。

※多数該当は、過去12月間に、同じ世帯で高額療養費の支給が4回以上あった場合の4回目以降の自己負担限度額。

※一般区分については、1年間(8月～翌7月)の外来の自己負担額の合計額に、年間14.4万円の上限あり。

##### (3) 出産育児一時金(令和3年度)

		金額	実績
出産育児一時金	産科医療補償制度加入の医療機関での出産	420,000円	324件
	上記以外	404,000円	10件
	～R3.12.31	408,000円	1件
	R4.1.1～		
計			335件

##### (4) 葬祭費(令和3年度)

	金額	実績
葬祭費	20,000円	481件

## 2 医療費の状況

### (1) 医療費全体の状況

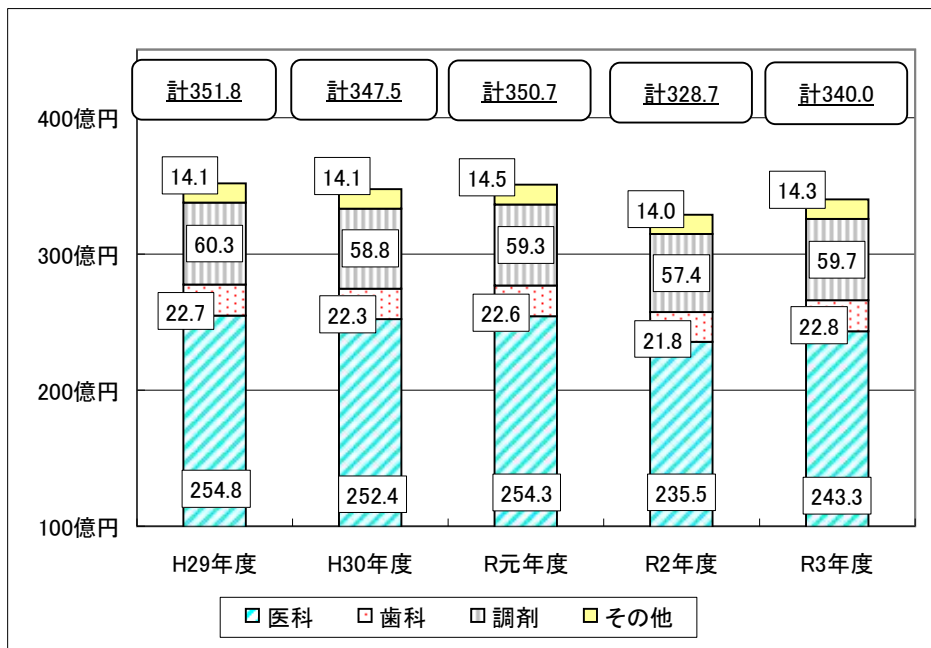
(単位:円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
医科	25,483,812,222	25,236,999,734	25,434,304,313	23,552,262,780	24,324,968,464
歯科	2,268,245,645	2,228,854,662	2,256,211,320	2,174,702,836	2,275,572,690
調剤	6,025,248,276	5,876,921,185	5,932,756,846	5,743,045,999	5,970,647,417
その他	1,404,582,574	1,410,076,310	1,450,373,099	1,404,063,035	1,427,089,249
計	35,181,888,717	34,752,851,891	35,073,645,578	32,874,074,650	33,998,277,820

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(1)、C表(3)及びF表(2)より。

(単位:億円)



### (2) 一人あたり医療費の状況

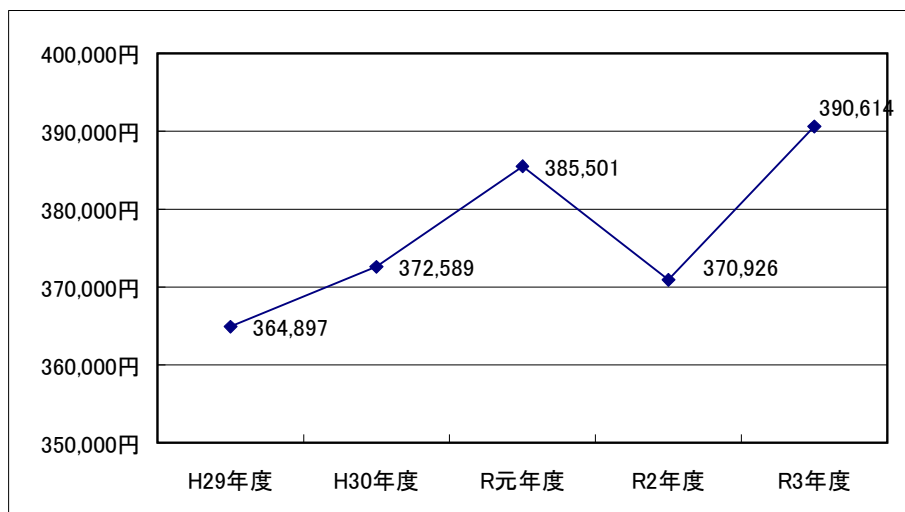
(単位:円)

平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
364,897	372,589	385,501	370,926	390,614

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(1)及びF表(1)より。

※被保険者数は、国民健康保険事業状況報告書(事業年報)A表の年度平均(3月末～翌年2月末の平均)より。





### 3 療養の給付等の状況

#### (1) 療養の給付(診療費)の状況

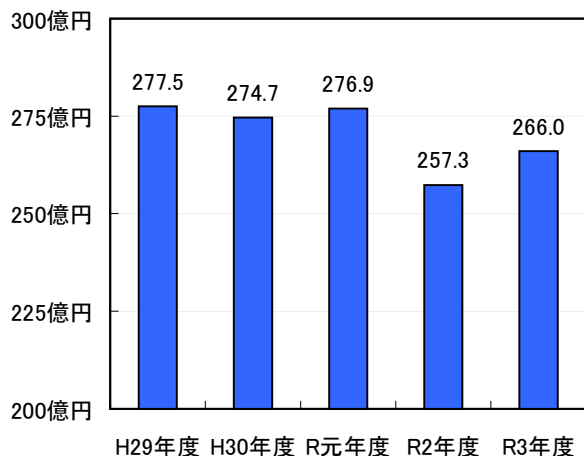
(単位:件、日、円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
診療費	件数	1,021,831	1,000,993	990,635	908,995	922,232	
	日数	2,151,735	2,080,948	2,037,444	1,830,797	1,860,763	
	費用額	27,752,057,867	27,465,854,396	27,690,515,633	25,726,965,616	26,600,541,154	
	入院	件数	25,581	24,798	24,484	22,164	22,003
		日数	416,220	405,567	400,078	358,920	351,368
		費用額	13,214,723,353	13,098,415,192	13,238,801,853	12,181,045,989	12,273,542,908
	入院外	件数	835,449	815,230	801,599	737,573	742,427
		日数	1,403,850	1,352,725	1,318,046	1,185,058	1,220,313
		費用額	12,269,088,869	12,138,584,542	12,195,502,460	11,371,216,791	12,051,425,556
歯科	件数	160,801	160,965	164,552	149,258	157,802	
	日数	331,665	322,656	319,320	286,819	289,082	
	費用額	2,268,245,645	2,228,854,662	2,256,211,320	2,174,702,836	2,275,572,690	

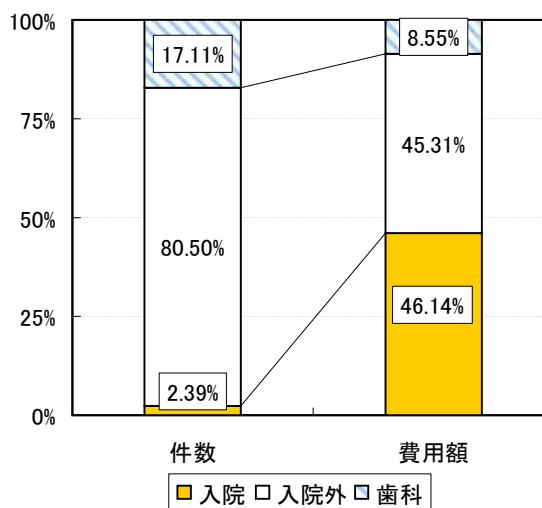
※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(3)及びF表(2)より。

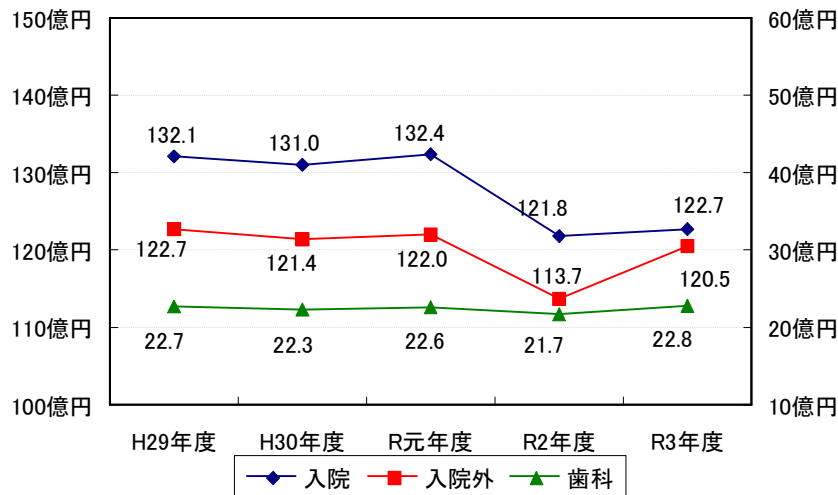
診療費(費用額)の推移



令和3年度診療費の件数と費用額の割合



診療費各項目別費用額の推移



## (2) 各区分別療養の給付(診療費)の状況

(単位:件、日、円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
前期高齢者		件数	578,818	577,928	581,675	539,388	555,277
		日数	1,200,583	1,179,422	1,174,002	1,052,005	1,092,515
		費用額	15,789,429,958	15,683,298,526	16,209,851,945	14,845,726,929	15,783,892,643
	入院	件数	13,837	13,682	13,820	12,442	12,877
		日数	211,121	208,121	210,390	185,441	191,016
		費用額	7,499,253,180	7,427,613,156	7,726,639,689	7,057,525,927	7,430,007,667
	入院外	件数	480,280	477,656	477,275	445,951	455,726
		日数	811,453	794,507	784,680	709,351	740,065
		費用額	7,072,481,008	7,040,500,560	7,231,202,798	6,599,966,097	7,085,026,116
	歯科	件数	84,701	86,590	90,580	80,995	86,674
		日数	178,009	176,794	178,932	157,213	161,434
		費用額	1,217,695,770	1,215,184,810	1,252,009,458	1,188,234,905	1,268,858,860
70歳以上一般		件数	279,138	298,513	319,178	316,028	343,101
		日数	587,247	618,738	650,132	617,941	670,003
		費用額	7,361,487,538	7,951,369,655	8,780,148,928	8,500,978,150	9,401,463,073
	入院	件数	6,608	6,975	7,674	7,247	7,901
		日数	98,801	104,429	114,060	104,826	114,473
		費用額	3,500,558,877	3,779,983,178	4,258,335,110	4,022,240,228	4,390,376,562
	入院外	件数	233,566	248,548	263,874	263,307	283,981
		日数	406,208	426,139	441,994	424,494	459,803
		費用額	3,293,819,831	3,559,599,157	3,854,816,010	3,812,705,979	4,257,509,441
	歯科	件数	38,964	42,990	47,630	45,474	51,219
		日数	82,238	88,170	94,078	88,621	95,727
		費用額	567,108,830	611,787,320	666,997,808	666,031,943	753,577,070
70歳以上現役並み所得者		件数	14,742	16,509	17,789	16,746	17,150
		日数	27,789	29,303	30,894	28,707	30,776
		費用額	362,132,411	378,485,200	445,467,837	385,925,910	439,739,058
	入院	件数	276	279	307	261	318
		日数	3,358	3,521	3,581	3,135	3,997
		費用額	158,524,898	151,464,830	182,531,475	157,500,420	208,513,240
	入院外	件数	12,340	13,857	14,646	13,957	13,927
		日数	19,993	20,960	21,627	20,679	21,378
		費用額	175,064,533	193,668,340	222,503,262	191,490,490	191,220,958
	歯科	件数	2,126	2,373	2,836	2,528	2,905
		日数	4,438	4,822	5,686	4,893	5,401
		費用額	28,542,980	33,352,030	40,433,100	36,935,000	40,004,860
未就学児		件数	38,537	34,189	32,400	24,831	25,848
		日数	63,008	54,010	50,139	37,466	38,912
		費用額	591,399,449	518,471,420	435,677,060	416,361,420	404,378,200
	入院	件数	478	402	372	304	306
		日数	3,347	2,893	2,151	2,174	1,718
		費用額	242,012,039	201,527,400	142,899,520	174,862,240	122,664,100
	入院外	件数	33,971	30,079	28,444	21,327	22,279
		日数	53,608	45,822	43,074	30,958	32,956
		費用額	306,833,300	276,453,330	255,770,610	209,242,390	249,398,850
	歯科	件数	4,088	3,708	3,584	3,200	3,263
		日数	6,053	5,295	4,914	4,334	4,238
		費用額	42,554,110	40,490,690	37,006,930	32,256,790	32,315,250
前期高齢者以外		件数	443,013	423,065	408,960	369,607	366,955
		日数	951,152	901,526	863,442	778,792	768,248
		費用額	11,962,627,909	11,782,555,870	11,480,663,688	10,881,238,687	10,816,648,511
	入院	件数	11,744	11,116	10,664	9,722	9,126
		日数	205,099	197,446	189,688	173,479	160,352
		費用額	5,715,470,173	5,670,802,036	5,512,162,164	5,123,520,062	4,843,535,241
	入院外	件数	355,169	337,574	324,324	291,622	286,701
		日数	592,397	558,218	533,366	475,707	480,248
		費用額	5,196,607,861	5,098,083,982	4,964,299,662	4,771,250,694	4,966,399,440
	歯科	件数	76,100	74,375	73,972	68,263	71,128
		日数	153,656	145,862	140,388	129,606	127,648
		費用額	1,050,549,875	1,013,669,852	1,004,201,862	986,467,931	1,006,713,830

## (3) 療養の給付(診療費)の各区分別指標

(単位:人、円、件、日)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
被保険者数	96,416	93,274	90,982	88,627	87,038	
前期高齢者	38,777	38,855	38,873	38,564	38,861	
前期高齢者以外	57,639	54,419	52,109	50,063	48,177	
診療費 (入院+入院外+歯科)	一人あたり費用額	287,837	294,464	304,352	290,284	305,620
	前期高齢者	407,185	403,637	416,995	384,963	406,163
	前期高齢者以外	207,544	216,515	220,320	217,351	224,519
	一人あたり件数	10.60	10.73	10.89	10.26	10.60
	前期高齢者	14.93	14.87	14.96	13.99	14.29
	前期高齢者以外	7.69	7.77	7.85	7.38	7.62
	一件あたり費用額	27,159	27,439	27,952	28,303	28,844
	前期高齢者	27,279	27,137	27,868	27,523	28,425
	前期高齢者以外	27,003	27,850	28,073	29,440	29,477
	一件あたり日数	2.11	2.08	2.06	2.01	2.02
	前期高齢者	2.07	2.04	2.02	1.95	1.97
	前期高齢者以外	2.15	2.13	2.11	2.11	2.09
入院	一人あたり費用額	137,059	140,429	145,510	137,442	141,014
	前期高齢者	193,394	191,162	198,766	183,008	191,194
	前期高齢者以外	99,160	104,206	105,781	102,341	100,536
	一人あたり件数	0.27	0.27	0.27	0.25	0.25
	前期高齢者	0.36	0.35	0.36	0.32	0.33
	前期高齢者以外	0.20	0.20	0.20	0.19	0.19
	一件あたり日数	16.27	16.35	16.34	16.19	15.97
	前期高齢者	15.26	15.21	15.22	14.90	14.83
	前期高齢者以外	17.46	17.76	17.79	17.84	17.57
入院外	一人あたり費用額	127,252	130,139	134,043	128,304	138,462
	前期高齢者	182,389	181,199	186,021	171,143	182,317
	前期高齢者以外	90,158	93,682	95,268	95,305	103,087
	一人あたり件数	8.67	8.74	8.81	8.32	8.53
	前期高齢者	12.39	12.29	12.28	11.56	11.73
	前期高齢者以外	6.16	6.20	6.22	5.83	5.95
	一件あたり日数	1.68	1.66	1.64	1.61	1.64
	前期高齢者	1.69	1.66	1.64	1.59	1.62
	前期高齢者以外	1.67	1.65	1.64	1.63	1.68
歯科	一人あたり費用額	23,526	23,896	24,798	24,538	26,145
	前期高齢者	31,403	31,275	32,208	30,812	32,651
	前期高齢者以外	18,226	18,627	19,271	19,705	20,896
	一人あたり件数	1.67	1.73	1.81	1.68	1.81
	前期高齢者	2.18	2.23	2.33	2.10	2.23
	前期高齢者以外	1.32	1.37	1.42	1.36	1.48
	一件あたり日数	2.06	2.00	1.94	1.92	1.83
	前期高齢者	2.10	2.04	1.98	1.94	1.86
	前期高齢者以外	2.02	1.96	1.90	1.90	1.79

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※被保険者数は、国民健康保険事業状況報告書(事業年報)A表の年度平均(3月末～翌年2月末の平均)より。

※前期高齢者は65歳～74歳の年齢区分。前期高齢者以外は64歳までの年齢区分。

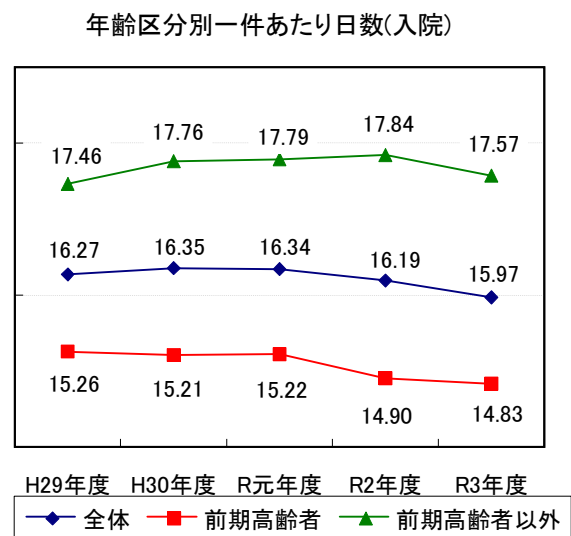
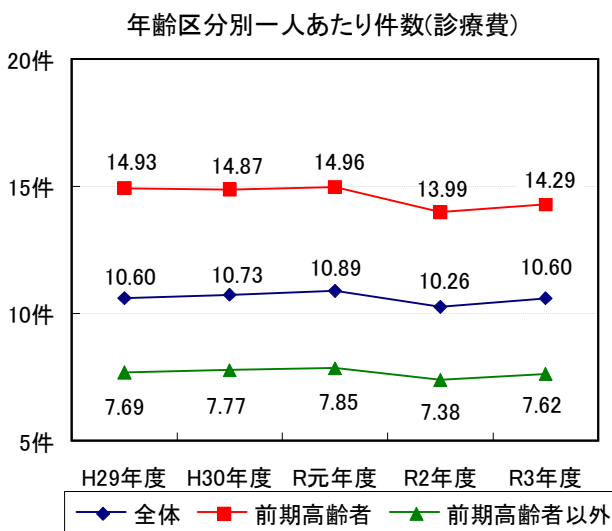
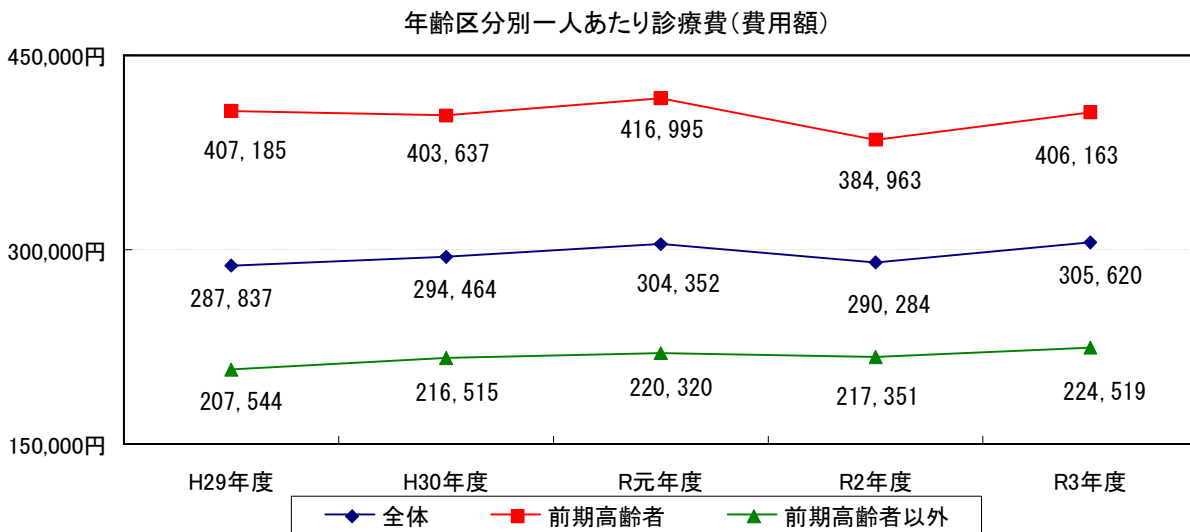
※費用額、件数、日数等は国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(3)及びF表(2)より。

■第五次宮崎市総合計画前期基本計画(参考)

基本目標 1	
良好な生活機能が確保されている都市	
重点目標 1-2	
2025年問題に対応した「医療・福祉の充実」	
主要施策	
3 健康づくりの推進	重要業績評価指標：特定健診受診率
6 社会保障の確保	重要業績評価指標：1人あたりの診療費 ：ジェネリック医薬品の使用率

■重要業績評価指標（目標の達成度を測る指標）

指標6-1	現状 R3(2021)年度	目標値(最終年度) R4(2022)年度
一人当たりの診療費	305,620円	328,000円



## (4) 各区分別 調剤、食事療養、訪問看護の状況

(単位:件、日、円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
全体	調剤	件数	577,788	567,575	556,144	518,875	534,723
		日数	707,587	689,150	671,894	613,570	631,970
		費用額	6,025,248,276	5,876,921,185	5,932,756,846	5,743,045,999	5,970,647,417
	食事療養	件数	24,291	23,590	23,358	20,755	20,580
		日数	1,103,768	1,073,595	1,062,083	959,726	949,701
		費用額	729,892,432	708,766,202	701,334,461	633,990,342	626,763,679
	訪問看護	件数	5,530	5,967	6,557	6,952	7,331
		日数	33,129	35,574	39,375	42,660	44,945
		費用額	365,201,350	402,441,500	451,382,530	494,829,290	529,300,630
前期高齢者	調剤	件数	334,638	334,339	331,491	315,596	328,680
		日数	400,881	397,821	392,261	365,041	380,309
		費用額	3,575,291,082	3,544,855,553	3,577,820,048	3,447,979,608	3,607,941,701
	食事療養	件数	13,257	13,051	13,197	11,681	12,118
		日数	559,705	546,637	551,811	487,839	510,184
		費用額	374,706,740	364,903,999	368,104,225	326,194,840	340,837,351
	訪問看護	件数	1,479	1,608	1,752	1,800	2,014
		日数	9,569	10,263	11,933	11,900	14,067
		費用額	108,950,700	119,339,070	138,614,760	140,455,020	168,136,220
70歳以上一般	調剤	件数	163,705	173,962	183,525	186,134	202,979
		日数	197,067	207,788	217,785	215,516	234,877
		費用額	1,776,005,593	1,855,180,413	1,957,838,898	2,012,775,940	2,209,735,317
	食事療養	件数	6,342	6,678	7,338	6,799	7,425
		日数	261,137	273,282	298,913	272,737	305,758
		費用額	174,355,357	182,597,040	199,148,298	182,481,690	203,331,099
	訪問看護	件数	683	768	891	1,023	1,280
		日数	4,226	4,638	5,883	6,342	8,504
		費用額	48,424,770	53,807,690	70,282,230	76,257,480	102,539,540
70歳以上現役並み所得者	調剤	件数	8,450	9,489	9,972	9,886	10,019
		日数	10,081	11,011	11,582	11,246	11,437
		費用額	96,308,570	99,881,970	105,031,524	100,117,450	99,098,150
	食事療養	件数	261	273	290	233	283
		日数	8,687	9,328	9,402	7,265	9,535
		費用額	5,777,858	6,040,304	6,202,248	4,789,457	6,413,225
	訪問看護	件数	13	5	16	23	6
		日数	67	56	256	250	27
		費用額	677,560	645,180	2,953,100	2,891,110	429,730
未就学児	調剤	件数	26,863	24,018	22,929	17,026	17,845
		日数	40,268	35,200	33,404	23,655	25,498
		費用額	148,665,320	131,581,880	121,657,080	90,690,970	87,785,300
	食事療養	件数	336	292	265	206	215
		日数	5,598	5,094	3,154	3,149	2,511
		費用額	3,563,933	3,270,037	2,035,736	2,013,042	1,617,595
	訪問看護	件数	126	90	75	169	127
		日数	551	462	391	983	614
		費用額	6,939,820	5,949,660	5,128,600	12,717,370	8,167,550
前期高齢者以外	調剤	件数	243,150	233,236	224,653	203,279	206,043
		日数	306,706	291,329	279,633	248,529	251,661
		費用額	2,449,957,194	2,332,065,632	2,354,936,798	2,295,066,391	2,362,705,716
	食事療養	件数	11,034	10,539	10,161	9,074	8,462
		日数	544,063	526,958	510,272	471,887	439,517
		費用額	355,185,692	343,862,203	333,230,236	307,795,502	285,926,328
	訪問看護	件数	4,051	4,359	4,805	5,152	5,317
		日数	23,560	25,311	27,442	30,760	30,878
		費用額	256,250,650	283,102,430	312,767,770	354,374,270	361,164,410

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(3)及びF表(2)より。

## 4 療養費の状況

### (1) 各項目別 療養費の状況

(単位:人、円、件、日)

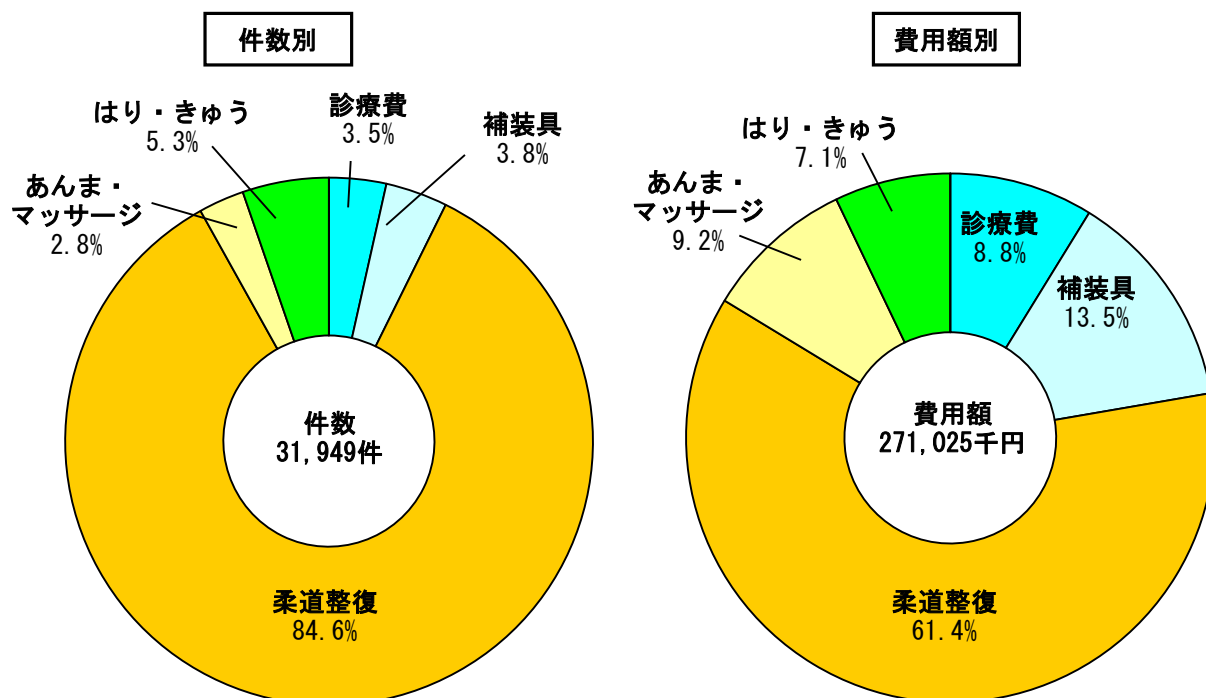
	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	38,413	37,309	36,440	31,869	31,949
診療費	796	994	1,082	851	1,121
補装具	1,143	1,199	1,126	1,107	1,203
柔道整復	33,962	32,662	31,426	27,328	27,031
あんま・マッサージ	590	609	888	930	890
はり・きゅう	1,923	1,845	1,917	1,646	1,704
その他	-1	0	1	7	0
費用額	309,488,792	298,718,992	297,656,108	275,243,403	271,024,940
診療費	12,718,730	14,549,466	19,991,621	23,455,739	23,965,094
補装具	38,125,417	37,219,790	36,161,661	33,822,435	36,607,545
柔道整復	223,203,845	210,326,426	196,785,686	173,366,679	166,412,931
あんま・マッサージ	18,568,040	20,249,240	23,906,200	25,502,490	24,914,810
はり・きゅう	16,878,550	16,374,070	20,631,830	18,424,460	19,124,560
その他	-5,790	0	179,110	671,600	0

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(1)及びF表(1)より。

※平成29年度のその他のマイナスについては、第三者行為求償による返納金のため。

### (2) 令和3年度療養費の項目別割合



## 5 高額療養費の状況

### (1) 各区分別 高額療養費の状況

(単位:件、円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	68,912	72,109	75,990	71,132	73,005
前期高齢者	50,334	54,127	57,534	54,305	56,523
70歳以上一般	37,687	41,933	45,618	44,685	47,702
70歳以上現役並み所得者	670	564	477	599	440
未就学児	360	337	279	254	244
前期高齢者以外	18,578	17,982	18,456	16,827	16,482
高額療養費	3,744,339,095	3,777,641,622	3,841,898,255	3,678,652,007	3,713,059,747
前期高齢者	2,039,317,600	2,036,244,412	2,108,315,384	1,980,641,991	2,058,896,285
70歳以上一般	792,059,367	875,122,896	989,890,825	981,488,634	1,076,800,493
70歳以上現役並み所得者	44,110,641	41,195,341	42,900,407	40,477,056	43,336,269
未就学児	34,576,987	32,771,327	17,698,062	28,204,365	15,062,885
前期高齢者以外	1,705,021,495	1,741,397,210	1,733,582,871	1,698,010,016	1,654,163,462
一件あたり高額療養費	54,335	52,388	50,558	51,716	50,860
前期高齢者	40,516	37,620	36,645	36,473	36,426
70歳以上一般	21,017	20,870	21,700	21,965	22,573
70歳以上現役並み所得者	65,837	73,041	89,938	67,574	98,492
未就学児	96,047	97,244	63,434	111,041	61,733
前期高齢者以外	91,776	96,841	93,931	100,910	100,362

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(2)及びF表(1)より。

### (2) 高額介護合算療養費の状況

(単位:件、円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	50	133	149	184	189
高額介護合算療養費	1,240,086	3,014,545	3,792,201	4,151,277	4,256,832

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(2)及びF表(1)より。

## 6 その他の給付の状況

### (1) 移送費の状況

(単位:件、円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
件数	0	2	0	0	0
移送費	0	149,616	0	0	0

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(1)及びF表(1)より。

### (2) 出産育児一時金及び葬祭費の状況

(単位:件、円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
出産育児一時金	件数	379	357	340	337	335
	出産育児一時金	158,860,000	149,492,000	142,512,000	140,460,000	139,688,000
葬祭費	件数	475	480	497	503	481
	葬祭費	9,500,000	9,600,000	9,940,000	10,060,000	9,620,000

※国民健康保険事業状況報告書(事業年報)C表(2)の数値であり、出産育児一時金及び葬祭費は決算書の給付費とは異なる。

## 7 医療費適正化の取組

### (1) 第三者行為等の処理状況(年度内収納金額)

(単位:円)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
第三者行為求償収納額	47,048,583	59,976,234	41,129,111	57,132,388	31,894,484
返納金収納額	22,924,298	12,519,988	14,223,319	15,504,614	22,351,203
計	69,972,881	72,496,222	55,352,430	72,637,002	54,245,687

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※各年度決算時点の収納額

### (2) 保健指導(重複頻回受診及び重複服薬者)

(単位:人)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
対象者	88	19	21	15	8
実施実人数	82	19	21	15	8
実施延べ人数	82	19	21	15	8

※平成30年度以降は、対象者の抽出条件を変更し、より改善効果の高い対象者に保健指導等を実施。

### (3) 医療費通知

(単位:回、件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間通知回数	6	6	6	6	4
通知件数	303,092	296,624	293,297	272,107	199,060

### (4) 後発医薬品差額通知

(単位:回、件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
年間通知回数	4	3	4	3	3
通知件数	23,476	17,031	19,232	18,887	17,150
後発医薬品使用率	74.1%	76.3%	80.2%	81.2%	81.5%

※後発医薬品使用率は、各年度(3月から2月調剤)の医薬品数ベースで算定したもの。

※令和2年度から通知対象差額を100円で年3回送付(令和元年度までは、通知対象差額を200円で年4回送付)

### (5) レセプト点検(内容点検)財政効果の推移

(単位:円、人、件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
保険者負担額 ①	29,110,141,725	28,864,796,688	29,142,151,609	27,578,651,880	28,299,363,245
被保険者数 ②	96,416	93,274	90,982	88,627	87,038
減点件数 ③	7,689	5,274	7,079	7,839	6,030
減点額 ④	19,540,309	11,076,802	19,385,877	12,599,398	11,666,416
内容点検財政効果率 ④÷①	0.07%	0.04%	0.07%	0.05%	0.04%
被保険者一人あたり 財政効果額 ④÷②	202.7	118.8	213.1	142.2	134.0
1件あたり財政効果額 ④÷③	2,541.3	2,100.3	2,738.5	1,607.3	1,934.7

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したもの。

※被保険者数は、国民健康保険事業状況報告書(事業年報)A表の年度平均(3月末～翌年2月末の平均)より。

※保険者負担額は、診療報酬明細書点検結果報告書より。



## IV 保健事業の状況

### 1 特定健康診査及び特定保健指導

#### (1) 各区分別特定健康診査受診率の推移

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
受診率	24.3%	24.5%	28.4%	25.4%	27.7%
男性	21.7%	21.7%	25.5%	23.3%	25.3%
女性	26.6%	26.9%	30.8%	27.2%	29.7%

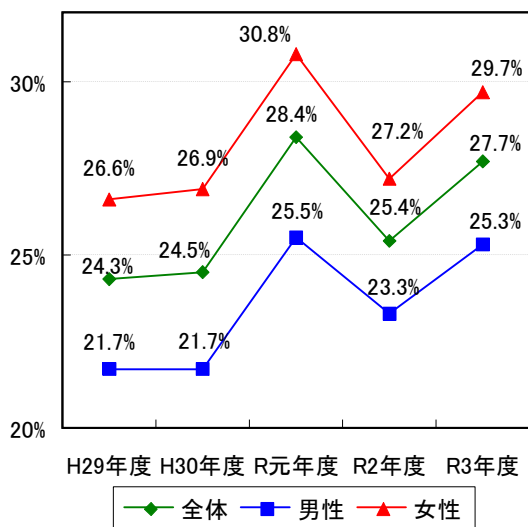
※令和3年度については、令和4年5月末現在の速報値。

#### (2) 各年齢区分別特定健康診査受診率の推移

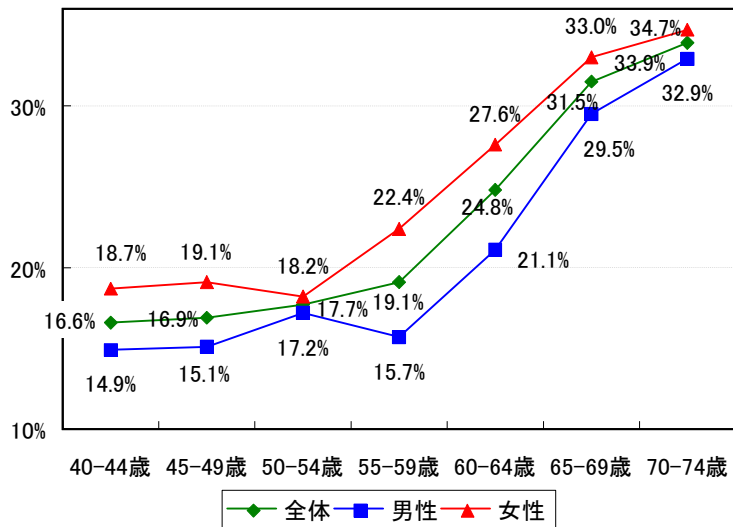
		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
全体	40-44歳	11.4%	12.5%	14.7%	13.3%	16.6%
	45-49歳	11.8%	12.1%	15.0%	13.0%	16.9%
	50-54歳	15.1%	14.9%	17.0%	14.6%	17.7%
	55-59歳	17.6%	17.6%	19.3%	17.5%	19.1%
	60-64歳	21.9%	21.9%	25.7%	23.1%	24.8%
	65-69歳	29.2%	28.9%	32.9%	28.9%	31.5%
	70-74歳	31.1%	31.2%	35.8%	32.1%	33.9%
男性	40-44歳	11.0%	12.1%	13.8%	13.2%	14.9%
	45-49歳	11.6%	11.7%	14.2%	12.2%	15.1%
	50-54歳	12.7%	12.8%	15.8%	14.0%	17.2%
	55-59歳	16.6%	15.5%	16.1%	14.3%	15.7%
	60-64歳	18.3%	18.4%	22.4%	20.3%	21.1%
	65-69歳	26.2%	26.0%	30.2%	27.2%	29.5%
	70-74歳	29.1%	28.9%	33.8%	30.8%	32.9%
女性	40-44歳	12.0%	13.0%	15.8%	13.5%	18.7%
	45-49歳	12.0%	12.5%	16.0%	14.0%	19.1%
	50-54歳	17.6%	17.3%	18.2%	15.3%	18.2%
	55-59歳	18.5%	19.5%	22.4%	20.6%	22.4%
	60-64歳	24.5%	24.6%	28.1%	25.2%	27.6%
	65-69歳	31.4%	31.2%	35.0%	30.2%	33.0%
	70-74歳	32.8%	33.0%	37.3%	33.1%	34.7%

※令和3年度については、令和4年5月末現在の速報値。

特定健康診査受診率の推移



令和3年度 5歳年齢区分別受診率



## (3) 各区分別特定保健指導実施率の推移

(単位：人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
積極的支援	対象者数	407	392	463	381	-
	初回実施者数	48	46	50	25	-
	最終実施者数	40	48	37	20	-
	最終実施率	9.8%	12.2%	8.0%	5.2%	2.5%
動機付け支援	対象者数	1,478	1,506	1,583	1,429	-
	初回実施者数	346	375	269	219	-
	最終実施者数	332	438	288	210	-
	最終実施率	22.5%	29.1%	18.2%	14.7%	9.6%
合計	対象者数	1,885	1,898	2,046	1,810	-
	初回実施者数	394	421	319	244	-
	最終実施者数	372	486	325	230	-
	最終実施率	19.7%	25.6%	15.9%	12.7%	8.0%

※令和3年度については、令和4年5月末現在の速報値。

## (4) 特定健診定着化事業（ハガキ・電話により受診勧奨を実施した人数）

(単位：人)

勧奨方法	対象者	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
ハガキ勧奨	健診未受診者	56,387	54,363	31,500	37,615
	特定保健指導未利用者	588	337	749	805
電話勧奨	健診未受診者	6,784	6,335	0	3,300

※令和3年度のハガキ勧奨は、AI等を活用した委託事業。

## (5) 特定健診定着化事業（35～39歳の男女別健診受診率の推移）

(単位：人)

	平成30年度			令和元年度			令和2年度			令和3年度		
	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計	男	女	合計
受診券送付数	2,178	1,984	4,162	2,050	1,851	3,901	1,919	1,792	3,711	1,883	1,770	3,653
受診者数	192	188	380	182	203	385	152	161	313	191	201	392
受診率	8.8%	9.5%	9.1%	8.9%	11.0%	9.9%	7.9%	9.0%	8.4%	10.1%	11.4%	10.7%

## 2 はり・きゅう・あんま助成事業

(単位：人、回、千円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用者証交付数		4,515	4,541	4,476	4,108	4,093
実利用者数		3,477	3,636	3,471	3,344	3,068
延利用者数		16,845	16,345	16,410	14,986	16,010
延利用回数	1術	10,545	10,588	-	-	-
	2術	42,186	41,080	-	-	-
	計	52,731	51,668	52,788	47,956	50,449
助成金額	1術	11,600	11,647	-	-	-
	2術	59,060	57,512	-	-	-
	計	70,660	69,159	64,041	57,548	60,539
平均利用回数		15.2	14.2	15.2	14.3	16.4
施術担当者数		179	185	196	203	205

※令和元年度から助成額1回1,200円に変更（1術・2術方式廃止）

## V 国民健康保険税の状況

### 1 保険税の概要と税率等の推移

#### (1) 保険税の概要

- ①賦課期日 当該年度の4月1日
- ②賦課方式 3方式(所得割、均等割、平等割)
- ③軽減 7割、5割、2割軽減
- ④納期 10期(6～3月)

#### (2) 保険税率の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療分	所得割	7.4%	7.4%	8.7%	8.7%	8.7%
	均等割	23,500円	23,500円	27,000円	27,000円	27,000円
	平等割	16,600円	16,600円	19,800円	19,800円	19,800円
	課税限度額	58万円	61万円	63万円	63万円	65万円
後期高齢者 支援金分	所得割	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%	3.0%
	均等割	9,200円	9,200円	9,100円	9,100円	9,100円
	平等割	6,500円	6,500円	6,600円	6,600円	6,600円
	課税限度額	19万円	19万円	19万円	19万円	20万円
介護納付金分	所得割	2.3%	2.3%	2.2%	2.2%	2.2%
	均等割	9,300円	9,300円	9,100円	9,100円	9,100円
	平等割	4,800円	4,800円	5,000円	5,000円	5,000円
	課税限度額	16万円	16万円	17万円	17万円	17万円
合計	所得割	12.7%	12.7%	13.9%	13.9%	13.9%
	均等割	42,000円	42,000円	45,200円	45,200円	45,200円
	平等割	27,900円	27,900円	31,400円	31,400円	31,400円
	課税限度額	93万円	96万円	99万円	99万円	102万円

#### (3) 保険税軽減措置(令和3年度)

世帯の総所得金額等が各区分以下の場合、均等割、平等割がそれぞれ7割・5割・2割軽減される。

- ①7割軽減 基礎控除額(43万円)+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
- ②5割軽減 基礎控除額(43万円)+28.5万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯
- ③2割軽減 基礎控除額(43万円)+52万円×加入者数+10万円×(給与所得者等の数-1)以下の世帯

※65歳以上の公的年金受給者は、軽減判定のとき、15万円の特別控除がある。

※給与所得者等の数とは一定の給与所得を有する者と公的年金等に係る所得を有する者の合計数

#### (4) 賦課割合(賦課確定時)の推移

		平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療分	所得割	48.8%	49.2%	49.1%	48.9%	49.0%
	均等割	35.9%	35.5%	35.0%	35.1%	34.8%
	平等割	15.3%	15.3%	15.9%	16.0%	16.2%
後期高齢者 支援金分	所得割	48.7%	48.9%	49.2%	49.0%	49.1%
	均等割	36.0%	35.7%	35.1%	35.1%	34.8%
	平等割	15.4%	15.4%	15.7%	15.9%	16.1%
介護納付金分	所得割	49.1%	49.0%	49.0%	48.7%	48.2%
	均等割	35.5%	35.6%	34.8%	35.0%	35.3%
	平等割	15.4%	15.4%	16.2%	16.3%	16.5%

※一般被保険者と退職被保険者等を合算したもの。

※端数処理(表示単位未満四捨五入)により数値に整合しない部分がある。

## (5) 被保険者(加入者)一人あたり所得額と調定額(賦課確定時)

(単位:円)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
一人あたり平均所得額	611,222	604,185	612,005	661,319	663,500
一人あたり平均調定額	87,687	76,815	86,143	85,498	85,212
保険税負担率	14.3%	12.7%	14.1%	12.9%	12.8%

※一人あたり平均所得額は、所得総額を被保険者総数で除したものの。

※一人あたり平均調定額は、現年分保険税調定額(令和元年度までは退職被保険者等含む)で、介護納付金分を除く。

## (6) 本市の標準保険税率の推移

		令和2年度	令和3年度	令和4年度
医療分	所得割	8.75%	7.39%	7.57%
	均等割	29,189円	24,599円	25,208円
	平等割	20,486円	17,826円	17,914円
後期高齢者 支援金分	所得割	2.97%	2.90%	2.84%
	均等割	9,569円	9,437円	9,226円
	平等割	6,715円	6,765円	6,488円
介護納付金分	所得割	2.23%	2.62%	2.67%
	均等割	9,827円	11,930円	11,882円
	平等割	5,002円	6,448円	6,479円
合計	所得割	13.95%	12.91%	13.08%
	均等割	48,585円	45,966円	46,316円
	平等割	32,203円	31,039円	30,881円

## 2 保険税賦課状況(賦課確定時)

### (1) 医療給付費分

(単位:円、世帯、人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
所得総額	57,194,513,438	55,973,550,525	55,103,116,601	58,756,180,912	57,264,710,188
所得割課税対象額	47,200,463,961	45,710,187,935	45,001,478,090	44,272,346,654	43,264,120,883
保険税算定額	6,680,102,583	6,500,615,280	7,450,016,149	7,349,536,782	7,153,482,644
所得割	3,492,818,233	3,382,537,930	3,915,112,699	3,851,678,682	3,763,963,394
均等割	2,233,369,500	2,177,110,500	2,430,999,000	2,398,869,000	2,309,953,950
平等割	953,914,850	940,966,850	1,103,904,450	1,098,989,100	1,079,565,300
法令に基づく減税額	1,479,420,783	1,378,200,280	1,645,675,149	1,665,323,582	1,653,927,944
均等割軽減額	705,018,800	688,989,450	769,235,400	776,420,100	768,109,500
平等割軽減額	320,875,925	316,196,800	371,087,145	377,684,505	376,281,180
課税限度超過額	451,135,065	370,635,268	502,991,422	508,854,957	507,193,547
税額の端数整理	2,390,993	2,378,762	2,361,182	2,364,020	2,343,717
調定額	5,200,681,800	5,122,415,000	5,804,341,000	5,684,213,200	5,499,554,700
一般被保険者	5,158,240,370	5,114,982,195	5,804,341,000	5,684,213,200	5,499,554,700
退職被保険者等	42,441,430	7,432,805	—	—	—
世帯数	59,620	58,863	58,005	57,705	56,783
保険税軽減	36,016	35,738	35,283	35,599	35,346
(割合)	60.4%	60.7%	60.8%	61.7%	62.2%
7割軽減	20,231	19,822	19,426	20,063	20,155
(割合)	33.9%	33.7%	33.5%	34.8%	35.5%
5割軽減	9,165	9,145	9,230	9,055	8,929
(割合)	15.4%	15.5%	15.9%	15.7%	15.7%
2割軽減	6,620	6,771	6,627	6,481	6,262
(割合)	11.1%	11.5%	11.4%	11.2%	11.0%
限度額超過	901	728	919	842	791
被保険者	95,037	92,643	90,037	88,847	86,307
保険税軽減	56,614	55,712	54,071	54,176	53,216
(割合)	59.6%	60.1%	60.1%	61.0%	61.7%
7割軽減	27,150	26,341	25,416	26,172	26,130
(割合)	28.6%	28.4%	28.2%	29.5%	30.3%
5割軽減	17,010	16,686	16,560	16,117	15,801
(割合)	17.9%	18.0%	18.4%	18.1%	18.3%
2割軽減	12,454	12,685	12,095	11,887	11,285
(割合)	13.1%	13.7%	13.4%	13.4%	13.1%
限度額超過	2,658	2,062	2,595	2,365	2,082
一世帯あたり所得額	959,318	950,912	949,972	1,018,216	1,008,483
一人あたり所得額	601,813	604,185	612,005	661,319	663,500
一世帯あたり調定額	87,230	87,023	100,066	98,505	96,852
一人あたり調定額	54,723	55,292	64,466	63,978	63,721

※調定額を除き、一般被保険者と退職被保険者等を合算したもの。(退職被保険者等は令和元年度で終了。)

※表示単位未満四捨五入。

※一世帯あたり所得額・一人あたり所得額は、所得総額をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したもの。

※一世帯あたり調定額・一人あたり調定額は、現年分保険税調定額(退職被保険者等含む)をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したもの。

※平成29年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象を拡大した。

※平成30年度に税額(率)改定を行った。

※平成30年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大、及び課税限度額改定(54万円→58万円)を行った。

※平成31年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大、及び課税限度額改定(58万円→61万円)を行った。

※令和2年度に税額(率)改定を行った。

※令和2年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大、及び課税限度額改定(61万円→63万円)を行った。

※令和3年度に基礎控除の改定(33万円→43万円)等を行った。

※令和4年度に課税限度額改定(63万円→65万円)を行った。

## (2) 後期高齢者支援金分

(単位:円、世帯、人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
所得総額	57,194,513,438	55,973,550,525	55,103,116,601	58,756,180,912	57,264,710,188
所得割課税対象額	47,200,463,961	45,710,187,935	45,001,478,090	44,272,346,654	43,264,120,883
保険税算定額	2,663,861,330	2,592,058,315	2,537,335,545	2,502,994,364	2,436,305,616
所得割	1,416,000,055	1,371,291,840	1,350,030,695	1,328,156,964	1,297,910,481
均等割	874,340,400	852,315,600	819,336,700	808,507,700	778,540,035
平等割	373,520,875	368,450,875	367,968,150	366,329,700	359,855,100
法令に基づく減税額	634,211,430	598,115,115	585,572,345	591,039,064	581,488,416
均等割軽減額	276,007,360	269,732,040	259,260,820	261,682,330	258,881,350
平等割軽減額	125,644,385	123,812,191	123,695,715	125,894,835	125,427,060
課税限度超過額	230,449,660	202,483,307	200,791,030	201,649,282	195,391,974
税額の端数整理	2,110,025	2,087,577	1,824,780	1,812,617	1,788,032
調定額	2,029,649,900	1,993,943,200	1,951,763,200	1,911,955,300	1,854,817,200
一般被保険者	2,013,023,361	1,990,981,221	1,951,763,200	1,911,955,300	1,854,817,200
退職被保険者等	16,626,539	2,961,979	—	—	—
世帯数	59,620	58,863	58,005	57,705	56,783
保険税軽減	36,016	35,738	35,283	35,599	35,346
(割合)	60.4%	60.7%	60.8%	61.7%	62.2%
7割軽減	20,231	19,822	19,426	20,063	20,155
(割合)	33.9%	33.7%	33.5%	34.8%	35.5%
5割軽減	9,165	9,145	9,230	9,055	8,929
(割合)	15.4%	15.5%	15.9%	15.7%	15.7%
2割軽減	6,620	6,771	6,627	6,481	6,262
(割合)	11.1%	11.5%	11.4%	11.2%	11.0%
限度額超過	1,297	1,184	1,186	1,133	975
被保険者総数	95,037	92,643	90,037	88,847	86,307
保険税軽減	56,614	55,712	54,071	54,176	53,216
(割合)	59.6%	60.1%	60.1%	61.0%	61.7%
7割軽減	27,150	26,341	25,416	26,172	26,130
(割合)	28.6%	28.4%	28.2%	29.5%	30.3%
5割軽減	17,010	16,686	16,560	16,117	15,801
(割合)	17.9%	18.0%	18.4%	18.1%	18.3%
2割軽減	12,454	12,685	12,095	11,887	11,285
(割合)	13.1%	13.7%	13.4%	13.4%	13.1%
限度額超過	3,730	3,306	3,316	3,106	2,579
一世帯あたり所得額	959,318	950,912	949,972	1,018,216	1,008,483
一人あたり所得額	601,813	604,185	612,005	661,319	663,500
一世帯あたり調定額	34,043	33,874	33,648	33,133	32,665
一人あたり調定額	21,356	21,523	21,677	21,520	21,491

※調定額を除き、一般被保険者と退職被保険者等を合算したものの。(退職被保険者等は令和元年度で終了。)

※表示単位未満四捨五入。

※一世帯あたり所得額・一人あたり所得額は、所得総額をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したものの。

※一世帯あたり調定額・一人あたり調定額は、現年分保険税調定額(退職被保険者等含む)をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したものの。

※平成29年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※平成30年度に税額(率)改定を行った。

※平成30年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※平成31年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※令和2年度に税額(率)改定を行った。

※令和2年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※令和3年度に基礎控除の改定(33万円→43万円)等を行った。

※令和4年度に課税限度額改定(19万円→20万円)を行った。

## (3) 介護納付金分

(単位:円、世帯、人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
所得総額	24,612,194,827	23,403,398,640	23,319,359,712	24,003,972,142	22,943,031,754
所得割課税対象額	20,125,138,013	19,286,159,075	19,416,909,311	18,268,340,223	17,747,399,041
保険税算定額	878,302,737	841,438,996	810,717,265	773,341,595	751,026,567
所得割	462,872,337	443,575,996	427,166,465	401,898,395	390,437,867
均等割	290,308,800	277,493,400	261,970,800	253,453,200	245,763,700
平等割	125,121,600	120,369,600	121,580,000	117,990,000	114,825,000
法令に基づく減税額	188,611,537	180,292,296	171,642,765	164,132,195	167,851,067
均等割軽減額	84,389,130	80,871,870	75,762,050	76,242,530	75,819,380
平等割軽減額	38,364,000	36,899,520	37,045,000	37,271,500	37,085,500
課税限度超過額	64,929,345	61,618,999	57,932,217	49,742,940	54,092,578
税額の端数整理	929,062	901,907	903,498	875,225	853,609
調定額	689,691,200	661,146,700	639,074,500	609,209,400	583,175,500
一般被保険者	675,279,415	658,545,064	639,074,500	609,209,400	583,175,500
退職被保険者等	14,411,785	2,601,636	—	—	—
世帯数	26,067	25,077	24,316	23,598	22,965
保険税軽減	14,453	13,922	13,433	13,285	13,083
(割合)	55.4%	55.5%	55.2%	56.3%	57.0%
7割軽減	7,916	7,625	7,328	7,581	7,657
(割合)	30.4%	30.4%	30.1%	32.1%	33.3%
5割軽減	3,813	3,635	3,528	3,356	3,240
(割合)	14.6%	14.5%	14.5%	14.2%	14.1%
2割軽減	2,724	2,662	2,577	2,348	2,186
(割合)	10.4%	10.6%	10.6%	9.9%	9.5%
限度額超過	525	475	388	357	353
被保険者総数	31,216	29,838	28,788	27,852	27,007
保険税軽減	16,754	16,092	15,423	15,215	14,985
(割合)	53.7%	53.9%	53.6%	54.6%	55.5%
7割軽減	8,623	8,303	7,912	8,234	8,305
(割合)	27.6%	27.8%	27.5%	29.6%	30.8%
5割軽減	4,706	4,420	4,283	4,061	3,941
(割合)	15.1%	14.8%	14.9%	14.6%	14.6%
2割軽減	3,425	3,369	3,228	2,920	2,739
(割合)	11.0%	11.3%	11.2%	10.5%	10.1%
限度額超過	911	818	660	608	585
一世帯あたり所得額	944,190	933,262	959,013	1,017,204	999,043
一人あたり所得額	788,448	784,349	810,038	861,840	849,522
一世帯あたり調定額	26,458	26,365	26,282	25,816	25,394
一人あたり調定額	22,094	22,158	22,199	21,873	21,593

※調定額を除き、一般被保険者と退職被保険者等を合算したもの。(退職被保険者等は令和元年度で終了。)

※表示単位未満四捨五入。

※一世帯あたり所得額・一人あたり所得額は、所得総額をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したもの。

※一世帯あたり調定額・一人あたり調定額は、現年分保険税調定額(退職被保険者等含む)をそれぞれ世帯総数・被保険者総数で除したもの。

※平成29年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※平成30年度に税額(率)改定を行った。

※平成30年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※平成31年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大を行った。

※令和2年度に税額(率)改定を行った。

※令和2年度に保険税軽減措置(5割軽減、2割軽減)の対象拡大、及び課税限度額改定(16万円→17万円)を行った。

※令和3年度に基礎控除の改定(33万円→43万円)等を行った。

### 3 保険税の収納状況

(1) 年度別決算状況

【全体(一般被保険者分+退職被保険者等分)】

(単位:円、世帯、人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
現年課税分	調定額	9,241,280,100	7,881,752,100	7,714,793,200	8,372,565,600	8,151,148,700	
	収入済額	8,476,475,389	7,305,488,347	7,129,204,973	7,734,725,837	7,597,506,825	
	還付未済額	11,483,735	10,714,200	10,409,900	16,329,838	9,652,000	
	不納欠損額	1,525,753	896,500	569,900	798,175	895,945	
	収入未済額	763,278,958	575,367,253	585,018,327	637,041,588	552,745,930	
	居所不明調定額	2,606,800	532,500	365,500	0	0	
	収納率①	91.85%	92.82%	92.54%	92.58%	93.33%	
	収納率②	91.75%	92.69%	92.41%	92.38%	93.21%	
	医療給付費分	調定額	6,607,245,818	5,186,688,118	5,083,572,884	5,793,389,643	5,650,362,027
		収入済額	6,072,142,647	4,817,833,510	4,708,245,357	5,363,345,207	5,277,274,654
		還付未済額	9,793,753	8,504,334	8,674,669	14,792,337	8,057,994
		不納欠損額	1,132,909	602,051	387,334	590,524	599,856
		収入未済額	533,970,262	368,252,557	374,940,193	429,453,912	372,487,517
	後期高齢者支援金分	調定額	1,852,100	343,900	223,000	0	0
		収入済額	1,831,468,242	2,016,942,875	1,977,394,791	1,950,684,768	1,901,570,538
		還付未済額	1,686,666,667	1,873,841,994	1,829,726,839	1,803,887,334	1,774,896,348
		不納欠損額	1,202,698	1,525,865	1,256,643	957,028	1,156,724
		収入未済額	301,089	231,027	153,194	200,133	206,575
	介護納付金分	収入未済額	144,500,486	142,869,854	147,514,758	146,597,301	126,467,615
居所不明調定額		498,500	134,500	88,100	0	0	
調定額		802,566,040	678,121,107	653,825,525	628,491,189	599,216,135	
収入済額		717,666,075	613,812,843	591,232,777	567,493,296	545,335,823	
還付未済額		487,284	684,001	478,588	580,473	437,282	
滞納繰越分	不納欠損額	91,755	63,422	29,372	7,518	89,514	
	収入未済額	84,808,210	64,244,842	62,563,376	60,990,375	53,790,798	
	居所不明調定額	256,200	54,100	54,400	0	0	
	調定額	3,693,496,652	3,211,434,205	2,898,590,109	2,591,861,262	2,442,840,097	
	収入済額	513,260,324	543,404,243	529,674,804	459,752,339	408,131,725	
	還付未済額	633,628	213,400	518,901	328,800	199,431	
	不納欠損額	698,174,856	314,378,421	332,456,183	295,313,557	250,048,331	
	収入未済額	2,482,061,472	2,353,651,541	2,036,459,122	1,836,795,366	1,784,660,041	
	居所不明調定額	1,812,400	999,500	265,900	0	0	
	収納率①	13.91%	16.93%	18.29%	17.75%	16.72%	
	収納率②	13.90%	16.93%	18.28%	17.74%	16.71%	
	医療給付費分	調定額	2,613,006,481	2,256,656,935	1,994,048,608	1,749,727,710	1,642,816,312
		収入済額	365,438,196	384,052,241	364,424,860	309,452,844	274,904,996
		還付未済額	610,987	196,375	471,917	294,460	191,482
		不納欠損額	501,143,572	226,581,160	235,754,965	206,026,399	174,528,576
		収入未済額	1,746,424,713	1,646,023,534	1,393,868,783	1,234,248,467	1,193,382,740
	後期高齢者支援金分	居所不明調定額	1,233,900	708,200	189,000	0	0
		調定額	669,987,473	591,958,526	570,996,380	544,359,352	528,773,565
		収入済額	94,929,262	101,810,493	106,141,530	100,219,474	89,400,313
還付未済額		18,762	15,525	40,188	32,231	7,149	
不納欠損額		121,198,566	55,129,276	60,930,676	54,639,823	46,557,007	
介護納付金分	収入未済額	453,859,645	435,018,757	403,924,174	389,500,055	392,816,245	
	居所不明調定額	333,900	192,400	62,100	0	0	
	調定額	410,502,698	362,818,744	333,545,121	297,774,200	271,250,220	
	収入済額	52,892,866	57,541,509	59,108,414	50,080,021	43,826,416	
	還付未済額	3,879	1,500	6,796	2,109	800	
計	不納欠損額	75,832,718	32,667,985	35,770,542	34,647,335	28,962,748	
	収入未済額	281,777,114	272,609,250	238,666,165	213,046,844	198,461,056	
	居所不明調定額	244,600	98,900	14,800	0	0	
	調定額	12,934,776,752	11,093,186,305	10,613,383,309	10,964,426,862	10,593,988,797	
	収入済額	8,989,735,713	7,848,892,590	7,658,879,777	8,194,478,176	8,005,638,550	
	還付未済額	12,117,363	10,927,600	10,928,801	16,658,638	9,851,431	
	不納欠損額	699,700,609	315,274,921	333,026,083	296,111,732	250,944,276	
	収入未済額	3,245,340,430	2,929,018,794	2,621,477,449	2,473,836,954	2,337,405,971	
	居所不明調定額	4,419,200	1,532,000	631,400	0	0	
	収納率①	69.59%	70.85%	72.27%	74.89%	75.66%	
収納率②	69.52%	70.76%	72.17%	74.74%	75.57%		

※収納率①=(収入済額+還付未済額)÷調定額、収納率②=収入済額÷(調定額-居所不明調定額)。



【一般被保険者分】

(単位:円、世帯、人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	
現年課税分	調定額	9,097,878,814	7,834,106,060	7,707,820,147	8,372,550,709	8,151,137,895	
	収入済額	8,340,289,652	7,260,721,425	7,122,574,670	7,734,717,609	7,597,496,020	
	還付未済額	11,467,490	10,714,200	10,409,017	16,329,838	9,652,000	
	不納欠損額	1,508,253	868,500	569,900	798,175	895,945	
	収入未済額	756,080,909	572,516,135	584,675,577	637,034,925	552,745,930	
	居所不明調定額	2,606,800	532,500	365,500	0	0	
	収納率①	91.80%	92.82%	92.54%	92.58%	93.33%	
	収納率②	91.70%	92.69%	92.41%	92.38%	93.21%	
	医療給付費分	調定額	6,515,354,724	5,158,661,384	5,079,447,296	5,793,380,787	5,650,355,102
		収入済額	5,984,956,786	4,791,495,950	4,704,325,977	5,363,340,309	5,277,267,729
		還付未済額	9,781,178	8,504,334	8,674,284	14,792,337	8,057,994
		不納欠損額	1,121,609	585,851	387,334	590,524	599,856
		収入未済額	529,276,329	366,579,583	374,733,985	429,449,954	372,487,517
		居所不明調定額	1,852,100	343,900	223,000	0	0
		調定額	1,806,227,164	2,005,995,057	1,975,769,422	1,950,681,233	1,901,567,758
		収入済額	1,662,681,797	1,863,560,170	1,828,180,842	1,803,885,404	1,774,893,568
		還付未済額	1,199,371	1,525,865	1,256,493	957,028	1,156,724
		不納欠損額	298,089	224,727	153,194	200,133	206,575
	後期高齢者支援金分	収入未済額	143,247,278	142,210,160	147,435,386	146,595,696	126,467,615
		居所不明調定額	498,500	134,500	88,100	0	0
		介護納付金分	調定額	776,296,926	669,449,619	652,603,429	628,488,689
収入済額			692,651,069	605,665,305	590,067,851	567,491,896	545,334,723
還付未済額			486,941	684,001	478,240	580,473	437,282
不納欠損額			88,555	57,922	29,372	7,518	89,514
収入未済額			83,557,302	63,726,392	62,506,206	60,989,275	53,790,798
居所不明調定額		256,200	54,100	54,400	0	0	
滞納繰越分		調定額	3,616,622,089	3,152,324,347	2,857,355,034	2,563,626,125	2,426,096,350
		収入済額	501,818,670	532,711,255	520,281,875	453,194,420	404,659,149
	還付未済額	633,628	213,400	518,901	328,800	199,431	
	不納欠損額	683,965,858	304,541,195	328,506,424	290,373,423	246,002,409	
	収入未済額	2,430,837,561	2,315,071,897	2,008,566,735	1,820,058,282	1,775,434,792	
	居所不明調定額	1,812,400	999,500	265,900	0	0	
	収納率①	13.89%	16.91%	18.23%	17.69%	16.69%	
	収納率②	13.88%	16.90%	18.21%	17.68%	16.68%	
	医療給付費分	調定額	2,562,084,695	2,217,602,736	1,966,928,677	1,731,171,093	1,631,746,646
		収入済額	357,905,161	377,134,825	358,291,790	305,193,424	272,636,705
		還付未済額	610,987	196,375	471,917	294,460	191,482
		不納欠損額	491,680,463	220,011,029	233,118,513	202,794,910	171,881,735
		収入未済額	1,712,499,071	1,620,456,882	1,375,518,374	1,223,182,759	1,187,228,206
		居所不明調定額	1,233,900	708,200	189,000	0	0
		調定額	656,762,665	581,735,561	563,605,717	539,235,428	525,757,205
		収入済額	92,965,117	99,937,480	104,482,385	98,984,068	88,777,764
		還付未済額	18,762	15,525	40,188	32,231	7,149
		不納欠損額	118,790,077	53,546,916	60,243,710	53,766,060	45,842,489
	後期高齢者支援金分	収入未済額	445,007,471	428,251,165	398,879,622	386,485,300	391,136,952
		居所不明調定額	333,900	192,400	62,100	0	0
		介護納付金分	調定額	397,774,729	352,986,050	326,820,640	293,219,604
収入済額			50,948,392	55,638,950	57,507,700	49,016,928	43,244,680
還付未済額			3,879	1,500	6,796	2,109	800
不納欠損額			73,495,318	30,983,250	35,144,201	33,812,453	28,278,185
収入未済額			273,331,019	266,363,850	234,168,739	210,390,223	197,069,634
居所不明調定額		244,600	98,900	14,800	0	0	
計		調定額	12,714,500,903	10,986,430,407	10,565,175,181	10,936,176,834	10,577,234,245
		収入済額	8,842,108,322	7,793,432,680	7,642,856,545	8,187,912,029	8,002,155,169
	還付未済額	12,101,118	10,927,600	10,927,918	16,658,638	9,851,431	
	不納欠損額	685,474,111	305,409,695	329,076,324	291,171,598	246,898,354	
	収入未済額	3,186,918,470	2,887,588,032	2,593,242,312	2,457,093,207	2,328,180,722	
	居所不明調定額	4,419,200	1,532,000	631,400	0	0	
	収納率①	69.64%	71.04%	72.44%	75.02%	75.75%	
	収納率②	69.57%	70.95%	72.34%	74.87%	75.65%	

※収納率①=(収入済額+還付未済額)÷調定額、収納率②=収入済額÷(調定額-居所不明調定額)。

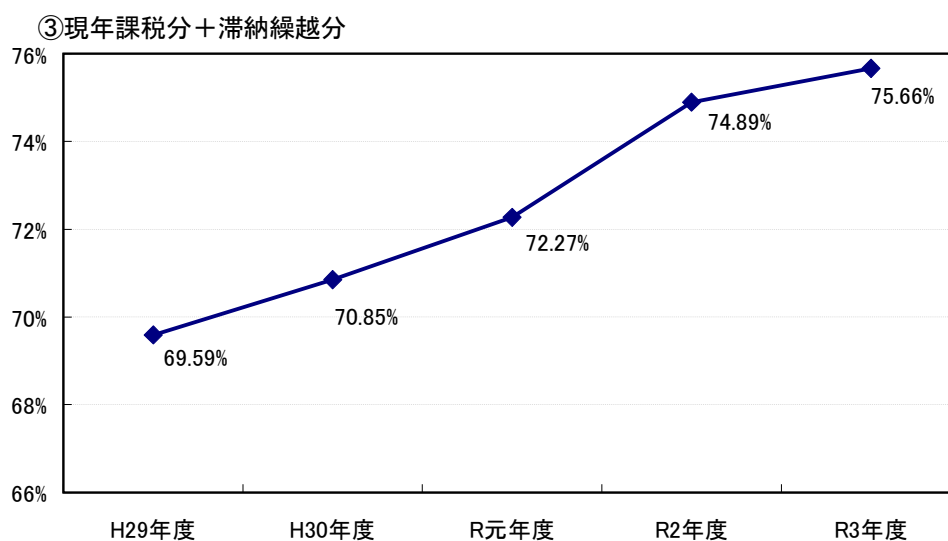
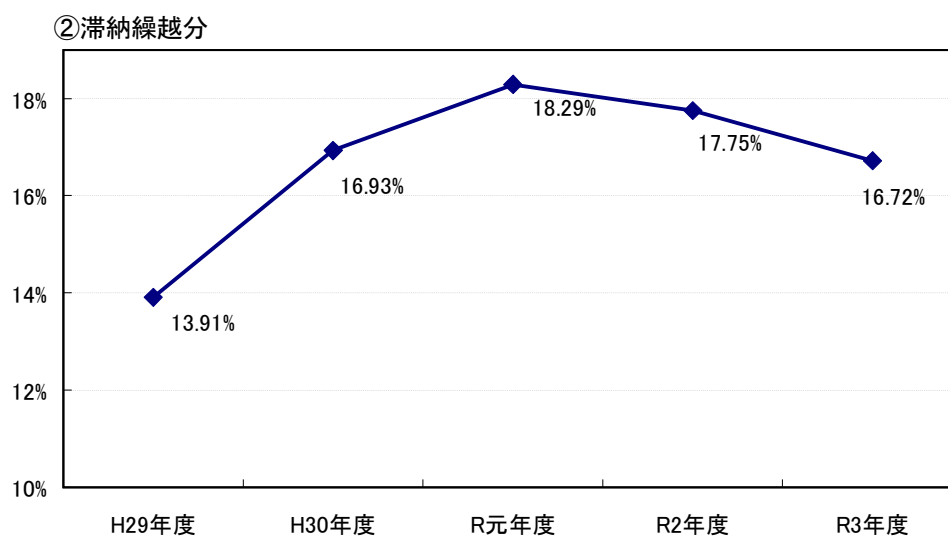
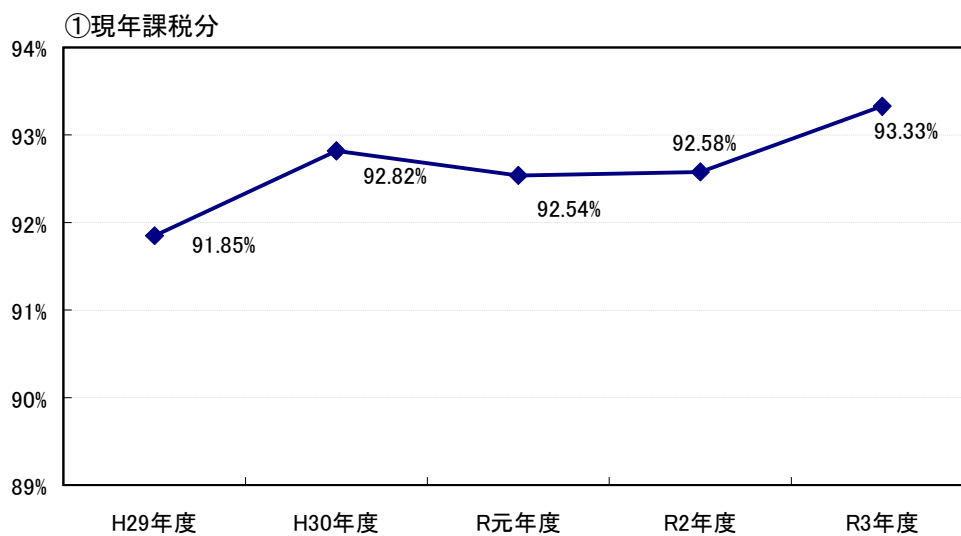
【退職被保険者等分】

(単位:円、世帯、人)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
現年課税分	調定額	143,401,286	47,646,040	6,973,053	14,891	10,805
	収入済額	136,185,737	44,766,922	6,630,303	8,228	10,805
	還付未済額	16,245	0	883	0	0
	不納欠損額	17,500	28,000	0	0	0
	収入未済額	7,198,049	2,851,118	342,750	6,663	0
	居所不明調定額	0	0	0	0	0
	収納率①	94.98%	93.96%	95.10%	55.25%	100.00%
	収納率②	94.97%	93.96%	95.08%	55.25%	100.00%
	医療給付費分					
	調定額	91,891,094	28,026,734	4,125,588	8,856	6,925
	収入済額	87,185,861	26,337,560	3,919,380	4,898	6,925
	還付未済額	12,575	0	385	0	0
	不納欠損額	11,300	16,200	0	0	0
	収入未済額	4,693,933	1,672,974	206,208	3,958	0
	居所不明調定額	0	0	0	0	0
	後期高齢者支援金分					
	調定額	25,241,078	10,947,818	1,625,369	3,535	2,780
	収入済額	23,984,870	10,281,824	1,545,997	1,930	2,780
	還付未済額	3,327	0	150	0	0
不納欠損額	3,000	6,300	0	0	0	
収入未済額	1,253,208	659,694	79,372	1,605	0	
居所不明調定額	0	0	0	0	0	
介護納付金分						
調定額	26,269,114	8,671,488	1,222,096	2,500	1,100	
収入済額	25,015,006	8,147,538	1,164,926	1,400	1,100	
還付未済額	343	0	348	0	0	
不納欠損額	3,200	5,500	0	0	0	
収入未済額	1,250,908	518,450	57,170	1,100	0	
居所不明調定額	0	0	0	0	0	
滞納繰越分	調定額	76,874,563	59,109,858	41,235,075	28,235,137	16,743,747
	収入済額	11,441,654	10,692,988	9,392,929	6,557,919	3,472,576
	還付未済額	0	0	0	0	0
	不納欠損額	14,208,998	9,837,226	3,949,759	4,940,134	4,045,922
	収入未済額	51,223,911	38,579,644	27,892,387	16,737,084	9,225,249
	居所不明調定額	0	0	0	0	0
	収納率①	14.88%	18.09%	22.78%	23.23%	20.74%
	収納率②	14.88%	18.09%	22.78%	23.23%	20.74%
	医療給付費分					
	調定額	50,921,786	39,054,199	27,119,931	18,556,617	11,069,666
	収入済額	7,533,035	6,917,416	6,133,070	4,259,420	2,268,291
	還付未済額	0	0	0	0	0
	不納欠損額	9,463,109	6,570,131	2,636,452	3,231,489	2,646,841
	収入未済額	33,925,642	25,566,652	18,350,409	11,065,708	6,154,534
	居所不明調定額	0	0	0	0	0
	後期高齢者支援金分					
	調定額	13,224,808	10,222,965	7,390,663	5,123,924	3,016,360
	収入済額	1,964,145	1,873,013	1,659,145	1,235,406	622,549
	還付未済額	0	0	0	0	0
不納欠損額	2,408,489	1,582,360	686,966	873,763	714,518	
収入未済額	8,852,174	6,767,592	5,044,552	3,014,755	1,679,293	
居所不明調定額	0	0	0	0	0	
介護納付金分						
調定額	12,727,969	9,832,694	6,724,481	4,554,596	2,657,721	
収入済額	1,944,474	1,902,559	1,600,714	1,063,093	581,736	
還付未済額	0	0	0	0	0	
不納欠損額	2,337,400	1,684,735	626,341	834,882	684,563	
収入未済額	8,446,095	6,245,400	4,497,426	2,656,621	1,391,422	
居所不明調定額	0	0	0	0	0	
計	調定額	220,275,849	106,755,898	48,208,128	28,250,028	16,754,552
	収入済額	147,627,391	55,459,910	16,023,232	6,566,147	3,483,381
	還付未済額	16,245	0	883	0	0
	不納欠損額	14,226,498	9,865,226	3,949,759	4,940,134	4,045,922
	収入未済額	58,421,960	41,430,762	28,235,137	16,743,747	9,225,249
	居所不明調定額	0	0	0	0	0
収納率①	67.03%	51.95%	33.24%	23.24%	20.79%	
収納率②	67.02%	51.95%	33.24%	23.24%	20.79%	

※収納率①=(収入済額+還付未済額)÷調定額、収納率②=収入済額÷(調定額-居所不明調定額)。

(2) 収納率の推移



※収納率は、(収入済額＋還付未済額)÷調定額。

## (3) 収納状況

## ① 納付方法別収納額(現年課税分)

(単位:円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
口座振替		3,613,138,500	3,056,142,600	2,851,346,600	3,080,503,100	2,996,095,600
	(割合)	42.63%	41.83%	40.00%	39.83%	39.44%
自主納付	銀行・窓口納付	1,822,197,283	1,480,416,737	1,376,055,728	1,416,199,050	1,304,476,227
	(割合)	21.50%	20.26%	19.30%	18.31%	17.17%
	コンビニ納付	1,848,867,978	1,665,744,088	1,732,436,314	2,061,525,399	2,146,647,503
	(割合)	21.81%	22.80%	24.30%	26.65%	28.25%
	ペイジー		25,225,300	29,736,200	55,983,022	60,989,300
	(割合)		0.35%	0.42%	0.72%	0.80%
PayB(ペイビー)			375,500	10,750,600	18,045,500	28,796,500
	(割合)		0.01%	0.15%	0.23%	0.38%
特別徴収		962,147,300	934,132,700	1,021,687,600	1,087,751,800	1,051,690,700
	(割合)	11.35%	12.79%	14.33%	14.06%	13.84%
徴収嘱託員		230,124,328	143,451,422	107,191,931	14,717,966	8,810,995
	(割合)	2.71%	1.96%	1.50%	0.20%	0.12%
合計		8,476,475,389	7,305,488,347	7,129,204,973	7,734,725,837	7,597,506,825
	(割合)	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%

※一般被保険者分と退職被保険者等分を合算したものの。

## ② 口座振替利用状況

(単位:世帯、円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
利用状況	国保加入世帯数	58,758	57,969	57,156	56,792	55,743
	利用世帯数	17,744	16,906	16,133	15,849	15,487
	利用率	30.20%	29.16%	28.23%	27.91%	27.78%
収納状況	口座振替調定額	3,859,220,200	3,241,050,900	3,034,581,434	3,234,039,400	3,153,486,000
	口座振替収納額	3,613,138,500	3,056,142,600	2,851,346,600	3,080,503,100	2,996,095,600
	収納率	93.62%	94.29%	93.96%	95.25%	95.01%

※利用状況は各年度末(3月末)時点。

## ③ コンビニ納付件数と納付額の推移

(単位:件、円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
納付件数		154,824	159,292	161,887	174,468	180,309
	(前年比)	+5.42%	+2.89%	+1.63%	+7.77%	+3.35%
納付金額		1,964,978,442	1,798,402,419	1,868,917,068	2,219,145,534	2,305,501,508
	(前年比)	+4.35%	△8.48%	+3.92%	+18.74%	+3.89%

※H27年9月からコンビニ利用可能納付拡大(滞納繰越分もコンビニ納付可能)

## (4) 不納欠損の状況

## ① 不納欠損の推移

(単位:人、件、円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
人数		11,857	6,024	6,361	5,738	4,912
件(期)数		52,882	22,515	24,765	22,283	19,547
不納欠損額		699,700,609	315,274,921	333,026,083	296,111,732	250,944,276

※人数は不納欠損を行った年度分合算しており、同一の納税者で複数年度ある場合は該当年度分計上している。

## ② 令和3年度不納欠損事由別状況

(単位:人、件、円)

	執行停止				時効	執行停止中 時効	計
	法第15条の7 第1項第1号	法第15条の7 第1項第2号	法第15条の7 第1項第3号	法第15条の7 第5項	法第18条 第1項		
人数	493	272	81	750	48	3,268	4,912
件(期)数	2,291	1,338	397	3,478	151	11,892	19,547
不納欠損額	35,958,940	23,759,243	3,544,742	32,649,899	2,077,614	152,953,838	250,944,276

※人数については、同一の納税者で複数の事由により不納欠損を行っているため、事由毎に計上している。

## (5) 督促、滞納処分、執行停止

## ① 督促状発送状況

(単位:件)

	平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
発送件数	113,421	104,516	101,670	87,581	85,361

## ② 滞納処分状況

(単位:件、円)

差押	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
預金	3,594	808,306,354	3,613	745,224,308	2,954	586,960,356	1,490	276,986,944	1,503	367,073,094
給与	60	39,651,826	96	58,075,551	97	43,511,860	93	39,435,978	83	29,720,333
不動産	13	35,744,914	35	29,525,012	30	37,266,234	26	27,958,112	11	11,272,084
生命保険	161	74,889,067	184	68,902,170	211	128,484,639	85	25,676,331	108	28,724,129
その他	26	18,961,960	26	19,672,925	24	34,696,862	15	7,357,745	8	10,303,684
国税還付金	26	14,794,730	181	51,972,353	29	5,463,209	43	11,478,894	29	6,158,358
小計	3,880	992,348,851	4,135	973,372,319	3,345	836,383,160	1,752	388,894,004	1,742	453,251,682
交付要求	81	18,731,472	73	22,489,951	51	20,102,932	41	9,813,516	56	20,033,486
合計	3,961	1,011,080,323	4,208	995,862,270	3,396	856,486,092	1,793	398,707,520	1,798	473,285,168

換価	平成29年度		平成30年度		令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
預金	3,577	137,359,988	3,627	132,709,359	2,951	107,952,941	1,390	63,328,728	1,498	55,877,063
給与	301	16,644,853	846	24,076,330	691	29,196,904	693	25,224,661	747	16,037,510
不動産	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
生命保険	54	8,154,161	51	9,511,781	99	28,193,451	45	9,321,435	37	8,445,430
その他	91	5,367,745	135	6,189,216	134	6,433,978	122	5,182,137	96	5,491,305
国税還付金	178	9,363,973	148	13,585,438	65	8,095,965	64	9,023,542	12	2,100,441
小計	4,201	176,890,720	4,807	186,072,124	3,940	179,873,239	2,314	112,080,503	2,390	87,951,749
交付要求	11	2,354,519	22	4,989,815	9	1,739,597	11	2,255,353	14	4,160,343
合計	4,212	179,245,239	4,829	191,061,939	3,949	181,612,836	2,325	114,335,856	2,404	92,112,092

## ③ 執行停止状況

(単位:人、件、円)

		平成29年度	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
法第15条の7 第1項第1号	人数	8,723	8,895	9,260	9,709	9,972
	件(期)数	161,269	173,201	188,530	201,943	209,650
	金額	2,021,101,273	2,173,213,655	2,368,195,567	2,558,918,866	2,664,564,629
法第15条の7 第1項第2号	人数	1,333	1,632	2,072	2,455	2,659
	件(期)数	12,300	16,787	20,211	25,038	26,101
	金額	170,911,056	249,034,120	339,757,595	438,481,449	476,517,998
法第15条の7 第1項第3号	人数	479	515	556	568	578
	件(期)数	9,243	9,954	10,491	10,842	10,940
	金額	96,650,022	105,562,606	110,211,069	113,977,345	114,097,323
法第15条の7 第5項	人数	1,176	1,434	1,826	2,099	2,414
	件(期)数	12,255	15,041	19,536	22,856	26,434
	金額	160,643,508	193,619,442	241,255,424	278,027,848	311,741,054
合計	人数	11,711	12,476	13,714	14,831	15,623
	件(期)数	195,067	214,983	238,768	260,679	273,125
	金額	2,449,305,859	2,721,429,823	3,059,419,655	3,389,405,508	3,566,921,004

※各年度末に執行停止中であった人数、件(期)数、金額の合計。

## VI 関係資料

### 1 宮崎市国民健康保険事業の沿革

年月日	内 容
昭和 19. 8	国民健康保険組合設立の準備に着手
20. 3. 31	国民健康保険組合の発足
9. 1	国民健康保険組合の事業開始
23. 9. 24	国民健康保険条例制定
10. 1	国民健康保険事業開始(公営) 衛生課保険係設置(職員 27 人、保健婦 3 人)、国民健康保険運営協議会設置(定員 7 人) (世帯数)21,240 世帯、(被保険者数)82,410 人、(助産費)150 円 (給付期間)一般疾病 1 年、結核・精神病 2 年(世帯主・世帯員とも 5 割給付)
24. 2. 1	助産費 300 円に引上げ
7. 1	一部負担金の事後徴収を窓口徴収に改める
8. 10	国民健康保険運営協議会委員の定数を 7→10 人に改正 使用人一人につき割増金 30 円を加算
9. 1	国民健康保険料徴収員を徴収課に統合
10. 1	健康保険・共済組合・その他の保険の被扶養者を除外
25. 6. 1	保険課の設置(職員 35 人、保健婦 4 人)
26. 4. 1	木花村と合併、木花診療所を市直営の直診勘定として発足
27. 10. 1	休止していた農業会運営の倉岡地区、国保組合廃止中の瓜生野地区国保事業を公営として開始
28. 10. 1	国保組合休止中の青島地区の国保事業を公営として開始
11. 1	給付期間を結核・精神病 3 年、一般疾病を転帰までに変更
30. 8. 1	初診料の給付制限徹底
31. 4. 1	往診・患者移送の給付制限撤廃、課税限度額 50,000 円に引上げ
33. 4. 1	住吉支所管内国民健康保険を開始
34. 3. 16	国民健康保険運営協議会委員の定数を 10→12 人に改正
4. 1	助産費 500 円に引上げ、給付資格取得後の待期間及び看護の給付制限撤廃
35. 3. 31	木花診療所の直営を休止
4. 1	保険税に改める
36. 1. 1	医師への支払を国保連合会へ委託
4. 1	国民健康保険が全体に普及し、国民皆保険の達成
10. 1	世帯主の結核性疾患、精神障害に対する 7 割給付実施
37. 4. 1	給食、歯科補てつ、寝具設備の給付制限撤廃、葬祭費 1,000 円の給付開始
12. 1	助産費 1,000 円に引上げ
38. 3. 22	木花診療所の廃止
4. 1	助産費・葬祭費とも 2,000 円に引上げ、生目村と合併
10. 1	世帯主 7 割給付の実施
39. 7. 1	はり・きゅう施術料の一部負担金給付の実施(1 施術料 45 円、2 施術料 60 円)
42. 6. 1	はり・きゅう施術料負担金を一律 80 円に引上げ
7. 1	機構改革により収税係を収納課へ移管(人件費 15 名分負担)※移管前収税係職員数 24 名
10. 1	薬価基準の改正により、医科 3.97%、歯科 0.21%引下げ
12. 1	診療報酬引上げ(医科 7.68%、歯科 12.65%)
43. 1. 1	世帯員数 7 割給付の実施
7. 1	歯科材料費引上げ 1.99%
44. 6. 1	はり・きゅう施術料負担金を一律 100 円に引上げ
45. 2. 1	診療報酬引上げ(医科 8.77%、歯科 9.73%)
4. 1	助産費 10,000 円、葬祭費 5,000 円に引上げ、診療報酬引上げ(医科 0.97%)

年月日	内 容
昭和 45. 7. 1	課税限度額 80,000 円に引上げ
46. 4. 1	高齢者(85 歳以上) 給付付加金の開始
10. 1	高齢者(70 歳以上) 給付付加金の開始
47. 2. 1	診療報酬引上げ(医科及び歯科 13.70%、調剤 6.54%)
3.31	高齢者(70 歳以上) 給付付加金の廃止
4. 1	はり・きゅう施術料負担金を一律 150 円に引上げ
48. 1. 1	老人医療無料制度実施
12. 1	高額療養費支給の開始(自己負担限度額 30,000 円)
49. 2. 1	診療報酬引上げ(医科 19.0%、歯科 19.9%、調剤 8.5%)
4. 1	助産費 20,000 円、課税限度額 120,000 円に引上げ
10. 1	診療報酬引上げ(医科 16.0%、歯科 16.2%、調剤 6.6%)
50. 4. 1	はり・きゅう施術料負担金を一律 200 円に引上げ
7. 1	助産費 40,000 円に引上げ
10. 1	高額療養費法定給付、診療報酬全国決済制度発足
51. 4. 1	診療報酬引上げ(医科 9.0%、歯科 4.9%)、課税限度額 150,000 円に引上げ 保険税の納期を 4→5 期に改正
8. 1	診療報酬引上げ(歯科 9.6%)、高額療養費の自己負担限度額 39,000 円に引上げ はり・きゅう施術料負担金を一律 300 円に引上げ
52. 4. 1	葬祭費 10,000 円、課税限度額 170,000 円に引上げ、擬制世帯主の所得割課税廃止
10. 1	助産費 60,000 円に引上げ
53. 2. 1	診療報酬引上げ(医科 9.3%、歯科 12.5%)
4. 1	葬祭費 20,000 円、課税限度額 190,000 円、はり・きゅう施術料負担金を一律 500 円に引上げ はり・きゅう施術料負担金の点字による申請書採用、高額療養費委託払い制度開始
11. 6	宮崎市国保 30 周年記念行事として健康優良家庭を表彰 (5 人世帯 2 世帯、4 人世帯 5 世帯、3 人世帯 25 世帯、2 人世帯 168 世帯、単身世帯 655 世帯)
54. 4. 1	課税限度額 220,000 円に引上げ 保健婦(9 名)を市民部衛生課へ移管、高額療養費委任払い制度を国立赤江療養所と協定
55. 3. 1	医療用 X 線フィルム価格、歯科材料価格基準引上げ
4. 1	助産費 80,000 円、課税限度額 240,000 円に引上げ
56. 4. 1	課税限度額 260,000 円に引上げ、はり・きゅう施術に「あんま」を追加 はり・きゅう・あんま施術料補助として、一般会計より 1,000 万円繰り入れ
6. 1	高額療養費委任払い制度を宮崎県立病院と協定 診療報酬引上げ 8.1%(医科 8.4%、歯科 5.9%、調剤 3.8%) 薬価基準引下げ 18.6%(医科 6.7%、歯科 0.7%、調剤 13.2%)
6.30	すべての外国人を被保険者とする
11. 1	機構改革により収納係を納税課から移管(13 名)
57. 3. 1	助産費 100,000 円に引上げ
4. 1	課税限度額 270,000 円、はり・きゅう・あんま施術料負担金を一律 600 円に引上げ
4.12	職員 1 名増員(収納係)
9. 1	高額療養費自己負担限度額改正(S57. 9. 1 から 45,000 円、S58. 1. 1 から 51,000 円、ただし市民 税非課税世帯、70 歳以上は 39,000 円に据置)
58. 1. 1	薬価基準改定 4.9%引下げ
2. 1	老人保健制度施行(老人保健法公布 S57. 8. 17)
4. 1	課税限度額 280,000 円、はり・きゅう・あんま施術料負担金 2 術 800 円に引上げ 徴収嘱託員制度採用(基本給)
8. 1	助産費支給事務を保険課にて取扱(市民課取扱分のみ)
59. 3. 1	診療報酬引上げ 2.79%(医科 3.0%、歯科 1.1%、調剤 1.0%)、薬価基準引下げ 16.6%
4. 1	課税限度額 350,000 円に引上げ

年月日	内 容
昭和 59. 7. 18 7. 30 10. 1	高額療養費共同事業の実施(7月診療分から適用) 高額療養費委任払い制度を宮崎医科大学病院と協定 退職者医療制度施行(S59. 8. 14 公布) 一部負担金 退職者本人…医療費の2割、扶養家族…外来は医療費の3割、入院は医療費の2割 高額療養費自己負担限度額改正 (一般)51,000円(据置)、(低所得者)30,000円 一世帯で30,000円(低所得者は21,000円)以上の負担が複数を生じた場合は合算して適用 年間4回以上高額療養費が支給される場合は、4回目以降は30,000円(低所得者21,000円) 長期高額疾病患者の負担軽減(血友病、人工透析について1ヶ月の限度額が10,000円) 高額療養費委任払い制度を宮崎県富養園と協定
60. 4. 1 8. 1 11. 11	保険税の納期を5→9期に改正 はり・きゅう・あんま施術料負担金 1術700円、2術900円に引上げ 国民健康保険運営協議会委員に新たに被用者保険等保険者代表委員3名増員 保険税徴収嘱託員8→11名に増員
61. 4. 1 5. 1	課税限度額370,000円に引上げ はり・きゅう・あんま施術料負担金 (1術)はり又はきゅう800円、あんま1,000円、(2術) はり・きゅう1,000円、はり・あんま1,300円に引上げ はり・きゅう・あんま施術料補助として、一般会計より2,000万円繰り入れ 保険税徴収嘱託員11→25名に増員、宮崎県内国保事業共同電算事業開始 診療報酬引上げ2.3%(医科2.5%、歯科1.5%)、薬価基準引下げ5.1% 高額療養費自己負担限度額(市民税課税世帯)54,000円に引上げ(5月診療分から)
62. 1. 1 4. 1 10. 1	老人保健法一部改正 (1)一部負担金引上げ 外来(1ヶ月)400→800円、入院(1日)300→400円※低所得者は据置 (2)老人保健拠出金加入者按分率の引上げ 昭和62年度から90%(61年度80%)、平成2年度から100% 国民健康保険法一部改正(資格証明書の発行) 課税限度額390,000円に引上げ 保険税徴収嘱託員25→28名に増員
63. 4. 1 6. 1	診療報酬引上げ3.4%(医科3.8%、調剤1.7%)、薬価基準引下げ2.9% 国民健康保険法一部改正(保険基盤安定制度創設等)
平成元. 3. 1 4. 1 6. 1	助産費130,000円に引上げ 課税限度額420,000円に引上げ、診療報酬引上げ0.11%、薬価基準引上げ0.65% 高額療養費自己負担限度額の引上げ(6月診療分から適用) (市民税課税世帯)57,000円、(非課税世帯)31,800円に引上げ 1年間に4回以上高額療養費が支給される場合は4回目以降、(市民税課税世帯)33,000円、 (非課税世帯)22,000円に引上げ 診療報酬引上げ1.0%(歯科)
2. 4. 1	国民健康保険法一部改正(保険基盤安定制度化) はり・きゅう・あんま施術利用限度回数の変更(60回→84回)、保険税の納期を9→12期に変更、 診療報酬引上げ3.7%(医科4.0%、歯科1.4%、調剤1.9%)、薬価基準引下げ2.7%
3. 4. 1 5. 1 6. 1	はり・きゅう・あんま施術料負担金 (1術)はり又はきゅう900円、あんま1,100円、(2術) はり・きゅう1,100円、はり・あんま1,400円に引上げ 高額療養費自己負担限度額の引上げ(5月診療分から適用) (市民税課税世帯)60,000円、(非課税世帯)33,600円に引上げ 1年間に4回以上高額療養費が支給される場合は4回目以降、(市民税課税世帯)34,800円、 (非課税世帯)23,400円に引上げ 半日人間ドック健診費助成〔対象30歳以上、助成額14,000円(費用の7割)〕



年月日	内 容
平成 4. 1. 1	老人保健法一部改正(一部負担金他) 保険税改定(所得割 7.55%に引下げ、課税限度額 460,000 円に引上げ) 助産費 240,000 円に引上げ 人件費等一般財源化(普通交付税算入)…一般会計からの繰入金 診療報酬引上げ 5.0%(医科 5.4%、歯科 2.7%、調剤 1.9%)、薬価基準引下げ 2.4%、材料等 0.1%引下げ
6. 1	泊り人間ドック健診費助成〔対象 30 歳以上、助成額 35,000 円(費用の 7 割)〕
5. 4. 1	はり・きゅう・あんま施術料負担金 (1 術)はり又はきゅう 1,000 円、あんま 1,200 円、(2 術)はり・きゅう 1,200 円、はり・あんま 1,500 円)引上げ
5. 1	高額療養費自己負担限度額の引上げ(5 月診療分から適用) (市民税課税世帯)63,000 円、(非課税世帯)35,400 円に引上げ 1 年間に 4 回以上高額療養費が支給される場合は 4 回目以降、(市民税課税世帯)37,200 円、(非課税世帯)24,600 円に引上げ
7. 15	歯科検診補助開始(費用 2,300 円全額市負担)
6. 4. 1	課税限度額 500,000 円に引上げ はり・きゅう・あんま施術料負担金 1 術 1,200 円、2 術 1,500 円に統一 診療報酬引上げ 3.3%(医科 3.5%、歯科 2.1%、調剤 2.0%)、薬価基準引下げ 2.1%
7. 1	脳ドック検診費助成〔対象 30 歳以上、助成額 35,000 円(費用の 7 割)〕
10. 1	国民健康保険法一部改正(出産育児一時金の創設等) 出産育児一時金 1 件 300,000 円 入院時食事療養費の創設 (市民税課税世帯)600 円/日、(非課税世帯)450 円/日、(非課税世帯で、4 ヶ月以上入院の場合)300 円/日、(非課税世帯の老齢福祉年金受給権者)200 円/日
7. 4. 1	課税限度額 520,000 円に引上げ はり・きゅう・あんま施術料負担金 1 術 1,300 円、2 術 1,600 円に引上げ 診療報酬引上げ 1.5%(医科 1.7%、歯科 0.2%、調剤 0.1%)
8. 4. 1	保険税改定(所得割 7.55→8.55%、均等割 18,630→30,000 円、平等割 20,280→29,000 円) 診療報酬引上げ 3.4%(医科 3.6%、歯科 2.2%、調剤 1.3%)、薬価基準引下げ 2.6% 老人保健法一部改正 (1)一部負担金 外来(1 月)1,010→1,020 円、入院(1 日)700→710 円に引上げ※低所得者は据置 (2)老人保健拠出金加入者按分率 22→24%に引上げ
6. 1	高額療養費自己負担限度額の引上げ(市民税課税世帯)63,600 円(6 月診療分から適用)
10. 1	入院時食事療養費の改定 (市民税課税世帯)760 円/日、(非課税世帯)650 円/日、(非課税世帯で、4 ヶ月以上入院の場合)500 円/日
9. 4. 1	課税限度額 530,000 円に引上げ
9. 1	老人保健法一部改正 (1)一部負担金 外来(1 月)1,020 円→(1 回)500 円(同一保険医療機関等ごとに 1 ヶ月 4 回を限度)、入院(1 日)700→1,000 円に引上げ※低所得者は 300→500 円に引上げ (2)薬剤の一部負担金導入
10. 4. 1	診療報酬引上げ 1.5%(医科 1.5%、歯科 1.5%、調剤 0.7%)、薬価基準引下げ 2.8% 国民健康保険事務費負担金の一般財源化 老人保健法一部改正(一部負担金 入院(1 日)1,000→1,100 円に引上げ)
6. 17	老人保健法一部改正(老人保健拠出金加入者按分率 25→30%に引上げ)
7. 1	国民健康保険法一部改正(退職者に係る老人医療費拠出金の負担見直し)
11. 4. 1	老人保健法一部改正 一部負担金 外来(1 回)500→530 円(同一保険医療機関等ごとに 1 ヶ月 4 回を限度)、入院(1 日)1,100→1,200 円に引上げ

年月日	内 容
平成 12. 4. 1	介護保険制度の施行 保険税改定 (医療分)所得割 8.55→8.20%、均等割 30,000→29,000 円、平等割 29,000→28,000 円 (介護分)所得割 1.00%、均等割 5,600 円、平等割 3,300 円、課税限度額 7 万円 保険税納期の変更 12→10 期 診療報酬引上げ 1.9%(医科 2.0%、歯科 2.0%、調剤 0.8%)、薬価基準引下げ 1.6%、材料価格引下げ 0.1% 国民健康保険の保険者事務が、団体委任事務から自治事務へ 老人医療係が高齢福祉課より移管、収納係を収納第一係と収納第二係に分割
13. 1. 1	国民健康保険法一部改正 (1)高額療養費制度 ①上位所得世帯を設定 自己負担限度額 121,800 円、(多数該当)70,800 円 ②一定の療養費を超えた部分について限度額へ 1%の加算 (一般) 63,600 円+(医療費-318,000 円)×1% (上位所得)121,800 円+(医療費-609,000 円)×1% (2)入院時食事療養費標準負担額 760→780 円に引上げ (3)海外療養費制度の創設 老人保健法一部改正 (1)老人医療の一部負担金変更(原則定率 1 割制度の導入) ①外来 (院外)病院1,500 円・薬局1,500 円(200床以上の病院の場合それぞれ2,500 円) (院内)病院3,000 円(200床以上の病院の場合5,000 円) ②入院 (一般)37,200 円、(市民税非課税世帯)24,600 円、 (高齢福祉年金受給者)15,000 円 (2)老人に係る薬剤一部負担金の廃止 (3)入院時食事療養費標準負担額を、760→780 円に引上げ (4)高額医療費支給制度の創設(同一世帯に属する複数の老人が、同一の月に入院した場合) (課税世帯) 30,000 円以上を合算して 37,200 円を越える額 (非課税世帯)21,000 円以上を合算して 24,600 円を越える額
4. 1	保険税改定 (医療分)所得割 8.2→7.9%、均等割 29,000→25,000 円、平等割 28,000→26,000 円
14. 1. 1	出産育児一時金貸付金開始
4. 1	宮崎市国民健康保険税の減免に関する取扱要綱施行 老人医療の外来一部負担金改定 (定額制)850 円/日 (院外)病院 1,600 円・薬局 1,600 円(200 床以上の病院の場合各 2,650 円) (院内)病院 3,200 円(200 床以上の病院の場合 5,300 円)
10. 1	国民健康保険法一部改正 (1)一部負担金見直し (3 歳未満)2 割、(70 歳以上)1 割(一定以上所得者 2 割) (2)高額療養費制度 ①70 歳未満の自己負担限度額 (一般) 72,300 円+(医療費-361,500 円)×1% (上位所得)139,800 円+(医療費-699,000 円)×1% 世帯合算対象基準額 21,000 円 多数該当 4 回目以降(一般)40,200 円、(上位所得)77,700 円

年月日	内 容
平成 14. 10. 1	国民健康保険法一部改正 (2)高額療養費制度(続き) ②70歳以上の自己負担限度額 (一定以上所得)外来 40,200 円、入院時限度額 72,300 円+(医療費-361,500 円)×1% (多数該当の場合 4 回目以降 40,200 円) (一般)外来 12,000 円、入院時限度額 40,200 円 (低所得者Ⅱ)外来 8,000 円、入院時限度額 24,600 円 (低所得者Ⅰ)外来 8,000 円、入院時限度額 15,000 円 老人保健法一部改正 (1)老人医療受給対象年齢を 75 歳以上に引き上げ(S7.9.30 以前生まれは引き続き対象) (2)一部負担金の見直し(完全定率 1 割(一定以上所得者 2 割)) ※外来・入院の月額上限、外来の診療所での定額制廃止 (3)高額療養費制度(国民健康保険の 70 歳以上の場合と同様)
15. 4. 1	国民健康保険法一部改正 (1)退職被保険者と被扶養者の一部負担金の見直し (3 歳以上 70 歳未満)3 割、退職被保険者の特例療養費の廃止 (2)高額療養費制度(70 歳未満の自己負担限度額) (一般) 72,300 円+(医療費-241,000 円)×1% (上位所得)139,800 円+(医療費-466,000 円)×1% 保険税改定 (医療分)所得割 7.9→7.7%、均等割 25,000→24,000 円、平等割 26,000→23,000 円 (介護分)所得割 1.0→1.3%、均等割 5,600→6,300 円、平等割 3,300→3,800 円、 課税限度額 7→8 万円 地方税法改正(保険税算定方法の見直し) 公的年金等特別控除(17 万円)の廃止、給与所得特別控除(2 万円)の廃止、青色専従者給与等 控除の適用、長期譲渡所得等特別控除の適用
10. 1	国民健康保険被保険者証の個人カード化
16. 4. 1	国民健康保険税条例の一部改正(H17 課税から長期譲渡所得等の特別控除(100 万円)を廃止) はり・きゅう・あんま施術規則の一部改正 施術回数加算廃止(年間 84 回を限度)、滞納世帯への施設利用者証の交付制限の設定
8. 1	国民健康保険被保険者証と高齢受給者証の一体化
17. 4. 1	保険税改定 (医療分)所得割 7.7→9.2%、均等割 24,000→27,000 円、平等割 23,000→28,400 円 (介護分)所得割 1.3→1.9%、均等割 6,300→7,500 円、平等割 3,800→5,700 円 はり・きゅう・あんま施術料負担金改定 1 術 1,300→1,200 円、2 術 1,600→1,500 円に引下げ
18. 1. 1	佐土原町、田野町、高岡町と合併
4. 1	保険税改定 (介護分)課税限度額 8→9 万円
8. 1	国民健康保険制度「一定以上所得者」、及び老人保健医療制度「現役並み所得者」の判定収入 基準引下げ (70 歳以上が 1 人)年収 484→383 万円、(70 歳以上が 2 人以上)年収 621→520 万円未満
10. 1	国民健康保険法及び老人保健法一部改正 (1)自己負担割合の変更 国民健康保険制度「一定以上所得者」、及び老人保健医療制度「現役並み所得者」の自己 負担割合が、2→3 割に引上げ

年月日	内 容
平成 18. 10. 1	<p>国民健康保険法及び老人保健法一部改正(続き)</p> <p>(2)高額療養費及び高額医療費の自己負担限度額の変更  (一定以上所得) 70 歳未満 139,800→150,000 円、70 歳以上 72,300→80,100 円  (一般) 70 歳未満 72,300→80,100 円、70 歳以上 40,200→44,400 円  (住民税非課税) 70 歳未満 35,400 円、70~75 歳未満 24,600 円、75 歳以上 15,000 円</p> <p>(3)特定疾病のうち人工透析を要する一定以上所得者の自己負担額が、月 10,000→20,000 円に引上げ</p> <p>(4)出産育児一時金が 1 子につき、30→35 万円に引き上げ</p>
19. 4. 1	<p>保険税改定  (医療分)課税限度額 53→56 万円</p> <p>はり・きゅう・あんま施術規則一部改正(限度回数を年間 84→60 回へ変更)  「宮崎市国民健康保険税の減免に関する規則」施行</p>
20. 4. 1	<p>国民健康保険制度一部改正及び後期高齢者医療制度施行  後期高齢者支援金分新設による保険税改定  (医療分)所得割 9.2→7.3%、均等割 27,000→21,500 円、平等割 28,400→22,600 円、  課税限度額 56→45 万円</p> <p>(後期分)所得割 1.9%、均等割 5,500 円、平等割 5,800 円、課税限度額 11 万円</p> <p>高額医療・高額介護合算制度の施行  限度額は、年額 56 万円を基本とし、医療保険各制度や所得区分ごとの自己負担限度額をふまえ設定</p> <p>特定健康診査・特定保健指導の開始  「高齢者の医療の確保に関する法律」により各医療保険者に対し、40 歳から 74 歳の被保険者を対象とする内臓脂肪症候群(メタボリックシンドローム)に着目した健康診査及び保健指導の実施が義務付け</p> <p>3 歳以上義務教育就学前の自己負担割合が 3→2 割に引下げ</p>
6. 1	コンビニエンスストア収納開始
7. 1	<p>旧国保加入者で後期高齢者医療制度に移行した被保険者について、はり・きゅう・あんま施術助成開始(激変緩和措置)</p> <p>1 日 1 回の施術につき 1,000 円助成、H20 36 回、H21 24 回、H22 12 回上限</p>
21. 1. 1	<p>産科医療補償制度が実施され、出産育児一時金に 3 万円を加算  (産科医療保障制度下)38 万円、(その他)35 万円</p> <p>資格者証及び短期被保険者証の世帯に属する中学生以下の子どもに対し、6 ヶ月期間の保険証を交付(以後、継続して 6 ヶ月証を交付)</p> <p>資格者証の除外要件に、「当該資格者証の世帯の所得が、世帯員の数に応じた一定所得以下の所得である場合」を追加</p>
10. 1	出産育児一時金の引上げ(産科医療保障制度下)38→42 万円、(その他)35→39 万円
22. 3. 23	清武町との合併
4. 1	<p>保険税改定  (医療分)所得割 7.3→8.7%、均等割 21,500→23,400 円、平等割 22,600→23,000 円、  課税限度額 45→50 万円</p> <p>(後期分)所得割 1.9→2.1%、均等割 5,500→6,100 円、平等割 5,800→6,500 円、  課税限度額 11→13 万円</p> <p>(介護分)所得割 1.9→2.1%、均等割 7,500→9,000 円、平等割 5,700→6,200 円、  課税限度額 9→10 万円</p>
23. 3.	第一期特定健康診査・特定保健指導実施計画の中間評価及び見直し
4. 1	<p>はり・きゅう・あんま施術規則一部改正</p> <p>(1)施術料負担金の変更(1 術 1,200→1,100 円、2 術 1,500→1,400 円に引下げ)</p> <p>(2)団体に所属せず、施術所を有し、はり師免許等を有する者も、施術担当者として指定</p>

年月日	内 容
平成 24. 4. 1	保険税改定 (医療分)課税限度額 50→51 万円 (後期分)課税限度額 13→14 万円 (介護分)課税限度額 10→12 万円 機構改革により国保収納課を新設
10. 1	2 ヶ月証以下の短期保険証の廃止
25. 3	第二期特定健康診査・特定保健指導実施計画策定
4. 1	国民健康保険制度の改正 国民健康保険制度から後期高齢者医療制度へ移行した方がいる世帯のうち、国民健康保険の加入者が一人になった世帯(特定世帯)の世帯別平等割の配慮として、最初の 5 年間 2 分の 1 軽減する現行措置に加え、その後 3 年間「特定継続世帯」として 4 分の 1 軽減
26. 4. 1	保険税改定 (医療分)所得割 8.7→9.9%、均等割 23,400→28,600 円、平等割 23,000→21,600 円、 (後期分)所得割 2.1→2.6%、均等割 6,100→7,900 円、平等割 6,500→5,900 円、 課税限度額 14→16 万円 (介護分)所得割 2.1→2.7%、均等割 9,000→10,300 円、平等割 6,200→5,500 円、 課税限度額 12→14 万円 70～74 歳(一般分)一部負担金特例措置の終了(S19.4.1 までに生まれた人は特例措置継続) 保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大 (5 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く))×24.5 万円)以下 (2 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く))×45 万円)以下
6. 1	国保税徴収嘱託員 30→26 名に減員
27. 1. 1	70～74 歳(現役並み所得者)一部負担金割合判定方法の追加 H27 年 1 月以降、新たに 70 歳となる人が同一世帯にいる 70～74 歳の人で、合計所得金額(基礎控除後)が 210 万円以下の場合は、1 割又は 2 割負担 出産育児一時金制度の見直し※総支給額は変更なし 出産育児一時金の引上げ 39→40.4 万円、加算額の引下げ 3→1.6 万円 70 歳未満の高額療養費自己負担限度額の改正 (上位所得)所得 901 万円超 252,600 円+(医療費-842,000 円)×1%(多数回:140,100 円) 所得 600～901 万円 167,400 円+(医療費-558,000 円)×1%(多数回:93,000 円) (一般)所得 210～600 万円以下 80,100 円+(医療費-267,000 円)×1%(多数回:44,400 円) 所得 210 万円以下 57,600 円(多数回:44,400 円) 70 歳未満の高額介護合算療養費自己負担限度額の改正 平成 26 年 8 月分～ (上位所得)所得 901 万円超 176 万円、所得 600～901 万円 135 万円 (一般)所得 210～600 万円以下 67 万円、所得 210 万円以下 63 万円 平成 27 年 8 月分～ (上位所得)所得 901 万円超 212 万円、所得 600～901 万円 141 万円 (一般)所得 210～600 万円以下 67 万円、所得 210 万円以下 60 万円 国民健康保険税の減免に関する規則の一部改正(前年中所得からの減少割合 5/10→7/10)
27. 3	宮崎市保健事業実施計画(データヘルス計画)策定
27. 4. 1	保険税改定 (医療分)課税限度額 51→52 万円 (後期分)課税限度額 16→17 万円 (介護分)課税限度額 14→16 万円 保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大 (5 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く))×26 万円)以下 (2 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く))×47 万円)以下
6. 1	国保税徴収嘱託員 26→20 名に減員

年月日	内 容
平成 27. 9. 24	新システム導入によりコンビニエンスストア利用可能納付書拡大
28. 4. 1	<p>保険税改定</p> <p>(医療分)課税限度額 52→54 万円</p> <p>(後期分)課税限度額 17→19 万円</p> <p>保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大</p> <p>(5割軽減)(33万円+(被保険者数(擬主除く)×26.5万円)以下</p> <p>(2割軽減)(33万円+(被保険者数(擬主除く)×48万円)以下</p> <p>入院時食事療養費標準負担額の改定</p> <p>(市民税課税世帯)260→360円/食に引上げ</p> <p>※指定難病患者、小児慢性特定疾病患者及び精神病床に1年以上継続して入院している人は据え置き</p>
6. 1	国保税徴収嘱託員 20→18 名に減員
29. 4. 1	<p>保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大</p> <p>(5割軽減)(33万円+(被保険者数(擬主除く)×27万円)以下</p> <p>(2割軽減)(33万円+(被保険者数(擬主除く)×49万円)以下</p> <p>国保税徴収嘱託員 18→17 名に減員</p>
8. 1	<p>国民健康保険法一部改正</p> <p>(1)高額療養費制度</p> <p>70～75歳未満の自己負担限度額の引上げ</p> <p>平成 29 年 8 月診療分～平成 30 年 7 月診療分</p> <p>(現役並み所得者)</p> <p>限度額 ・ 外来 57,000 円</p> <p>・ 外来+入院 80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1% (多数回該当 44,000 円)</p> <p>(一般)</p> <p>限度額 ・ 外来 14,000 円 (年間 14 万 4 千円上限)</p> <p>・ 外来+入院 57,600 円 (多数回該当 44,400 円)</p> <p>(低所得者Ⅱ)</p> <p>限度額 ・ 外来 8,000 円 ・ 外来+入院 24,000 円</p> <p>(低所得者Ⅰ)</p> <p>限度額 ・ 外来 8,000 円 ・ 外来+入院 15,000 円</p>
30. 1. 4	ペイジー収納開始
4. 1	<p>国民健康保険法施行令の一部を改正する政令</p> <p>持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令</p> <p>国民健康保険法施行令</p> <p>国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令</p> <p>前期高齢者交付金及び後期高齢者医療の国庫負担金の算定等に関する政令</p> <p>補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令</p> <p>国民健康保険保険給付費等交付金、国民健康保険事業費納付金及び標準保険料率に関する省令</p> <p>国保都道府県単位化施行</p> <p>国民健康保険税条例一部改正 (口座振替の原則化)</p> <p>保険税改定</p> <p>(医療分)所得割 9.9→7.4%、均等割 28,600→23,500 円、平等割 21,600→16,600 円、課税限度額 54→58 万円</p> <p>(後期分)所得割 2.6→3.0%、均等割 7,900→9,200 円、平等割 5,900→6,500 円</p> <p>(介護分)所得割 2.7→2.3%、均等割 10,300→9,300 円、平等割 5,500→4,800 円</p> <p>保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大</p> <p>(5割軽減)(33万円+(被保険者数(擬主除く))×27.5万円)以下</p> <p>(2割軽減)(33万円+(被保険者数(擬主除く)×50万円)以下</p>

年月日	内 容
平成 30. 6. 1 8. 1	<p>国保税徴収嘱託員 17→13 名に減員</p> <p>高額療養費制度 70 歳～75 歳未満の被保険者の自己負担限度額変更 平成 30 年 8 月診療分～ (現役並み所得者Ⅰ) 限度額 ・外来及び外来+入院 80,100 円+(総医療費-267,000 円)×1% (多数回該当 44,400 円)</p> <p>(現役並み所得者Ⅱ) 限度額 ・外来及び外来+入院 167,400 円+(総医療費-558,000 円)×1% (多数回該当 93,000 円)</p> <p>(現役並み所得者Ⅲ) 限度額 ・外来及び外来+入院 252,600 円+(総医療費-842,000 円)×1% (多数回該当 140,100 円)</p> <p>(一般) 限度額 ・外来 18,000 円</p>
31. 1. 4 4. 1	<p>PayB(ペイビー) 収納開始</p> <p>保険税改定 (医療分)課税限度額 58→61 万円 保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大 (5 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く)×28 万円)以下 (2 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く)×51 万円)以下 はり・きゅう・あんま施術規則一部改正 施術料負担金の変更(1 術 1,100 円、2 術 1,400 円→1 回 1,200 円に変更)</p>
令和元. 6. 1	<p>国保税徴収嘱託員 13→11 名に減員</p> <p>特定健診自己負担無料化の実施</p>
2. 4. 1	<p>国保税徴収員 11→10 名に減員</p> <p>保険税改定 (医療分)所得割 7.4→8.7%、均等割 23,500→27,000 円、平等割 16,600→19,800 円、 課税限度額 61→63 万円 (後期分)均等割 9,200→9,100 円、平等割 6,500→6,600 円 (介護分)所得割 2.3→2.2%、均等割 9,300→9,100 円、平等割 4,800→5,000 円 課税限度額 16→17 万円 保険税(均等割・平等割)軽減措置の対象拡大 (5 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く))×28.5 万円)以下 (2 割軽減)(33 万円+(被保険者数(擬主除く)×52 万円)以下</p>
4. 20	<p>国民健康保険税条例一部改正(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)</p>
6. 26	<p>国民健康保険税の減免に関する規則一部改正(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険税の減免)</p>
9	<p>特定健診受診勧奨事業の実施</p>
3. 1. 1	<p>地方税法施行令改正</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基礎控除額の 10 万円引き上げ(33 万円→43 万円)</li> <li>・給与所得控除額及び公的年金控除額の 10 万円引き下げ</li> </ul> <p>国民健康保険税条例一部改正(保険税軽減措置の判定基準額の改定)</p> <p>(7 割軽減)(43 万円)+10 万円×(給与所得者等の数 ※ -1) (5 割軽減)(43 万円)+28.5 万円×被保険者数+10 万円×(給与所得者等の数 ※ -1) (2 割軽減)(43 万円)+52 万円×被保険者数+10 万円×(給与所得者等の数 ※ -1) ※一定の給与所得を有する者と公的年金等に係る所得を有する者の合計数</p>
1. 18	<p>国保収納課が第二庁舎 3 階に移転</p>
3. 31	<p>宮崎市国民健康保険事業方針を策定</p>

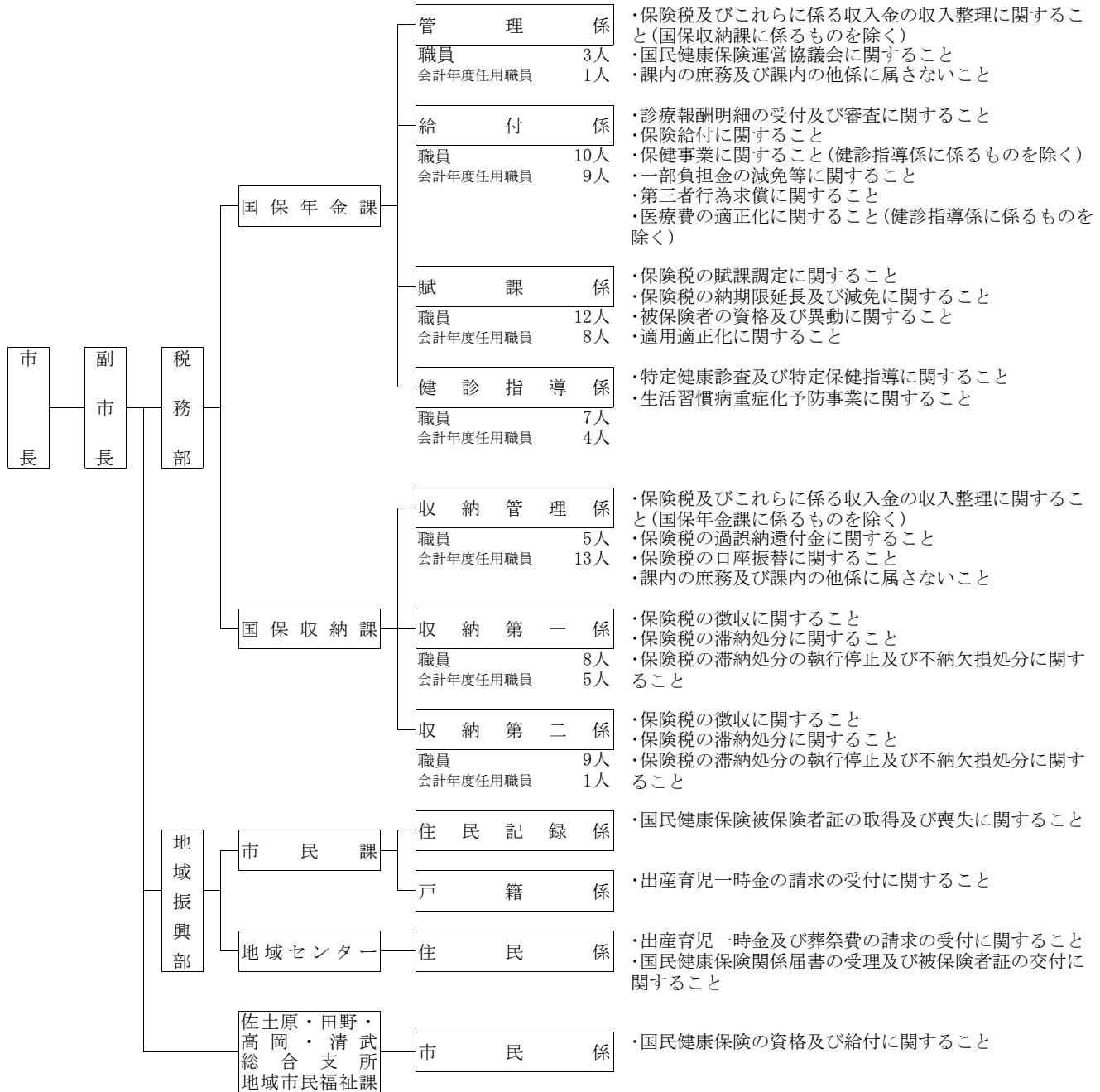
年月日	内 容
令和3. 3. 31 8. 30	第2期宮崎市保健事業実施計画（データヘルス計画）の中間評価及び見直し 窓口案内表示システムの運用開始（国保年金課）
4. 1. 1	国民健康保険条例一部改正（出産育児一時金の改正） 産科医療保障制度の掛金が16,000円から12,000円に引き下げられたのに合わせ、 404,000円から408,000円に増額（合計は420,000円に変更無し）
4. 1	地方税法施行令改正 保険税改定 （医療分）課税限度額63→65万円 （後期分）課税限度額19→20万円 未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額を10分の5に減額 スマートフォン決済サービス（PayPay, LINEPay）収納開始



## 2 宮崎市国民健康保険事業の事務機構

(令和4年4月1日時点)

(所掌事務)



### 3 宮崎市国民健康保険運営協議会

#### (1) 国民健康保険運営協議会委員

任期 令和7年5月31日まで

区 分	委員氏名 (敬称略)	役 職 等	備 考
被保険者代表 (1号委員)	長 友 睦 子	宮崎市地域婦人会連絡協議会	
	中 原 ゆみ子	JA 宮崎中央女性部 宮崎支店女性部長	
	徳 田 俊 博	宮崎市消防団 副団長	
	熊 本 桂 三	宮崎市商店街振興組合連合会 理事	
保険医又は保険 薬剤師代表 (2号委員)	田 中 宏 幸	宮崎市郡医師会 理事	
	玉 置 昇	宮崎市郡医師会 理事	
	野 村 賢 介	宮崎市郡歯科医師会 副会長	
	清 藤 誠	宮崎市郡薬剤師会 専務理事	
公益代表 (3号委員)	倉 真 一	宮崎公立大学 准教授	
	中 村 千穂子	宮崎県立看護大学 准教授	
	宮 本 広 志	宮崎県弁護士会 弁護士	
	小 泉 英 一	宮崎市社会福祉協議会 常務理事	

令和4年8月1日時点

#### (2) 令和3年度運営協議会等の開催実績（全て書面開催）

##### ① 第1回運営協議会

開催日 令和3年8月11日～25日

議 事

##### 【報告事項】

- ・令和2年度 宮崎市国民健康保険特別会計決算について
- ・未就学児に係る国民健康保険税の被保険者均等割額の軽減措置について

##### ② 第2回運営協議会

開催日 令和4年1月24日～2月4日

議 事

##### 【審議事項】

- ・宮崎市国民健康保険税条例の一部改正（案）について

##### 【報告事項】

- ・令和3年度 宮崎市国民健康保険特別会計3月補正予算（案）について
- ・令和4年度 宮崎市国民健康保険特別会計当初予算（案）について
- ・宮崎市国民健康保険条例の一部改正について
- ・宮崎市国民健康保険税条例の一部改正について

様式 1 3

国民健康保険事業状況報告書（事業年報） A 表  
（令和 3 年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

事業開始年月日	
---------	--

○ 一般状況

その他保険給付	出産育児	葬 祭	傷病手当	出産手当	その他
	999,999,999,999円	20,000円	999,999,999,999円	0円	0円

		本年度末現在				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数	55,743					
被保険者数	総数	84,734	2,604	37,885	21,736	1,055
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	84,734	2,604	37,885	21,736	1,055

		年度平均				
		(再掲) 未就学児	(再掲) 前期高齢者	(再掲) 70歳以上一般	(再掲) 70歳以上現役 並み所得者	
世帯数	56,826					
被保険者数	総数	87,038	2,487	38,861	21,928	1,104
	退職被保険者等	0	0			
	一般被保険者	87,038	2,487	38,861	21,928	1,104

	本年度末現在	年度平均
介護保険第2号被保険者数	26,379	27,160
介護保険第2号世帯数	22,458	23,098

	年度平均
標準負担額の減額状況	4,156

	本年度末現在	年度平均
特定世帯数	4,492	4,276
特定継続世帯数	558	657

	本年度中
世帯の継続性を認めた世帯数 (市町村内転居の場合を除く)	30

被保険者 増減内訳	本年度中増	転入	(再掲) 他県からの転入	社保離脱	生保廃止	出生	後期高齢者 離脱	その他	計
		2,223	1,427	11,564	217	338	8	1,507	15,857
	本年度中減	転出	(再掲) 他県への転出	社保加入	生保開始	死亡	後期高齢者 加入	その他	計
		1,899	1,187	9,331	388	515	4,046	2,417	18,596

本年度末現在 事務職員数	専任	兼任	計
	39	17	56

一部負担割合	法定割合	その他
	1	0

様式 1 4 (市町村) 国民健康保険事業状況報告書 (事業年報) B表 (1) (市町村)

○経理状況

1. 収支状況及び資産・負債等の状況

[1] 収入状況及び支出状況

(令和 3 年度)

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

収入				支出					
科目		収入額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分	科目		支出額	(再掲)後期高齢者 支援金等分	(再掲)介護分
		円	円	円			円	円	円
保険料 △税 ▽	一般被保険者分	医療給付費分	5,558,153,910		給付費	総務費	628,173,042		
		後期高齢者支援金分	1,864,835,205	1,864,835,205		療養給付費	24,822,012,009		
		介護納付金分	589,017,485			療養費	198,026,863		
		一般被保険者分計	8,012,006,600	1,864,835,205		小計	25,020,038,872		
						高額療養費	3,722,385,486		
	退職被保険者分	医療給付費分	2,275,216		高額介護合算療養費	4,256,832			
		後期高齢者支援金分	625,329	625,329	移送費	0			
		介護納付金分	582,836		出産育児諸費	140,286,816			
		退職被保険者等分計	3,483,381	625,329	葬祭諸費	9,620,000			
		計	8,015,489,981	1,865,460,534	589,600,321	育児諸費	0		
都道府県支出金 △特別交付金 ▽	国庫支出金	17,743,000			その他	1,745,474			
	保険給付費等交付金(普通交付金)	28,727,346,944			一般被保険者分計	28,898,333,480			
	保険者努力支援分	155,041,000			療養給付費	34,636			
	特別調整交付金分	309,287,806			療養費	0			
	都道府県繰入金(2号分)	177,260,000			小計	34,636			
	特定健康診査等負担金	76,240,000			高額療養費	10,306			
	保険給付費等交付金(特別交付金)計	717,828,806			高額介護合算療養費	0			
	財政安定化基金交付金	0			移送費	0			
	その他	0			退職被保険者等分計	44,942			
	計	29,445,175,750			審査支払手数料	75,132,818			
一般会計繰入金	連合会支出金	0			計	28,973,511,240			
	保険基盤安定(保険税軽減分)	1,725,994,540	403,704,410	120,160,940	国民健康保険 事業費 納付金	医療給付費分	7,664,540,618		
	保険基盤安定(保険者支援分)	893,547,527	209,792,391	60,226,196		一般被保険者分	0		
	職員給与費等	592,455,019				退職被保険者等分	0		
	出産育児一時金等	93,524,544				医療給付費分計	7,664,540,618		
	財政安定化支援事業	630,713,000				一般被保険者分	2,448,863,073	2,448,863,073	
	その他	153,027,000				退職被保険者等分	0	0	
	計	4,089,261,630	613,496,801	180,387,136		後期高齢者支援金等分計	2,448,863,073	2,448,863,073	
	直診勘定繰入金	0				介護納付金分	959,231,178		959,231,178
	その他の収入	111,839,936				計	11,072,634,869	2,448,863,073	959,231,178
小計(単年度収入) A	41,679,510,297	2,478,957,335	769,987,457	財政安定化基金拠出金		0			
				保健事業費	80,122,635				
				特定健康診査等事業費	181,316,796				
				健康管理センター事業費	0				
				計	261,439,431				
				保険給付費等交付金償還金	35,258,155				
				直診勘定繰出金	2,750,000				
				その他の支出	40,157,436	0	0		
				小計(単年度支出) B	41,013,924,173	2,448,863,073	959,231,178		
				単年度収支差(A-B)	665,586,124	30,094,262	-189,243,721		

基金繰入金 C	0			基金積立金 F	1,068,067		
繰越金 D	68,903,822			前年度繰上充用金 G	0		
市町村債 E	0			公債費 H	0		
うち財政安定化基金貸付金	0			うち財政安定化基金償還金	0		
収入合計 (A+C+D+E)	41,748,414,119			支出合計 (B+F+G+H)	41,014,992,240		
				収支差引残(収入合計-支出合計)	733,421,879		
				うち次年度への繰越金 I	63,421,879		
				うち基金積立金 J	670,000,000		

[2] 基金保有額及び市町村債の状況

基金保有額(前年度末) K	1,875,624,022	市町村債残高	0
基金繰入金 C	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
基金積立金 F	1,068,067		
収支差引残のうち基金積立金 J	670,000,000		
その他増加額 L	0		
その他減少額 M	0		
基金保有額 (K-C+F+J+L-M)	2,546,692,089		

[3] 資産・負債等の状況(年度末現在)

資産		負債及び純資産	
科目	金額(円)	科目	金額(円)
基金保有額 a	2,546,692,089	繰上充用金(当年度赤字額) e	0
次年度への繰越金 b	63,421,879	市町村債残高 f	0
貸付金等 c	0	うち財政安定化基金貸付金残高	0
その他の資産 d	0	その他の負債 g	0
資産合計 (a+b+c+d)	2,610,113,968	負債合計 (e+f+g)	0
		純資産(資産合計-負債合計)	2,610,113,968

様式14 (市町村) (つづき)

国民健康保険事業状況報告書(事業年報)B表(1)(続)(市町村)  
(令和3年度)

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

○経理状況

2. 保険料(税)収納状況(一般被保険者分)

(円)

		調定額	収納額	還付未済額(別掲)	不納欠損額	未収額	居所不明者分調定額
保険料(税)	現年分	8,151,137,895	7,597,496,020	9,652,000	895,945	552,745,930	0
	滞納繰越分	2,426,096,350	404,659,149	199,431	246,002,409	1,775,434,792	0
	計	10,577,234,245	8,002,155,169	9,851,431	246,898,354	2,328,180,722	0

3. 保険給付費等支払状況

(円)

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未払額	
△一般被保険者分 ▽	療養給付費	計	24,766,690,763	24,822,012,009	38,859,782	16,461,464	0
		現年度分(再掲)	24,766,690,763	24,822,012,009	38,859,782	16,461,464	0
	療養費	計	197,692,206	198,026,863	285,034	49,623	0
		現年度分(再掲)	197,692,206	198,026,863	285,034	49,623	0
	高額療養費		3,713,154,111	3,722,385,486	8,906,557	324,818	0
	高額介護合算療養費		4,256,832	4,256,832	0	0	0
	移送費		0	0	0	0	0
	その他の保険給付費		151,652,290	151,652,290	-420,000	420,000	0

4. 市町村標準保険料(税)率

医療給付費分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
6.55	0.00	27,496	19,124

後期高齢者支援金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.55	0.00	10,480	7,289

介護納付金分			
所得割	資産割	均等割	平等割
%	%	円	円
2.51	0.00	13,185	6,678

5. 備考

収 納 率		
現年分	滞納繰越分	計
93.21%	16.68%	75.65%

様式 14-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（2）  
（令和 3年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険税	(1)	②	保険料（税） 賦課方式	(1)	②	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 7,349,536	千円 1,202,129	千円 169	千円 7,073	千円 508,854	①増・2減	千円 19,044	千円 5,650,355		
保険料（税）算定額内訳					料（税）率				
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 3,851,678	千円 0	千円 2,398,869	千円 1,098,989	% 8.70	% 0.00	円 27,000	円 19,800		
52.41%	0.00%	32.64%	14.95%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 44,272,168	千円 0	57,705	36,229	5	352	842	88,847	千円 630	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等	⑤ その他	
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		

様式 14-3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）B表（3）  
（令和 3年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況（一般被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険税	(1)	②	保険料（税） 賦課方式	(1)	②	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 2,502,992	千円 403,704	千円 57	千円 2,405	千円 201,649	①増・2減	千円 6,390	千円 1,901,567		
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 1,328,156	千円 0	千円 808,507	千円 366,329	% 3.00	% 0.00	円 9,100	円 6,600		
53.06%	0.00%	32.30%	14.64%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 44,271,898	千円 0	57,705	36,229	5	352	1,133	88,847	千円 190	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

6. 保険料（税）（介護納付金分）賦課徴収状況（介護保険第2号被保険者分）

均一・不均 一賦課の別	① 均一賦課	(2) 不均一賦課 [ ]
----------------	-----------	------------------

保険料 の別 保険税	(1)	②	保険料（税） 賦課方式	(1)	②	(3)	(4)	保険料（税） 徴収回数	回 10
	料	税		4方式	3方式	2方式	その他		
保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額		
千円 773,341	千円 120,160	千円 10	千円 250	千円 49,742	1増・②減	千円 3,964	千円 599,215		
保険料（税）算定額内訳				料（税）率					
所得割	資産割	均等割	平等割	所得割	資産割	均等割	平等割		
千円 401,898	千円 0	千円 253,453	千円 117,990	% 2.20	% 0.00	円 9,100	円 5,000		
51.97%	0.00%	32.77%	15.26%						
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象	賦課限度額	
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数		
千円 18,268,108	千円 0	23,598	13,961	2	34	357	27,852	千円 170	
所得割の 算定基礎	① 課税総所得金額 （基礎控除）		② 課税総所得金額 （各種控除）		③ 市町村民税の所得割額		④ 市町村民税額等		⑤ その他
資産割の 算定基礎	① 固定資産税額等			② 固定資産税のうち土地家屋に係る部分の額			③ その他		



様式 15

国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（1）  
（令和 3年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	1,465,599	33,729,426,124	24,766,557,613	7,729,144,518	1,233,723,993
食事療養・生活療養（再掲）	20,580	626,763,679	372,963,675	250,412,999	3,387,005
食事療養・生活療養	57		133,150	-133,150	0
療養費等					
診療費	1,121	23,965,094	16,906,297	7,058,797	0
補装具	1,203	36,607,545	27,175,914	9,431,631	0
柔道整復師	27,031	166,412,931	121,288,061	45,124,870	0
アンマ・マッサージ	890	24,914,810	18,295,901	6,618,909	0
ハリ・キウウ	1,704	19,124,560	14,026,033	5,098,527	0
その他	0	0	0	0	0
小計	31,949	271,024,940	197,692,206	73,332,734	0
海外療養費（再掲）	19	196,660	137,658	59,002	0
移送費	0	0	0	0	0
計	1,497,605	34,000,451,064	24,964,382,969	7,802,344,102	1,233,723,993

(2) 前期高齢者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	885,971	19,900,807,915	15,057,047,367	4,564,274,391	279,486,157
食事療養・生活療養（再掲）	12,118	340,837,351	193,629,143	146,452,648	755,560
食事療養・生活療養	27		62,000	-62,000	0
療養費	14,674	126,601,440	96,409,997	30,191,443	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	900,672	20,027,409,355	15,153,519,364	4,594,403,834	279,486,157

(3) 70歳以上一般分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	547,360	11,917,069,029	9,488,176,813	2,329,632,505	99,259,711
食事療養・生活療養（再掲）	7,425	203,331,099	117,187,648	85,746,281	397,170
食事療養・生活療養	5		11,650	-11,650	0
療養費	8,665	78,135,893	62,501,479	15,634,414	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	556,030	11,995,204,922	9,550,689,942	2,345,255,269	99,259,711

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	27,175	545,680,163	379,498,119	162,491,571	3,690,473
食事療養・生活療養（再掲）	283	6,413,225	2,011,325	4,385,800	16,100
食事療養・生活療養	0		0	0	0
療養費	463	3,771,799	2,640,194	1,131,605	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	27,638	549,451,962	382,138,313	163,623,176	3,690,473

(5) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	43,820	501,948,645	400,764,299	10,601,726	90,582,620
食事療養（再掲）	215	1,617,595	499,385	775,145	343,065
食事療養	0		0	0	0
療養費	153	2,374,341	1,899,463	474,878	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	43,973	504,322,986	402,663,762	11,076,604	90,582,620

様式 15-2 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（2）  
（令和 3年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

2. 高額療養費の状況

		合 算 分		単 独 分			他法併用分	合 計	現物給付分 (再掲)	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総 数	件 数	6,070	32,938	6,858	5,138	10,688	6,679	4,667	73,038	32,544
	高額療養費(円)	101,727,633	231,554,997	680,392,222	487,157,859	1,442,466,542	245,695,356	524,159,502	3,713,154,111	3,235,207,306
(再掲) 前期 高齢者分	件 数	3,341	31,847	2,926	2,174	7,558	6,449	2,228	56,523	
	高額療養費(円)	45,057,975	199,858,102	305,474,306	196,159,975	946,561,203	212,184,869	153,599,855	2,058,896,285	
(再掲) 70歳以上 一般分	件 数	2,055	31,043	513	939	5,305	6,185	1,662	47,702	
	高額療養費(円)	13,430,353	175,547,715	28,655,020	70,306,996	532,424,635	180,113,603	76,322,171	1,076,800,493	
(再掲) 70歳以上現役 並み所得者分	件 数	65	162	42	22	113	12	24	440	
	高額療養費(円)	1,653,839	3,889,272	4,817,253	2,225,885	27,526,189	1,373,933	1,849,898	43,336,269	
(再掲) 未就学児分	件 数	49	55	20	0	61	8	51	244	
	高額療養費(円)	1,025,017	1,734,224	392,322	0	2,916,969	36,582	8,957,771	15,062,885	
長期高額特定疾病該当者数								428 人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件 数 (件)	189
給付額 (円)	4,256,832

4. その他の保険給付の状況

	出産育児給付	葬祭給付	傷病手当金	出産手当金	その他任意給付	計
件 数 (件)	335	481	0	0	0	816
給付額 (円)	139,688,000	9,620,000	0	0	0	149,308,000

様式 15-3 国民健康保険事業状況報告書（事業年報）C表（3）  
（令和 3年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

5. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		件数	日数	費用額
診療費	入院	22,006 <sup>件</sup>	351,368 <sup>日</sup>	12,273,634,012 <sup>円</sup>
	入院外	743,738	1,220,313	12,053,516,256
	歯科	157,801	289,081	2,275,564,130
	小計	923,545	1,860,762	26,602,714,398
調剤		534,723	( 631,970枚)	5,970,647,417
食事療養・生活療養		( 20,580)	( 949,701回)	626,763,679
訪問看護		7,331	44,945	529,300,630
合計		1,465,599	1,905,707	33,729,426,124

(2) 前期高齢者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	12,877 <sup>件</sup>	191,016 <sup>日</sup>	7,430,007,667 <sup>円</sup>
	入院外	455,726	740,065	7,085,026,116
	歯科	86,674	161,434	1,268,858,860
	小計	555,277	1,092,515	15,783,892,643
調剤		328,680	( 380,309枚)	3,607,941,701
食事療養・生活療養		( 12,118)	( 510,184回)	340,837,351
訪問看護		2,014	14,067	168,136,220
合計		885,971	1,106,582	19,900,807,915

(3) 70歳以上一般分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	7,901 <sup>件</sup>	114,473 <sup>日</sup>	4,390,376,562 <sup>円</sup>
	入院外	283,981	459,803	4,257,509,441
	歯科	51,219	95,727	753,577,070
	小計	343,101	670,003	9,401,463,073
調剤		202,979	( 234,877枚)	2,209,735,317
食事療養・生活療養		( 7,425)	( 305,758回)	203,331,099
訪問看護		1,280	8,504	102,539,540
合計		547,360	678,507	11,917,069,029

(4) 70歳以上現役並み所得者分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	318 <sup>件</sup>	3,997 <sup>日</sup>	208,513,240 <sup>円</sup>
	入院外	13,927	21,378	191,220,958
	歯科	2,905	5,401	40,004,860
	小計	17,150	30,776	439,739,058
調剤		10,019	( 11,437枚)	99,098,150
食事療養・生活療養		( 283)	( 9,535回)	6,413,225
訪問看護		6	27	429,730
合計		27,175	30,803	545,680,163

(5) 未就学児分再掲

		件数	日数	費用額
診療費	入院	306 <sup>件</sup>	1,718 <sup>日</sup>	122,664,100 <sup>円</sup>
	入院外	22,279	32,956	249,398,850
	歯科	3,263	4,238	32,315,250
	小計	25,848	38,912	404,378,200
調剤		17,845	( 25,498枚)	87,785,300
食事療養		( 215)	( 2,511回)	1,617,595
訪問看護		127	614	8,167,550
合計		43,820	39,526	501,948,645

様式 17 (市町村)

国民健康保険退職者医療事業状況報告書 (退職者医療事業年報) E表 (1) (市町村)

退職者医療にかかる一般状況・経理状況

(令和 3年度)

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

○一般状況

		本年度末現在	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

		年度平均	
			(再掲) 未就学児
世帯数	単独世帯	0	
	混合世帯	0	
退職被保険者等数	退職被保険者	0	
	被扶養者	0	0
	計	0	0

○経理状況

1. 収入状況及び支出状況

収 入		支 出		
科 目	収 入 額 (円)	科 目	支 出 額 (円)	
保険料(税) 医療給付費分	2,275,216	医 療 給 付 費	療養給付費	34,636
保険給付費等交付金(普通交付金)	21,366		療 養 費	0
その他の収入	23,052		小 計	34,636
合 計	2,319,634		高 額 療 養 費	10,306
			高額介護合算療養費	0
			移 送 費	0
			計	44,942
		国民健康保険事業費納付金(医療給付費分)	0	
		その他の支出	0	
		前年度繰上充用金	0	
		合 計	44,942	

2. 保険料(税)収納状況

	調 定 額	収 納 額	還付未済額(別掲)	不 納 欠 損 額	未 収 額	居所不明者分調定額
現年分	10,805	10,805	0	0	0	0
滞納繰越分	16,743,747	3,472,576	0	4,045,922	9,225,249	0
計	16,754,552	3,483,381	0	4,045,922	9,225,249	0

3. 医療給付支払状況

		支払義務額	支払済額	徴収金等	戻入未済額	未 払 額
療養給付費	計	-1,521,278	34,636	1,532,338	0	-23,576
	現年度分(再掲)	-1,521,278	34,636	1,532,338	0	-23,576
療 養 費	計	0	0	0	0	0
	現年度分(再掲)	0	0	0	0	0
高 額 療 養 費		-94,364	10,306	104,670	0	0
高額介護合算療養費		0	0	0	0	0
移 送 費		0	0	0	0	0

4. 備考

収 納 率	現 年 分	滞納繰越分	計
	100.00%	20.74%	20.79%

様式 17-2

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（2）

（令和 3年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

4. 保険料（税）（医療給付費分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [    ]
----------------	-------------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	(1) 増・2減	千円 6	千円 6
保険料（税）算定額内訳				/			
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0				
0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %				
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0

様式 17-3

国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）E表（3）

（令和 3年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

5. 保険料（税）（後期高齢者支援金分）賦課徴収状況

均一・不均 一賦課の別	(1) 均一賦課	(2) 不均一賦課 [    ]
----------------	-------------	---------------------

保険料（税） 算定額	保険料（税） 軽減額	災害等による 減免額	その他の 減免額	賦課限度額を 超える額	符号	増減額	保険料（税） 調定額
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	千円 0	(1) 増・2減	千円 2	千円 2
保険料（税）算定額内訳				/			
所得割	資産割	均等割	平等割				
千円 0	千円 0	千円 0	千円 0				
0.00 %	0.00 %	0.00 %	0.00 %				
課税対象額		課税対象	保険料（税）	災害等による	その他の	賦課限度額を	課税対象
所得割	資産割	世帯数	軽減世帯数	減免世帯数	減免世帯数	超える世帯数	被保険者数
千円 0	千円 0	0	0	0	0	0	0

様式 18 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（1）

退職者医療にかかる医療給付状況

（令和 3年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

○ 保険給付状況

1. 医療給付の状況

(1) 全体

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	-1,313	-2,173,244	-1,521,278	-651,966	0
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
療養費等	0	0	0	0	0
食事療養	0	0	0	0	0
診療費	0	0	0	0	0
補装具	0	0	0	0	0
柔道整復師	0	0	0	0	0
アンマ・マッサージ	0	0	0	0	0
ハリ・キュウ	0	0	0	0	0
その他	0	0	0	0	0
小計	0	0	0	0	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	-1,313	-2,173,244	-1,521,278	-651,966	0

(2) 未就学児分再掲

	件数	費用額	保険者負担分	一部負担金	他法負担分
	件	円	円	円	円
療養の給付等	0	0	0	0	0
食事療養（再掲）	0	0	0	0	0
療養費等	0	0	0	0	0
食事療養	0	0	0	0	0
療養費	0	0	0	0	0
海外療養費（再掲）	0	0	0	0	0
移送費	0	0	0	0	0
計	0	0	0	0	0

2. 高額療養費の状況

		合算分		単独分			他法併用分	合計	現物給付分 （再掲）	
		多数該当分	その他	多数該当分	長期疾病分	入院分				その他
総数	件数	1	0	0	0	-20	-14	0	-33	-34
	高額療養費(円)	10,306	0	0	0	-46,280	-58,390	0	-94,364	-104,670
（再掲） 未就学児分	件数	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費(円)	0	0	0	0	0	0	0	0	0
長期高額特定疾病該当者数								0人		

3. 高額介護合算療養費の状況

件数（件）	0
給付額（円）	0

様式 18-2 国民健康保険退職者医療事業状況報告書（退職者医療事業年報）F表（2）  
 退職者医療にかかる医療給付状況  
 （令和 3年度）

都道府県名	宮崎県
保険者名	宮崎市
都道府県・保険者番号	4   5   -   0   0   1

4. 療養の給付等内訳

(1) 全体

		退職被保険者分			被扶養者分		
		件数	日数	費用額	件数	日数	費用額
診療費	入院	件 -3	日 0	円 -91,104	件 0	日 0	円 0
	入院外	-1,311	0	-2,100,590	0	0	9,890
	歯科	1	1	8,560	0	0	0
	小計	-1,313	1	-2,183,134	0	0	9,890
	調剤	0	( 0 枚)	0	0	( 0 枚)	0
	食事療養	( 0)	( 0 回)	0	( 0)	( 0 回)	0
	訪問看護	0	0	0	0	0	0
	合計	-1,313	1	-2,183,134	0	0	9,890

(2) 未就学児分再掲

		被扶養者分		
		件数	日数	費用額
診療費	入院	件 0	日 0	円 0
	入院外	0	0	0
	歯科	0	0	0
	小計	0	0	0
	調剤	0	( 0 枚)	0
	食事療養	( 0)	( 0 回)	0
	訪問看護	0	0	0
	合計	0	0	0



## 5 関係条例規則等

### 宮崎市国民健康保険条例

昭和 34 年 3 月 16 日条例第 2 号

(目的)

第 1 条 この条例は、宮崎市が国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）に基づいて行う国民健康保険について必要な事項を定めることを目的とする。

(名称及び委員の定数)

第 2 条 国民健康保険法第 11 条第 2 項の規定により市に置かれる国民健康保険事業の運営に関する協議会の名称は、宮崎市国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）とする。

2 協議会の委員の定数は、次に定めるとおりとする。

- (1) 被保険者を代表する委員 4 人
- (2) 保険医又は保険薬剤師を代表する委員 4 人
- (3) 公益を代表する委員 4 人

(被保険者とししない者)

第 3 条 児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）の規定により児童福祉施設に入所している児童又は小規模住居型児童養育事業を行う者若しくは里親に委託されている児童であつて、民法（明治 29 年法律第 89 号）の規定による扶養義務者のないものは、被保険者とししない。

(出産育児一時金)

第 4 条 被保険者が出産したときは、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対して出産育児一時金として 40 万 8,000 円を支給する。ただし、病院、診療所、助産所その他の者であつて、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243 号）第 36 条各号に掲げる要件のいずれにも該当するものによる医学的管理の下における出産であると市長が認めるときは、これに 1 万 2,000 円を加算した額を支給する。

2 前項の規定にかかわらず、出産育児一時金の支給は、同一の出産につき、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）、船員保険法（昭和 14 年法律第 73 号）、国家公務員共済組合法（昭和 33 年法律第 128 号。他の法律において準用し、又は例による場合を含む。）又は地方公務員等共済組合法（昭和 37 年法律第 152 号）の規定によって、これに相当する給付を受けることができる場合には、行わない。

(葬祭費)

第 5 条 被保険者が死亡したときは、その葬祭を行う者に対して葬祭費として 2 万円を支給する。

(保健事業)

第 6 条 市は、被保険者の健康の保持増進のために必要な事業、被保険者の療養環境の向上のために必要な事業及び病院の設置その他の保険給付のために必要な事業を行う。

(国民健康保険税)

第 7 条 市は、世帯主に対して別に定めるところにより、国民健康保険税を課する。

(罰則)

第 8 条 世帯主が、国民健康保険法第 9 条第 1 項若しくは第 9 項の規定による届出をせず、若しくは虚偽の届出をした場合又は同条第 3 項若しくは第 4 項の規定により被保険者証の返還を求められてこれに応じない場合においては、その者に対し 10 万円以下の過料を科する。

第 9 条 世帯主又は世帯主であった者が、正当の理由なしに国民健康保険法第 113 条の規定により文書その他の物件の提出若しくは提示を命ぜられてこれに従わず、又は同条の規定による当該職員の質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をしたときは、10 万円以下の過料を科する。

第 10 条 偽りその他不正の行為により一部負担金及びこの条例に規定する過料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の 5 倍に相当する金額（過料にあつては、当該 5 倍に相当する金額が 5 万円を超えないときは、5 万円とする。）以下の過料を科する。

第 11 条 前 3 条の過料の額は、情状により市長が定める。

2 前 3 条の過料を徴収する場合において発する納額告知書に指定すべき納期限は、その発付の日から起算して 10 日以上を経過した日とする。

(その他の事項)

第12条 この条例に規定するもののほか、国民健康保険の施行に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行し、昭和34年1月1日から適用する。ただし被保険者の資格に関しては国民健康保険法第5条及び第6条の規定にかかわらず昭和34年3月31日まではなお従前の例による。

(条例の廃止)

2 宮崎市国民健康保険条例(昭和23年条例第59号)は廃止する。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

3 佐土原町、田野町及び高岡町(以下「3町」という。)の編入の日(以下「編入日」という。)前に、給付事由の生じた3町の被保険者に係る保険給付については、この条例の規定にかかわらず、それぞれ佐土原町国民健康保険条例(昭和35年佐土原町条例第8号)、田野町国民健康保険条例(昭和34年田野町条例第7号)及び高岡町国民健康保険条例(昭和34年高岡町条例第6号)(以下「3町条例」という。)の例による。

4 編入日前にした行為に対する罰則の適用については、それぞれ3町条例の例による。

(清武町の編入に伴う経過措置)

5 清武町の編入の前日に、給付事由の生じた同町の被保険者に係る保険給付については、この条例の規定にかかわらず、清武町国民健康保険条例(昭和39年清武町条例第36号)の例による。

6 清武町の編入の前日にした行為に対する罰則の適用については、清武町国民健康保険条例の例による。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金)

7 給与等(所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与等をいい、賞与(健康保険法第3条第6項に規定する賞与をいう。)を除く。以下同じ。)の支払を受けている被保険者が療養のため労務に服することができないとき(新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。))である感染症をいう。以下同じ。)に感染したとき、又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われるときに限る。)は、その労務に服することができなくなった日から起算して3日を経過した日から労務に服することができない期間のうち労務に就くことを予定していた日について、当該被保険者の属する世帯の世帯主に対し、傷病手当金を支給する。

8 傷病手当金の額は、1日につき、傷病手当金の支給を始める日の属する月以前の直近の継続した3月間の給与等の収入の額の合計額を就労日数で除した額(その額に、5円未満の端数があるときは、これを切り捨て、5円以上10円未満の端数があるときは、これを10円に切り上げるものとする。)の3分の2に相当する金額(その金額に、50銭未満の端数があるときは、これを切り捨て、50銭以上1円未満の端数があるときは、これを1円に切り上げるものとする。)とする。ただし、健康保険法第40条第1項に規定する標準報酬月額等級の最高等級の標準報酬月額の30分の1に相当する金額の3分の2に相当する金額を超えるときは、その金額とする。

9 傷病手当金の支給期間は、その支給を始めた日から起算して1年6月を超えないものとする。

(新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金と給与等との調整)

10 新型コロナウイルス感染症に感染した場合又は発熱等の症状があり新型コロナウイルス感染症の感染が疑われる場合において、給与等の全部又は一部を受けることができる被保険者に係る傷病手当金は、当該給与等の全部又は一部を受けることができる期間は、支給しない。ただし、その受けすることができる給与等の額が附則第8項の規定により算定される額より少ないときは、その差額を支給する。

11 前項に規定する被保険者が新型コロナウイルス感染症に感染した場合において、その受けすることができるはずであった給与等の全部又は一部につき、その全額を受けることができなかったときは傷病手当金の全額、その一部を受けることができなかった場合においてその受けた額が傷病手当金の額より少ないときはその額と傷病手当金との差額を支給する。ただし、同項ただし書の規定により傷病手当金の一部を受けたときは、その額を支給額から控除する。

- 12 前項の規定により市が支給した金額は、当該被保険者を使用する事業所の事業主から徴収する。  
(新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金に関する特例の適用)
- 13 前6項の規定は、令和2年1月1日から規則で定める日までの間に傷病手当金の支給を始めるものについて適用する。(令和2年4月規則第64号(最終改正:令和3年規則第88号)で、規則で定める日は同4年3月31日とする。)
- 附 則(昭和35年4月1日条例第9号)  
この条例は、昭和35年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和36年3月24日条例第6号)  
この条例は、昭和36年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和37年3月20日条例第7号)  
この条例は、昭和37年4月1日から施行する。ただし、第4条を改正する規定は、昭和37年12月1日から適用する。
- 附 則(昭和38年3月18日条例第7号)  
この条例は、昭和38年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和39年1月6日条例第3号)  
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和42年3月23日条例第13号)  
この条例は、昭和42年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和45年3月30日条例第18号)  
この条例は、昭和45年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和46年3月19日条例第13号)  
この条例は、昭和46年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和46年9月29日条例第30号)  
この条例は、昭和46年10月1日から施行する。
- 附 則(昭和47年3月31日条例第18号)  
この条例は、昭和47年4月1日から施行する。
- 附 則(昭和47年12月25日条例第55号)
- 1 この条例は、昭和48年1月1日から施行する。
- 2 改正前の宮崎市国民健康保険条例の規定に基づく昭和47年12月31日までの医療受診に係る高齢者給付付加金の支給については、なお従前の例による。
- 附 則(昭和49年3月30日条例第18号)  
この条例は、昭和49年4月1日から施行する。ただし、第5条の2の改正規定は、公布の日から施行し、昭和48年12月1日以後の診療分から適用する。
- 附 則(昭和50年7月14日条例第34号)
- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和50年7月1日から適用する。
- 2 改正前の条例に基づいて、すでに支給された昭和50年7月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る助産費は、改正後の条例の規定による助産費の内払とみなす。
- 附 則(昭和50年12月25日条例第49号)  
この条例は、公布の日から施行する。
- 附 則(昭和52年3月29日条例第9号)
- 1 この条例は、昭和52年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。
- 2 この条例による改正後の宮崎市国民健康保険条例第5条の規定は、施行日以後に生じた死亡に係る保険給付から適用し、同日前に生じた死亡に係る保険給付については、なお従前の例による。
- 附 則(昭和52年10月19日条例第52号)
- 1 この条例は、公布の日から施行し、昭和52年10月1日から適用する。
- 2 改正前の条例に基づいて、すでに支給された昭和52年10月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る助産費は、改正後の条例の規定による助産費の内払とみなす。
- 附 則(昭和53年3月31日条例第4号)
- 1 この条例は、昭和53年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

- 2 この条例による改正後の宮崎市国民健康保険条例第5条の規定は、施行日以後に生じた死亡に係る保険給付から適用し、同日前に生じた死亡に係る保険給付については、なお従前の例による。

附 則（昭和53年6月27日条例第27号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例による改正後の宮崎市国民健康保険条例第4条第2項の規定は、この条例の施行の日から6月を経過した日以降の出産から適用する。

附 則（昭和55年3月27日条例第13号）

- 1 この条例は、昭和55年4月1日から施行する。
- 2 この条例の施行の日前の出産に係る助産費の額については、なお従前の例による。

附 則（昭和56年6月30日条例第34号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和57年3月29日条例第14号）

- 1 この条例は、公布の日から施行し、改正後の条例第4条の規定は、昭和57年3月1日から適用する。
- 2 改正前の条例に基づいて、既に支給された昭和57年3月1日からこの条例の施行の日の前日までの期間に係る助産費は、改正後の条例の規定による助産費の内払いとみなす。

附 則（昭和57年12月21日条例第44号）

- 1 この条例は、昭和58年2月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第8条及び第9条の規定は、施行日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和59年12月19日条例第35号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和60年7月4日条例第25号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和62年7月24日条例第25号）

- 1 この条例は、昭和62年8月1日から施行する。
- 2 改正後の第8条の規定は、この条例の施行の日以後の行為から適用し、同日前の行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年12月16日条例第37号）

- 1 この条例は、昭和64年3月1日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 改正後の第4条第1項の規定は、施行日以後の出産に係る助産費の支給について適用し、施行日前の出産に係る助産費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成4年3月17日条例第17号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成4年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条第1項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る助産費の支給について適用し、同日前の出産に係る助産費の支給については、なお従前の例による。

附 則（平成6年9月30日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成6年10月1日から施行する。ただし、第6条の改正規定は、平成7年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第4条の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月28日条例第30号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 12 月 20 日条例第 160 号）

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 30 日条例第 27 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 18 年 9 月 27 日条例第 71 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成 20 年 12 月 22 日条例第 56 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成 21 年 3 月 30 日条例第 17 号）

この条例中第 3 条の 2 第 2 項の改正規定は平成 21 年 4 月 1 日から、第 2 条第 4 号を削る改正規定は同年 6 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 9 月 30 日条例第 45 号）

この条例は、平成 21 年 10 月 1 日から施行する。

附 則（平成 21 年 12 月 25 日条例第 101 号）

この条例は、平成 22 年 3 月 23 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日条例第 25 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成 24 年 3 月 30 日条例第 3 号抄）

（施行期日）

1 この条例は、平成 24 年 7 月 9 日（以下「施行日」という。）から施行する。

附 則（平成 26 年 12 月 25 日条例第 112 号）

（施行期日）

1 この条例は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日条例第 24 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条第 1 項を削り、同条第 2 項を同条とする改正規定は、公布の日から施行する。

附 則（令和 2 年 4 月 20 日条例第 29 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 3 月 18 日条例第 3 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（令和 3 年 12 月 23 日条例第 62 号）

（施行期日）

1 この条例は、令和 4 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 改正後の第 4 条第 1 項の規定は、この条例の施行の日以後の出産に係る給付について適用し、同日前の出産に係る給付については、なお従前の例による。

## 宮崎市国民健康保険規則

昭和 57 年 3 月 23 日規則第 7 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号。以下「法」という。）、国民健康保険法施行令（昭和 33 年政令第 362 号）、国民健康保険法施行規則（昭和 33 年厚生省令第 53 号。以下「法施行規則」という。）及び宮崎市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 2 号。以下「条例」という。）の施行に関し、別に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第 2 条 国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）は、次に掲げる事項について、審議するものとする。

- (1) 一部負担金の負担割合に関する事項
- (2) 国民健康保険税の賦課方法に関する事項
- (3) 保険給付の種類及び内容に関する事項
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、国民健康保険事業の運営上重要な事項

(委員の任命)

第 3 条 協議会の委員は、市長が委嘱する。

(会長)

第 4 条 会長は、会務を総理し、協議会を代表する。

(会議)

第 5 条 協議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集する。

2 会長は、市長から諮問があったとき、又は委員の半数以上から審議すべき事項を示して会議の招集の請求があったときは、その諮問又は請求のあった日から 7 日以内に会議を招集しなければならない。

3 会長は、会議を招集するときは、市長に通知しなければならない。

4 会長は、会議の議長となる。

5 会議は、条例第 2 条各号に掲げる委員の各 1 人以上を含む過半数の委員の出席がなければ開くことができない。

6 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(会議録)

第 6 条 議長は、会議録を作成し、会議に出席した 2 人の委員とともに署名しなければならない。

(報告)

第 7 条 会長は、会議を開いたときは、その結果を速やかに市長に報告しなければならない。

(委任)

第 8 条 第 4 条から前条までに定めるもののほか、協議会の運営に関し、必要な事項は、会長が定める。

(被保険者の資格等に係る添付書類等)

第 9 条 法施行規則第 3 条の届書には、当該被保険者の資格取得の事実が確認できる場合を除き、法第 6 条各号のいずれにも該当しなくなった旨を証する書類を添付しなければならない。

第 10 条 法施行規則第 5 条第 1 項の届書には、当該被保険者の修学する学校の在学又は入学を確認できる書類を添付しなければならない。

第 11 条 法施行規則第 5 条の 2 第 1 項の届書には、当該被保険者に係る施設入所等を証する書類を添付しなければならない。

第 12 条 法施行規則第 7 条第 1 項の規定により再交付するときは、被保険者証の表面上部に、再交付の押印を行うものとする。

第 13 条 法施行規則第 13 条の届書には、法第 6 条各号のいずれかに該当することを証する書類を添付し、又は提示しなければならない。

(被保険者証の更新)

第 14 条 法施行規則第 7 条の 2 第 1 項の規定による被保険者証の更新は、毎年 8 月 1 日に行うものとする。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、この限りでない。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、昭和 57 年 4 月 1 日から施行する。  
(宮崎市国民健康保険運営協議会規則の廃止)
- 2 宮崎市国民健康保険運営協議会規則（昭和 36 年規則第 1 号）は、廃止する。  
(経過措置)
- 3 この規則の施行の際、現に協議会の委員である者は、この規則の規定により協議会の委員に委嘱されたものとみなす。  
(佐土原町等の編入に伴う経過措置)
- 4 佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日前に、佐土原町国民健康保険給付規則（昭和 47 年佐土原町規則第 13 号）、田野町国民健康保険の給付に関する規則（昭和 53 年田野町規則第 14 号）及び高岡町国民健康保険の給付に関する規則（昭和 49 年高岡町規則第 22 号）の規定によりされた申請、通知その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（平成 2 年 3 月 29 日規則第 5 号）

この規則は、平成 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 11 年 3 月 26 日規則第 16 号）

- 1 この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成 13 年 12 月 18 日規則第 31 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある被保険者証の更新については、改正後の宮崎市国民健康保険規則第 16 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 9 月 4 日規則第 53 号）

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。ただし、第 9 条、第 13 条、第 17 条及び様式第 4 号の改正規定は、平成 15 年 10 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にある被保険者証の更新については、改正後の宮崎市国民健康保険規則第 16 条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日規則第 3 号抄）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。  
附 則（平成 17 年 3 月 31 日規則第 18 号）  
(施行期日)
- 1 この規則は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。  
(経過措置)
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 17 年 12 月 28 日規則第 119 号）

この規則は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日規則第 25 号）

この規則は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

## 宮崎市国民健康保険税条例

昭和35年4月1日条例第4号

(納税義務者)

第1条 国民健康保険税（以下「保険税」という。）は、国民健康保険の被保険者である世帯主に対して課する。

2 被保険者である資格がない世帯主であつて、その世帯内に国民健康保険の被保険者である者がある場合においては当該世帯主を被保険者である世帯主とみなして保険税を課する。

(課税額)

第2条 前条の者に対して課する保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。

(1) 基礎課税額（保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用（国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による国民健康保険事業費納付金（以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。）の納付に要する費用のうち、宮崎県の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律（昭和57年法律第80号）の規定による後期高齢者支援金等（以下この条において「後期高齢者支援金等」という。）及び介護保険法（平成9年法律第123号）の規定による納付金（以下この条において「介護納付金」という。）の納付に要する費用に充てる部分を除く。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(2) 後期高齢者支援金等課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（宮崎県の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

(3) 介護納付金課税被保険者（国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。）につき算定した介護納付金課税額（保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用（宮崎県の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。）に充てるための保険税の課税額をいう。以下同じ。）

2 前項第1号の基礎課税額は、世帯主（前条第2項に規定する世帯主（以下「2項世帯主」という。）を除く。）及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が65万円を超える場合においては、基礎課税額は、65万円とする。

3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が20万円を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、20万円とする。

4 第1項第3号の介護納付金課税額は、介護納付金課税被保険者である世帯主（2項世帯主を除く。）及びその世帯に属する介護納付金課税被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が17万円を超える場合においては、介護納付金課税額は、17万円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の所得割額)

第3条 前条第2項の所得割額は、賦課期日の属する年の前年の所得に係る地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第314条の2第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合計額から同条第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に100分の8.7を乗じて算定する。

2 前項の場合における法第314条の2第1項に規定する総所得金額又は山林所得金額を算定する場合においては、法第313条第9項中雑損失の金額に係る部分の規定を適用しないものとする。

(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額)

第4条 第2条第2項の被保険者均等割額は、国民健康保険の被保険者1人について2万7,000円とする。



(国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額)

第5条 第2条第2項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯(特定同一世帯所属者(国民健康保険法第6条第8号の規定により被保険者の資格を喪失した者であつて、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。以下同じ。)と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて同日の属する月(以下この号において「特定月」という。)以後5年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)及び特定継続世帯(特定同一世帯所属者と同一の世帯に属する被保険者が属する世帯であつて特定月以後5年を経過する月の翌月から特定月以後8年を経過する月までの間にあるもの(当該世帯に他の被保険者がいない場合に限る。)をいう。以下同じ。)以外の世帯 1万9,800円

(2) 特定世帯 9,900円

(3) 特定継続世帯 1万4,850円

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の所得割額)

第6条 第2条第3項の所得割額は、基礎控除後の総所得金額等に100分の3.0を乗じて算定する。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額)

第7条 第2条第3項の被保険者均等割額は、被保険者1人について9,100円とする。

(国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額)

第8条 第2条第3項の世帯別平等割額は、次の各号に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額とする。

(1) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 6,600円

(2) 特定世帯 3,300円

(3) 特定継続世帯 4,950円

(介護納付金課税被保険者に係る所得割額)

第9条 第2条第4項の所得割額は、介護納付金課税被保険者に係る基礎控除後の総所得金額等に100分の2.2を乗じて算定する。

(介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額)

第10条 第2条第4項の被保険者均等割額は、介護納付金課税被保険者1人について9,100円とする。

(介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額)

第11条 第2条第4項の世帯別平等割額は、1世帯について5,000円とする。

(賦課期日)

第12条 保険税の賦課期日は、当該年度の4月1日とする。

(徴収の方法)

第13条 保険税は、第16条、第20条及び第21条の規定によって特別徴収の方法による場合を除くほか、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

2 普通徴収に係る保険税の納付は、口座振替の方法によるものとする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときは、この限りでない。

(納期)

第14条 普通徴収の方法によって徴収する保険税の納期は、次のとおりとする。

第1期 6月1日から同月30日まで

第2期 7月1日から同月31日まで

第3期 8月1日から同月31日まで

第4期 9月1日から同月30日まで

第5期 10月1日から同月31日まで

第6期 11月1日から同月30日まで

第7期 12月1日から翌年1月4日まで

第8期 1月5日から同月31日まで

第9期 2月1日から同月末日まで

第10期 3月1日から同月31日まで

2 次条の規定によって課する保険税の納期は、納税通知書に定めるところによる。

- 3 納期ごとの分割金額に 100 円未満の端数があるとき、又はその分割金額が 100 円未満であるときは、その端数金額又はその全額は、すべて最初の納期に係る分割金額に合算するものとする。
- 4 市長は特別の事情がある場合において、第 1 項の納期により難いと認めるときは、別に納期を定めることができる。

(納税義務の発生、消滅等に伴う賦課)

第 15 条 保険税の賦課期日後に納税義務が発生した者には、その発生した日の属する月から月割をもって算定した第 2 条第 1 項の額（第 23 条の規定による減額が行われた場合には、その減額後の保険税の額とする。以下この条において同じ。）を課する。

- 2 前項の賦課期日後に納税義務が消滅した者には、その消滅した日（国民健康保険法第 6 条第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当することにより納税義務が消滅した場合において、その消滅した日が月の初日であるときは、その前日）の属する月の前月まで、月割をもって算定した第 2 条第 1 項の額を課する。
- 3 第 1 項の賦課期日後に 2 項世帯主である保険税の納税義務者が同条第 1 項の世帯主（以下次項までにおいて「1 項世帯主」という。）となった場合には、当該 1 項世帯主となった日を第 1 項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第 2 条第 1 項の額から当該 1 項世帯主となった者を 2 項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該 1 項世帯主となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 4 第 1 項の賦課期日後に 1 項世帯主である保険税の納税義務者が 2 項世帯主となった場合には、当該 2 項世帯主となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第 2 条第 1 項の額を当該 2 項世帯主となった者を 1 項世帯主とみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該 2 項世帯主となった日（国民健康保険法第 6 条第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当することにより 2 項世帯主となった場合において、当該 2 項世帯主となった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の保険税の額から減額する。
- 5 第 1 項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する国民健康保険の被保険者（当該納税義務者を除く。以下次項において同じ。）となった者がある場合には、当該被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第 2 条第 1 項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する国民健康保険の被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 6 第 1 項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する国民健康保険の被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第 2 条第 1 項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する国民健康保険の被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日（国民健康保険法第 6 条第 1 号から第 8 号までのいずれかに該当することにより国民健康保険の被保険者でなくなった場合において、当該被保険者でなくなった日が月の初日であるときは、その前日）の属する月から、月割をもって当該納税義務者の保険税の額から減額する。
- 7 第 1 項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者となった者がある場合には、当該被保険者となった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第 2 条第 1 項の額から当該被保険者となった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者でないものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額を控除した残額を、当該被保険者となった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者に課する。
- 8 第 1 項の賦課期日後に保険税の納税義務者の世帯に属する介護納付金課税被保険者でなくなった者がある場合には、当該被保険者でなくなった日を同項の賦課期日とみなして算定した当該納税義務者に係る第 2 条第 1 項の額を当該被保険者でなくなった者が当該世帯に属する介護納付金課税被保険者であるものとみなして算定した当該納税義務者に係る同項の額から控除した残額を、当該被保険者でなくなった日の属する月から、月割をもって当該納税義務者の保険税の額から減額する。

(特別徴収)

第 16 条 当該年度の初日において、保険税の納税義務者が老齢等年金給付（地方税法施行令（昭和

25年政令第245号)第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。以下同じ。)の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主(災害その他の特別の事情があることにより、特別徴収の方法によって保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他同条第3項に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。)である場合においては、当該世帯主に対して課する保険税を特別徴収の方法によって徴収するものとする。

2 当該年度の初日の属する年の4月2日から8月1日までの間に、保険税の納税義務者が特別徴収対象被保険者となった場合においては、当該特別徴収対象被保険者に対して課する保険税を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(特別徴収義務者の指定)

第17条 前条の規定による特別徴収に係る保険税の特別徴収義務者は、当該特別徴収対象被保険者に係る老齢等年金給付の支払をする者(以下「年金保険者」という。)とする。

(特別徴収税額の納入の義務等)

第18条 年金保険者は、支払回数割保険税額を徴収した日の属する月の翌月の10日までに、その徴収した支払回数割保険税額を納入しなければならない。

(被保険者資格喪失等の場合の通知等)

第19条 年金保険者が市長から法第718条の5第1項の規定による通知を受けた場合においては、当該通知を受けた日以降、支払回数割保険税額を徴収して納入する義務を負わない。この場合において、年金保険者は、直ちに当該通知に係る特別徴収対象被保険者に係る保険税の徴収の実績その他必要な事項を市長に通知しなければならない。

(既に特別徴収対象被保険者であった者に係る仮徴収)

第20条 当該年度の初日の属する年の前年の10月1日からその翌年の3月31日までの間における法第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付(以下「特別徴収対象年金給付」という。)の支払の際、支払回数割保険税額を徴収されていた特別徴収対象被保険者について、当該支払回数割保険税額の徴収に係る特別徴収対象年金給付が当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間において支払われる場合においては、その支払に係る保険税の額として、地方税法施行規則(昭和29年総理府令第23号)第24条の36に規定する額を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

2 前項に規定する特別徴収対象被保険者について、当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間において、支払回数割保険税額に相当する額を徴収することが適当でない特別な事情がある場合においては、同項の規定にかかわらず、それぞれの支払に係る保険税の額として、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

(新たに特別徴収対象被保険者となった者に係る仮徴収)

第21条 次の各号に掲げる者について、それぞれ当該各号に定める期間において特別徴収対象年金給付が支払われる場合においては、その支払に係る保険税の額として、法第718条の8第2項に規定する支払回数割保険税額の見込額(当該額によることが適当でない認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。)を、特別徴収の方法によって徴収するものとする。

(1) 第16条第2項に規定する特別徴収対象被保険者の保険税について同項の規定による特別徴収の方法によって徴収が行われなかった場合の当該特別徴収対象被保険者又は当該年度の初日の属する年の前年の8月2日から10月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日からその日の属する年の9月30日までの間

(2) 当該年度の初日の属する年の前年の10月2日から12月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の6月1日から9月30日までの間

(3) 当該年度の初日の属する年の前年の12月2日からその翌年の2月1日までの間に特別徴収対象被保険者となった者 当該年度の初日の属する年の8月1日から9月30日までの間

(普通徴収税額への繰入)

第22条 特別徴収対象被保険者が特別徴収対象年金給付の支払を受けなくなったこと等により保険税を特別徴収の方法によって徴収されないこととなった場合においては、特別徴収の方法によって徴収されないこととなった額に相当する保険税の額を、その特別徴収の方法によって徴収さ

れないこととなった日以後において到来する第 14 条第 1 項の納期がある場合においてはそれぞれの納期において、その日以後に到来する同項の納期がない場合においては直ちに、普通徴収の方法によって徴収するものとする。

- 2 特別徴収対象被保険者について、既に年金保険者から納入された特別徴収対象保険税額が当該特別徴収対象被保険者から徴収すべき特別徴収対象保険税額を超える場合（徴収すべき特別徴収対象保険税額がない場合を含む。）において当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金があるときは、当該過納又は誤納に係る税額は、法第 17 条の 2 の規定の例によって当該特別徴収対象被保険者の未納に係る徴収金に充当するものとする。

（保険税の減額）

第 23 条 次の各号のいずれかに掲げる保険税の納税義務者に対して課する保険税の額は、第 2 条第 2 項本文の基礎課税額からイ及びロに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 65 万円を超えるときは、65 万円）、同条第 3 項本文の後期高齢者支援金等課税額からハ及びニに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 20 万円を超えるときは、20 万円）並びに同条第 4 項本文の介護納付金課税額からホ及びヘに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が 17 万円を超えるときは、17 万円）の合算額とする。

- （1）法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 28 条第 1 項に規定する給与所得について同条第 3 項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第 1 項に規定する給与等の収入金額が 55 万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額に係る所得税法第 35 条第 3 項に規定する公的年金等に係る所得について同条第 4 項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢 65 歳未満の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 60 万円を超える者に限り、年齢 65 歳以上の者にあつては当該公的年金等の収入金額が 110 万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（2 項世帯主を除く。） 1 人について 1 万 8,900 円

ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（イ） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1 万 3,860 円

（ロ） 特定世帯 6,930 円

（ハ） 特定継続世帯 1 万 395 円

ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（2 項世帯主を除く。） 1 人について 6,370 円

ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額

（イ） 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 4,620 円

（ロ） 特定世帯 2,310 円

（ハ） 特定継続世帯 3,465 円

ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（2 項世帯主を除く。） 1 人について 6,370 円

ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1 世帯について 3,500 円

- （2）法第 703 条の 5 第 1 項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が 43 万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が 2 以上の場合にあつては、43 万円に当該給与所得者等の数から 1 を減じた数に 10 万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者 1 人につき 28 万 5,000 円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）

- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について1万3,500円
- ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 9,900円
  - (ロ) 特定世帯 4,950円
  - (ハ) 特定継続世帯 7,425円
- ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について4,550円
- ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,300円
  - (ロ) 特定世帯 1,650円
  - (ハ) 特定継続世帯 2,475円
- ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（2項世帯主を除く。）1人について4,550円
- ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について2,500円

(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあつては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき52万円を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）

- イ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について5,400円
- ロ 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 3,960円
  - (ロ) 特定世帯 1,980円
  - (ハ) 特定継続世帯 2,970円
- ハ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 被保険者（2項世帯主を除く。）1人について1,820円
- ニ 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の世帯別平等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ次に定める額
  - (イ) 特定世帯及び特定継続世帯以外の世帯 1,320円
  - (ロ) 特定世帯 660円
  - (ハ) 特定継続世帯 990円
- ホ 介護納付金課税被保険者に係る被保険者均等割額 介護納付金課税被保険者（2項世帯主を除く。）1人について1,820円
- ヘ 介護納付金課税被保険者に係る世帯別平等割額 1世帯について1,000円

2 保険税の納税義務者の属する世帯内に6歳に達する日以後の最初の3月31日以前である被保険者（以下「未就学児」という。）がある場合における当該納税義務者に対して課する被保険者均等割額（当該納税義務者の世帯に属する未就学児につき算定した被保険者均等割額（前項に規定する金額を減額するものとした場合にあつては、その減額後の被保険者均等割額）に限る。）は、当該被保険者均等割額から、次の各号に掲げる区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額を減額して得た額とする。

- (1) 国民健康保険の被保険者に係る基礎課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児1人について次に定める額
  - イ 前項第1号イに規定する金額を減額した世帯 4,050円
  - ロ 前項第2号イに規定する金額を減額した世帯 6,750円
  - ハ 前項第3号イに規定する金額を減額した世帯 10,800円

ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 13,500 円

(2) 国民健康保険の被保険者に係る後期高齢者支援金等課税額の被保険者均等割額 次に掲げる世帯の区分に応じ、それぞれ未就学児 1 人について次に定める額

イ 前項第 1 号ハに規定する金額を減額した世帯 1,365 円

ロ 前項第 2 号ハに規定する金額を減額した世帯 2,275 円

ハ 前項第 3 号ハに規定する金額を減額した世帯 3,640 円

ニ イからハマまでに掲げる世帯以外の世帯 4,550 円

(特例対象被保険者等に係る保険税の課税の特例)

第 23 条の 2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等（法第 703 条の 5 の 2 第 2 項に規定する特例対象被保険者等をいう。第 24 条の 2 において同じ。）である場合における第 3 条及び前条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「規定する総所得金額」とあるのは「規定する総所得金額（第 23 条の 2 に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次項において同じ。）」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、前条第 1 項第 1 号中「総所得金額及び」とあるのは「総所得金額（次条に規定する特例対象被保険者等の総所得金額に給与所得が含まれている場合においては、当該給与所得については、所得税法第 28 条第 2 項の規定によって計算した金額の 100 分の 30 に相当する金額によるものとする。次号及び第 3 号において同じ。）及び」とする。

(保険税の申告)

第 24 条 保険税の納税義務者は、4 月 15 日まで（保険税の賦課期日後に納税義務が生じた者は、当該納税義務が生じた日から 15 日以内）に、当該納税義務者及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の所得その他市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。ただし、当該納税義務者及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者の前年中の所得につき法第 317 条の 2 第 1 項の申告書が市長に提出されている場合又は当該納税義務者及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者が同項ただし書に規定する者（法第 317 条の 2 第 1 項ただし書の条例で定める者を除く。）である場合においては、この限りでない。

(特例対象被保険者等に係る申告)

第 24 条の 2 保険税の納税義務者である世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が特例対象被保険者等である場合には、当該納税義務者は、離職理由その他の事項で市長が必要と認める事項を記載した申告書を市長に提出しなければならない。

2 前項の申告書の提出に当たり、当該納税義務者は、雇用保険受給資格者証（雇用保険法施行規則（昭和 50 年労働省令第 3 号）第 17 条の 2 第 1 項第 1 号に規定するものをいう。）その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類の提示を求められた場合には、これらを提示しなければならない。

(保険税の減免)

第 25 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する者のうち特に必要があると認めるものに対しては、保険税を減免する。

(1) 貧困のため公私の生活扶助を受ける者

(2) 災害等により生活が著しく困難となった者又はこれに準ずると認められる者

(3) 被保険者の資格を取得した日（以下この号において「資格取得日」という。）において 65 歳以上である者であって、資格取得日の前日において高齢者の医療の確保に関する法律第 7 条第 4 項第 1 号、第 2 号、第 4 号、第 5 号又は第 7 号に該当する者（資格取得日において、同法の規定による被保険者となった者に限る。）の被扶養者であったもの（資格取得日の属する月以後 2 年を経過するまでの間にある者に限る。）

(4) 前 3 号に掲げる者を除くほか、特別の事由があるもの

2 前項の規定によって保険税の減免を受けようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書に、その事由を証明する書類を添付して、市長に提出しなければならない。

(1) 年度、納期の別及び税額

(2) 減免を受けようとする事由

3 前項の規定にかかわらず、第1項第3号に掲げる者については、国民健康保険法施行規則（昭和33年厚生省令第53号）第2条又は第3条の規定による届書の提出をもって、前項の規定による申請書の提出があったものとみなす。

4 第1項の規定によって保険税の減免を受けた者は、その事由が消滅した場合においては、直ちにその旨を市長に申告しなければならない。

（宮崎市行政手続条例の適用除外）

第26条 宮崎市行政手続条例（平成8年条例第33号）第3条又は第4条に定めるもののほか、この条例又はこの条例に基づく規則の規定による処分その他公権力の行使に当たる行為については、宮崎市行政手続条例第2章（第8条を除く。）及び第3章（第14条を除く。）の規定は、適用しない。

2 宮崎市行政手続条例第3条、第4条又は第33条第4項に定めるもののほか、徴収金を納付し、又は納入する義務の適正な実現を図るために行われる行政指導（同条例第2条第8号に規定する行政指導をいう。）については、同条例第33条第3項及び第34条の規定は、適用しない。

（その他）

第27条 この条例に定めるほか、保険税の賦課徴収については、法令及び宮崎市税条例（昭和30年条例第23号）の定めるところによる。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、昭和35年4月1日から施行し、昭和35年度分の保険税から適用する。

（公的年金等に係る所得に係る保険税の課税の特例）

2 当分の間、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が、前年中に所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額（年齢65歳以上の者に係るものに限る。）の控除を受けた場合における第23条第1項の規定の適用については、同項中「法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額」とあるのは「法第703条の5第1項に規定する総所得金額（所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第2項第1号の規定によって計算した金額から15万円を控除した金額によるものとする。）及び山林所得金額」と、「110万円」とあるのは「125万円」とする。

（上場株式等に係る配当所得等に係る保険税の課税の特例）

3 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第33条の2第5項の配当所得等を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、「同条第2項」とあるのは「法第314条の2第2項」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額」とする。

（長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例）

4 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第34条第4項の譲渡所得を有する場合における第3条、第6条、第9条及び第23条第1項の規定の適用については、第3条第1項中「及び山林所得金額の合計額から同条第2項」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額（租税特別措置法（昭和32年法律第26号）第33条の4第1項若しくは第2項、第34条第1項、第34条の2第1項、第34条の3第1項、第35条第1項、第35条の2第1項、第35条の3第1項又は第36条の規定に該当する場合には、これらの規定の適用により同法第31条第1項に規定する長期譲渡所得の金額から控除する金額を控除した金額。以下この項において「控除後の長期譲渡所得の金額」という。）の合計額から法第314条の2第2項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに控除後の長期譲渡所得の金額の合計額（）」と、同条第2項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」と、第23条第1項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額」とする。

(短期譲渡所得に係る保険税の課税の特例)

- 5 前項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条第 5 項の譲渡所得を有する場合について準用する。この場合において、前項中「法附則第 34 条第 4 項」とあるのは「法附則第 35 条第 5 項」と、「長期譲渡所得の金額」とあるのは「短期譲渡所得の金額」と、「第 35 条の 2 第 1 項、第 35 条の 3 第 1 項又は第 36 条」とあるのは「又は第 36 条」と、「第 31 条第 1 項」とあるのは「第 32 条第 1 項」と読み替えるものとする。

(一般株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 6 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 第 5 項の一般株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 9 条及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 第 5 項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(上場株式等に係る譲渡所得等に係る保険税の課税の特例)

- 7 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項の上場株式等に係る譲渡所得等を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 9 条及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 2 の 2 第 5 項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額」とする。

(先物取引に係る雑所得等に係る保険税の課税の特例)

- 8 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 35 条の 4 第 4 項の事業所得、譲渡所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 9 条及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 35 条の 4 第 4 項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額」とする。

(土地の譲渡等に係る事業所得等に係る保険税の課税の特例)

- 9 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が法附則第 33 条の 3 第 5 項の事業所得又は雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 9 条及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、「同条第 2 項」とあるのは「法第 314 条の 2 第 2 項」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに法附則第 33 条の 3 第 5 項に規定する土地等に係る事業所得等の金額」とする。

(特例適用利子等に係る保険税の課税の特例)

- 10 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項に規定する特例適用利子等、同法第 12 条第 5 項に規定する特例適用利子等又は同法第 16 条第 2 項に規定する特例適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 9 条及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国



居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和 37 年法律第 144 号）第 8 条第 2 項（同法第 12 条第 5 項及び第 16 条第 2 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額（以下この条及び第 23 条第 1 項において「特例適用利子等の額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用利子等の額」と、第 23 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用利子等の額」とする。

（特例適用配当等に係る保険税の課税の特例）

- 11 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項に規定する特例適用配当等、同法第 12 条第 6 項に規定する特例適用配当等又は同法第 16 条第 3 項に規定する特例適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 9 条及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「山林所得金額並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第 8 条第 4 項（同法第 12 条第 6 項及び第 16 条第 3 項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額（以下この条及び第 23 条第 1 項において「特例適用配当等の額」という。）の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「山林所得金額の合計額（）」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は特例適用配当等の額」と、第 23 条第 1 項中「山林所得金額」とあるのは「山林所得金額並びに特例適用配当等の額」とする。

（条約適用利子等に係る保険税の課税の特例）

- 12 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等に係る利子所得、配当所得、譲渡所得、一時所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 9 条及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 10 項に規定する条約適用利子等の額」とする。

（条約適用配当等に係る保険税の課税の特例）

- 13 世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者若しくは特定同一世帯所属者が租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等に係る利子所得、配当所得及び雑所得を有する場合における第 3 条、第 6 条、第 9 条及び第 23 条第 1 項の規定の適用については、第 3 条第 1 項中「及び山林所得金額の合計額から同条第 2 項」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和 44 年法律第 46 号。以下「租税条約等実施特例法」という。）第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額の合計額から法第 314 条の 2 第 2 項」と、「及び山林所得金額の合計額（）」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額の合計額（）」と、同条第 2 項中「又は山林所得金額」とあるのは「若しくは山林所得金額又は租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額」と、第 23 条第 1 項中「及び山林所得金額」とあるのは「及び山林所得金額並びに租税条約等実施特例法第 3 条の 2 の 2 第 12 項に規定する条約適用配当等の額」とする。

（佐土原町等の編入に伴う経過措置）

- 14 佐土原町、田野町及び高岡町（以下「3町」という。）の編入の日（以下「編入日」という。）前に、3町において被保険者の属する世帯の世帯主であった者で、編入日以後も引き続きこの条例の規定により保険税を課されるべき者に対する保険税の賦課徴収については、平成17年度分までに限り、この条例の規定にかかわらず、それぞれ国民健康保険税条例（昭和41年佐土原町条例第6号）、田野町国民健康保険税条例（昭和26年田野町条例第19号）及び高岡町国民健康保険税条例（昭和35年高岡町条例第18号）（以下「3町条例」という。）の例による。
- 15 編入日以後に、3町であった区域において、新たに被保険者の属する世帯の世帯主となった者に対する保険税の賦課徴収については、平成17年度分までに限り、この条例の規定にかかわらず、それぞれ3町条例の例による。  
（清武町の編入に伴う経過措置）
- 16 清武町の編入の前日に、同町において被保険者の属する世帯の世帯主であった者で、同日以後も引き続きこの条例の規定により保険税を課されるべき者に対する保険税の賦課徴収については、平成21年度分までに限り、この条例の規定にかかわらず、清武町国民健康保険税条例（昭和38年清武町条例第20号）の例による。
- 17 清武町の編入の日以後に、同町であった区域において、新たに被保険者の属する世帯の世帯主となった者に対する保険税の賦課徴収については、平成21年度分までに限り、この条例の規定にかかわらず、清武町国民健康保険税条例の例による。  
（平成22年度以後の保険税の減免の特例）
- 18 当分の間、平成22年度以後の第25条第1項第3号の規定による保険税の減免については、同号中「もの（資格取得日の属する月以後2年を経過するまでの間にある者に限る。）」とあるのは、「もの」とする。  
附則（昭和35年12月26日条例第31号）  
この条例は、昭和36年1月1日から施行する。  
附則（昭和36年12月23日条例第21号）  
この条例は、公布の日から施行し、昭和37年度分の保険税から適用する。  
附則（昭和38年10月10日条例第39号）  
この条例は、公布の日から施行し、昭和38年度分の国民健康保険税から適用する。  
附則（昭和38年10月31日条例第40号）  
この条例は、公布の日から施行し、昭和38年度分の保険税から適用する。  
附則（昭和39年7月10日条例第62号）  
この条例は、公布の日から施行し、昭和39年度の保険税から適用する。  
附則（昭和40年7月24日条例第33号）  
この条例は、公布の日から施行し、昭和40年度の国民健康保険税から適用する。  
附則（昭和41年7月7日条例第29号）  
この条例は、公布の日から施行し、昭和41年度分の国民健康保険税から適用する。  
附則（昭和42年6月26日条例第28号）  
この条例は、公布の日から施行し、昭和42年度分の国民健康保険税から適用する。  
附則（昭和43年3月30日条例第14号）  
この条例は、公布の日から施行し、昭和43年度分の国民健康保険税から適用する。  
附則（昭和43年6月24日条例第27号）  
この条例は、公布の日から施行し、昭和43年度分の国民健康保険税から適用する。  
附則（昭和44年6月30日条例第32号）  
この条例は、公布の日から施行し、昭和44年度分の国民健康保険税から適用する。  
附則（昭和44年10月8日条例第46号）  
この条例は、公布の日から施行し、昭和44年度分の国民健康保険税から適用する。  
附則（昭和45年6月22日条例第34号）  
（施行期日）
- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の宮崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和 45 年度分の国民健康保険税から適用し、昭和 44 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

(長期譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例に関する規定の適用)

- 3 新条例附則第 3 項及び第 4 項の規定は、世帯主又はその世帯に属する国民健康保険の被保険者について地方税法等の一部を改正する法律（昭和 44 年法律第 16 号）附則第 15 条又は地方税法施行令（昭和 25 年政令第 245 号）附則第 19 条の規定により適用される法附則第 34 条又は第 35 条の規定の適用がある場合には、昭和 45 年度分の国民健康保険税についても適用する。この場合において、新条例附則第 3 項中「昭和 46 年度から」とあるのは、「昭和 45 年度から」とする。

附 則（昭和 46 年 7 月 15 日条例第 23 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和 47 年 6 月 27 日条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 47 年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和 48 年 7 月 19 日条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 48 年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和 49 年 6 月 12 日条例第 34 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 49 年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（昭和 50 年 7 月 14 日条例第 35 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和 50 年度分の国民健康保険税から適用し、昭和 49 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和 51 年 3 月 30 日条例第 14 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 51 年 7 月 13 日条例第 24 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和 51 年度分の国民健康保険税から適用し、昭和 50 年度分の国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和 52 年 3 月 29 日条例第 10 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（昭和 52 年 7 月 13 日条例第 39 号）

(施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和 52 年度分の保険税から適用し、昭和 51 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和 53 年 6 月 27 日条例第 28 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和 53 年度分の保険税から適用し、昭和 52 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和 54 年 6 月 28 日条例第 24 号）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和 54 年度分の保険税から適用し、昭和 53 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和 55 年 7 月 12 日条例第 22 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、宮崎市国民健康保険税条例附則第 3 項の改正規定は、昭和 56 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 別段の定めがあるものを除き、改正後の宮崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、昭和 55 年度分の保険税から適用し、昭和 54 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

（長期譲渡所得に係る保険税の課税の特例に関する規定の適用）

- 3 新条例附則第 3 項の規定は、昭和 56 年度分の保険税から適用し、昭和 55 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和 56 年 6 月 30 日条例第 35 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和 56 年度分の保険税から適用し、昭和 55 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和 57 年 6 月 23 日条例第 29 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和 57 年度分の保険税から適用し、昭和 56 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和 58 年 7 月 4 日条例第 30 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例第 2 条、第 4 条、第 8 条第 1 項及び第 11 条の規定は、昭和 58 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和 57 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 3 改正前の宮崎市国民健康保険税条例附則第 7 項の規定は、昭和 57 年度分の国民健康保険税については、なおその効力を有する。

附 則（昭和 59 年 7 月 5 日条例第 29 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、宮崎市国民健康保険税条例附則第 5 項の改正規定は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例第 2 条、第 8 条第 2 項、第 4 項及び第 6 項並びに第 11 条の規定は、昭和 59 年度以後の年度分の保険税について適用し、昭和 58 年度分までの保険税については、なお従前の例による。

- 3 改正前の宮崎市国民健康保険税条例附則第 7 項の規定により読み替えて適用される同条例第 11 条の規定による昭和 58 年度分の保険税の減額については、なお従前の例による。

附 則（昭和 59 年 12 月 19 日条例第 33 号）

この条例は、昭和 60 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（昭和 60 年 7 月 4 日条例第 26 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和 60 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和 59 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 改正前の宮崎市国民健康保険税条例（以下「旧条例」という。）附則第6項の規定により読み替えて適用される旧条例第3条第1項及び第9条第1項の規定による昭和59年度分の国民健康保険税の算定については、なお従前の例による。

4 旧条例附則第7項の規定により読み替えて適用される旧条例第11条の規定による昭和59年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年6月17日条例第17号）

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、昭和61年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和60年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和62年7月24日条例第26号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の第2条、第4条及び第11条の規定は、昭和62年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和61年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 改正前の宮崎市国民健康保険税条例（以下「旧条例」という。）附則第6項の規定により読み替えて適用される旧条例第11条の規定による昭和61年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年3月30日条例第14号）

1 この条例は、昭和63年4月1日から施行する。

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例附則第6項の規定は、昭和63年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和62年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（昭和63年7月1日条例第25号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第11条の規定は、昭和63年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和62年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例第11条の2の規定は、昭和64年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和63年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

4 改正前の宮崎市国民健康保険税条例附則第7項の規定により読み替えて適用される同条例第11条の規定による昭和62年度分の国民健康保険税の減額については、なお従前の例による。

附 則（平成元年6月22日条例第22号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第4項の次に1項を加える改正規定及び附則第3項の規定は、平成2年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第2条、第4条、第11条及び附則第2項の規定は、平成元年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、昭和63年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 新条例附則第5項の規定は、平成2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月29日条例第6号）

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例第7条第1項の規定は、平成2年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成3年6月24日条例第23号）

この条例は、公布の日から施行し、改正後の第11条第2号の規定は、平成3年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則（平成4年6月26日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則中第6項を削り、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする改正規定及び附則第3項の規定は、平成6年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例第2条、第4条及び第11条の規定は、平成4年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成3年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 改正前の宮崎市国民健康保険税条例附則第6項の規定は、平成5年度分までの国民健康保険税については、なおその効力を有する。

附 則（平成5年6月24日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第11条第2号の規定は、平成5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成6年6月23日条例第18号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条及び第11条の規定は、平成6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成7年6月21日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第2条、第11条及び附則第2項の規定は、平成7年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成6年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成8年6月28日条例第29号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第3条から第4条の2まで、第8条及び第11条並びに附則第2項、第3項、第5項及び第6項の規定は、平成8年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成7年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成9年6月25日条例第56号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第2条及び第11条の規定は、平成9年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成8年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成9年12月25日条例第64号）

この条例は、平成10年1月1日から施行する。

附 則（平成10年3月26日条例第7号抄）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、（中略）第2条の規定は、平成10年4月1日から施行する。

- 3 第2条の規定による改正後の宮崎市国民健康保険税条例附則第6項の規定は、平成10年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成9年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成10年6月26日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、附則第8項を削る改正規定は、平成11年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 改正後の第11条の規定は、平成10年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成9年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。
- 3 前項に定めるものを除き、平成10年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成11年12月27日条例第38号）

この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月28日条例第31号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成12年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成11年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成12年3月31日条例第48号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成12年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成11年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月29日条例第13号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成13年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成12年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成13年3月30日条例第22号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成13年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例附則第7項の規定は、平成14年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成13年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成14年7月5日条例第24号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成15年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成16年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成15年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成14年12月13日条例第40号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成15年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成14年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 3 月 20 日条例第 11 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 15 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 14 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成 15 年 3 月 31 日条例第 20 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 14 条の改正規定は、平成 16 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）第 2 条及び第 13 条の規定は、平成 15 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 14 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 3 新条例附則第 8 項及び第 9 項の規定は、平成 16 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 15 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 4 改正前の宮崎市国民健康保険税条例第 14 条の規定は、平成 16 年度分までの国民健康保険税については、なおその効力を有する。

附 則（平成 16 年 3 月 31 日条例第 18 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第 3 項及び第 4 項の規定は、平成 17 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 16 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 3 月 22 日条例第 11 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 17 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 17 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 16 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成 17 年 12 月 20 日条例第 161 号）

この条例は、平成 18 年 1 月 1 日から施行する。

附 則（平成 18 年 3 月 31 日条例第 49 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。ただし、附則第 3 項から附則第 10 項までの改正規定（附則第 7 項の改正規定（「第 5 項」を「附則第 9 項」に改める部分に限る。）を除く。）は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 18 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 17 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 3 月 30 日条例第 21 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 19 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 18 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成 19 年 12 月 27 日条例第 41 号抄）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

（宮崎市国民健康保険税条例の一部改正に伴う経過措置）



- 4 第2条の規定による改正後の宮崎市国民健康保険税条例第11条第1項の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成19年12月27日条例第44号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成20年4月1日から施行する。ただし、附則第4項及び第5項の規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 次項に定めるものを除き、改正後の宮崎市国民健康保険税条例（以下「新条例」という。）の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

- 3 新条例第18条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用する。

- 4 平成19年10月1日において、平成19年度分の国民健康保険税の納税義務者が老齢等年金給付（国民健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成19年政令第324号。以下「改正令」という。）第2条の規定による改正後の地方税法施行令（昭和25年政令第245号）第56条の89の2第1項及び第2項に規定する老齢等年金給付をいう。）の支払を受けている年齢65歳以上の国民健康保険の被保険者である世帯主（平成20年4月1日までの間において、年齢65歳に達するものを含み、災害その他の特別な事情があることにより、特別徴収の方法によって国民健康保険税を徴収することが著しく困難であると認めるものその他改正令附則第3条第1項に規定するものを除く。以下「特別徴収対象被保険者」という。）について、平成20年4月1日から同年9月30日までの間において健康保険法等の一部を改正する法律（平成18年法律第83号）第16条の規定による改正後の地方税法（昭和25年法律第226号）第718条の2第2項に規定する特別徴収対象年金給付（以下「特別徴収対象年金給付」という。）が支払われる場合においては、それぞれの支払に係る国民健康保険税の額として、当該特別徴収対象被保険者に係る支払回数割保険税額の見込額（当該額によることが適当でないと認められる特別な事情がある場合においては、所得の状況その他の事情を勘案して市長が定める額とする。）を、特別徴収の方法によって徴収することができる。

- 5 前項の支払回数割保険税額の見込額は、当該特別徴収対象被保険者に対して課する平成19年度分の国民健康保険税の額に相当する額として改正令附則第3条第2項の規定により算定した額を当該特別徴収対象被保険者に係る特別徴収対象年金給付の平成20年度における支払の回数で除して得た額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額）とする。

附 則（平成20年4月30日条例第23号）

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成19年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成21年12月25日条例第102号）

（施行期日）

- 1 この条例は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 附則第2項の次に1項を加える改正規定、附則第3項の改正規定（同項を附則第4項とする部分に限る。）、附則第4項の改正規定（同項を附則第5項とする部分に限る。）、附則第5項の改正規定（同項を附則第6項とする部分に限る。）、附則第6項の次に見出し及び1項を加える改正規定、附則第6項の改正規定（「とあるのは」を「とあるのは、」に改める部分を除く。）、附則第7項の改正規定（「附則第35条の3第13項」を「附則第35条の3第11項」に改める部分及び「とあるのは」を「とあるのは、」に改める部分を除く。）、附則第8項の改正規定（同項を附則第10項とする部分に限る。）、附則第9項の改正規定、附則第10項の改正規定（同項を附則第12項とする部分に限る。）、附則第11項の改正規定（同項を附則第13項とする部分に限る。）、附則第12項の改正規定（同項を附則第14項とする部分に限る。）並びに附則第13項及び第14項の改正規定 平成22年1月1日

(2) 附則に見出し及び2項を加える改正規定 平成22年3月23日

(3) 附則第3項の改正規定(「第35条第1項」の次に「、第35条の2第1項」を加える部分に限る。)及び附則第4項の改正規定(同項を附則第5項とする部分を除く。) 平成22年4月1日

(4) 附則第8項の改正規定(「事業所得」の次に「、譲渡所得」を加える部分に限る。) 平成23年1月1日

(5) 前各号に掲げる改正規定以外の改正規定及び次項の規定 公布の日

(経過措置)

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例第23条の規定は、平成21年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成20年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月30日条例第15号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成22年3月31日条例第23号)

(施行期日)

1 この条例は、平成22年4月1日から施行する。ただし、附則第13項及び第14項の改正規定については、同年6月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成22年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成21年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成24年3月30日条例第21号)

(施行期日)

1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成24年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成23年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成24年7月6日条例第33号抄)

(施行期日)

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第4条第1項の改正規定及び附則第4条の規定 平成25年1月1日

(2) (略)

附 則(平成25年3月30日条例第36号)

(施行期日)

1 この条例は、平成25年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成25年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成24年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月18日条例第41号)

改正

平成27年3月20日条例第2号

平成27年12月21日条例第69号

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 附則第14項の改正規定 平成28年1月1日

(2) 附則第3項、第6項及び第7項の改正規定、附則第8項及び第9項を削り、附則第10項を附則第8項とする改正規定、附則第11項を削り、附則第12項を附則第9項とし、附則第13項を附則第10項とする改正規定、附則第14項を附則第11項とする改正規定、附則第15項の前の見出しを削り、同項を附則第12項とし、同項の前に見出しを付し、附則第16項を附則第13項とする改正規定並びに附則第17項の前の見出しを削り、同項を附則第14項とし、同項の前に見出しを付し、附則第18項を附則第15項とし、附則第19項を附則第16項とする改正規定  
平成29年1月1日

(経過措置)

2 この条例(前項ただし書に規定する改正規定を除く。)による改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

3 この条例(附則第1項ただし書に規定する改正規定に限る。)による改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成29年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成28年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成26年3月31日条例第80号)

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成25年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成27年3月20日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。ただし、附則第4項の規定は、公布の日から施行する。

附 則(平成27年3月31日条例第43号)

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成27年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成26年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成27年12月21日条例第69号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則(平成28年3月31日条例第32号)

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成28年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成27年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則(平成28年12月27日条例第53号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

(宮崎市国民健康保険税条例の一部改正に伴う経過措置)

3 第2条の規定による改正後の宮崎市国民健康保険税条例附則第10項及び第11項の規定は、この条例の施行の日以後に支払を受けるべき外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号)第8条第2項に規定する特例適用利子等、同法第12条第5項に規定する特例適用利子等若しくは同法第16条第2項に規定する特例適用利子等又は同法第8条第4項に規定する特例適用配当等、同法第12条第6項に規定する特例適用配当等若しくは同法第16条第3項に規定する特例適用配当等に係る国民健康保険税について適用する。

附 則（平成 29 年 3 月 31 日条例第 25 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 29 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 28 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日条例第 25 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 25 条第 1 項第 3 号の改正規定は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 条から第 11 条まで及び第 23 条の規定は、平成 30 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 29 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成 30 年 3 月 31 日条例第 37 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 30 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 29 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（平成 31 年 3 月 30 日条例第 22 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、平成 31 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 30 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 25 日条例第 21 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、平成 31 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 3 月 31 日条例第 26 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、令和 2 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和元年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 2 年 12 月 25 日条例第 52 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 1 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 23 条及び附則第 2 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 3 月 18 日条例第 35 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の附則第 4 項及び第 5 項の規定は、令和 3 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 2 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 3 年 12 月 23 日条例第 63 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 3 条の見出し、第 4 条の見出し及び第 5 条の見出しの改正規定、第 6 条の改正規定、第 23 条第 1 号イ及びロの改正規定、同条第 2 号イ及びロの改正規定、同条第 3 号イ及びロの改正規定並びに第 23 条の 2 の改正規定（「総所得金額」を「総所得金額及び」に改め、「第 3 号において同じ。」の次に「及び」を加える部分に限る。）並びに附則第 10 項の改正規定（「、第 8 条」を「、第 9 条」に改める部分に限る。）及び附則第 11 項の改正規定（「、第 8 条」を「、第 9 条」に改める部分に限る。）は、公布の日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例（前項ただし書に規定する改正規定を除く。）による改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

附 則（令和 4 年 3 月 31 日条例第 15 号）

（施行期日）

- 1 この条例は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税条例の規定は、令和 4 年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和 3 年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 宮崎市国民健康保険税の減免に関する規則

平成 19 年 3 月 30 日規則第 26 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、宮崎市国民健康保険税条例（昭和 35 年条例第 4 号。以下「条例」という。）第 25 条第 1 項の規定による国民健康保険税（以下「保険税」という。）の減免について、必要な事項を定めるものとする。

(減免の基準)

第 2 条 市長は、納税義務者が次の各号のいずれかに該当するときは、それぞれ当該各号に定める額を減免するものとする。

(1) 災害（所得税法（昭和 40 年法律第 33 号）第 2 条第 1 項第 27 号に規定する災害をいう。以下同じ。）により特に著しい被害を受け、保険税の納付が困難であると認められるとき 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

イ 災害により地方税法（昭和 25 年法律第 226 号。以下「法」という。）第 292 条第 1 項第 10 号に規定する障害者となった場合 災害が発生した日の属する月から起算して 1 年を経過するまでの間の保険税の額（以下「税額」という。）（当該期間が当該日の属する年度の翌年度にわたる場合は、各年度における月数に応じて月割で計算した額の合計額）に 10 分の 9 を乗じて得た額

ロ 災害により納税義務者（その世帯に属する被保険者を含む。）の所有に係る住宅（その者の居住に係るものをいう。）又は家財（以下「住宅等」という。）につき、災害により受けた損害の金額（保険金、損害賠償等により補填されるべき金額を控除した額）がその住宅等の評価額の合計額の 10 分の 3 以上であるもので、世帯主及び当該世帯に属する被保険者（以下「世帯主等」という。）の前年中の法第 292 条第 1 項第 13 号の合計所得金額の合計額（以下「合計所得金額」という。）が 1,000 万円以下である場合 災害が発生した日の属する月から起算して 1 年を経過するまでの間の税額（当該期間が当該日の属する年度の翌年度にわたる場合は、各年度における月数に応じて月割で計算した額の合計額）に、次の表に定める割合を乗じて得た額

前年中の合計所得金額による区分	住宅等が受けた損害の割合	減免の割合
500 万円以下のもの	10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	2 分の 1
	10 分の 5 以上	10 分の 10
750 万円以下のもの	10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	4 分の 1
	10 分の 5 以上	2 分の 1
1,000 万円以下のもの	10 分の 3 以上 10 分の 5 未満	8 分の 1
	10 分の 5 以上	4 分の 1

ハ 災害による農作物の減収損失額の合計額（農作物の減収価額から農業保険法（昭和 22 年法律第 185 号）によって支払われるべき農作物共済金額を控除した金額）が、平年における当該農作物による収入額の合計額の 10 分の 3 以上である場合で、前年中の合計所得金額が 1,000 万円以下であるとき（当該合計所得金額のうち、農業所得以外の所得が 400 万円を超えるものを除く。） 当該年度分の保険税のうち、災害を受けた日以後の納期に係る税額に、前年中の合計所得金額に占める農業所得の割合及び次の表に定める割合を乗じて得た額

前年中の合計所得金額による区分	減免の割合
300 万円以下のもの	10 分の 10
400 万円以下のもの	10 分の 8
550 万円以下のもの	10 分の 6
750 万円以下のもの	10 分の 4
1,000 万円以下のもの	10 分の 2

- (2) その世帯に属する被保険者が国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 59 条の規定により療養の給付等の制限を受けているとき 療養の給付等が制限されている期間の当該被保険者に係る税額に相当する額
- (3) 被保険者の所得が失業（定年退職、早期退職及び優遇退職制度によるもの並びに自発的都合退職及び自己の責めに帰すべき事由による解雇を除く。）、休業、廃業、疾病、負傷等予期することのできない理由により激減し、世帯主等の当該年中の合計所得金額の見積額（雇用保険法（昭和 49 年法律第 116 号）第 10 条第 2 項第 1 号に規定する基本手当が給付された場合その他の非課税所得を含む。以下同じ。）が前年中の合計所得金額の 10 分の 5 以下に減少すると認められる場合で、前年中の合計所得金額が 400 万円以下であり、納税が著しく困難であると認められるとき 当該年度分の保険税のうち、申請日以後の保険税に係る所得割額に、次の表に定める割合を乗じて得た額

前年中の合計所得金額による区分	当該年中の合計所得金額の見積額	減免の割合
200 万円以下のもの	前年中の合計所得金額の 10 分の 3 以上 10 分の 5 以下	2 分の 1
	前年中の合計所得金額の 10 分の 3 未満	10 分の 10
300 万円以下のもの	前年中の合計所得金額の 10 分の 3 以上 10 分の 5 以下	4 分の 1
	前年中の合計所得金額の 10 分の 3 未満	2 分の 1
400 万円以下のもの	前年中の合計所得金額の 10 分の 3 以上 10 分の 5 以下	8 分の 1
	前年中の合計所得金額の 10 分の 3 未満	4 分の 1

- (4) その世帯に属する被保険者が条例第 25 条第 1 項第 3 号に該当する者であるとき 次に掲げる額の合計額
- イ 当該被保険者に係る所得割額
- ロ 資格取得日の属する月以後 2 年を経過するまでの間の当該被保険者に係る被保険者均等割額（条例第 23 条第 1 項各号の規定により被保険者均等割額が減額されているときは、減額前の額とする。）に、次の表に定める割合を乗じて得た額（当該世帯が同項第 1 号又は第 2 号に該当する場合を除く。）

世帯の区分	減免の割合
条例第 23 条第 1 項各号のいずれにも該当しない世帯	10 分の 5
条例第 23 条第 1 項第 3 号に該当する世帯	10 分の 3

- ハ 資格取得日の属する月以後 2 年を経過するまでの間の当該世帯に係る世帯別平等割額（条例第 23 条第 1 項各号の規定により世帯別平等割額が減額されているときは、減額前の額とする。）に、次の表に定める割合を乗じて得た額（当該世帯が条例第 25 条第 1 項第 3 号に該当する者のみで構成される世帯に限り、当該世帯が条例第 5 条第 1 号の特定世帯又は条例第 23 条第 1 項第 1 号若しくは第 2 号に該当する場合を除く。）

世帯の区分	減免の割合
条例第 23 条第 1 項各号のいずれにも該当しない世帯	10 分の 5
条例第 23 条第 1 項第 3 号に該当する世帯	10 分の 3
条例第 5 条第 1 号の特定継続世帯であって、条例第 23 条第 1 項各号のいずれにも該当しないもの	10 分の 2.5
条例第 5 条第 1 号の特定継続世帯であって、条例第 23 条第 1 項第 3 号に該当するもの	10 分の 1

- 2 納税義務者が前項各号の 2 以上の号に該当するときは、減免の額が最も高いものを適用する。
- 3 第 1 項に定めるもののほか、市長が特に必要と認める者については、その者の実情に応じて減免することができる。

(減免の取消し)

第3条 市長は、虚偽その他の不正の行為により保険税の減免を受けた者がある場合においては、直ちにその者に係る減免を取り消すものとする。

(委任)

第4条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行し、平成19年度以後の年度分の保険税から適用する。  
(清武町の編入に伴う経過措置)
- 2 清武町の編入の日前に、清武町国民健康保険税減免に関する規則(平成14年清武町規則第11号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。
- 3 清武町であった区域における保険税の減免の基準については、平成21年度分までに限り、この規則の規定にかかわらず、清武町国民健康保険税減免に関する規則の例による。  
(新型コロナウイルス感染症の影響により収入が減少した者等に係る保険税の減免の特例)
- 4 新型コロナウイルス感染症(病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス(令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。)である感染症をいう。)の影響により収入が減少した者等に係る保険税の減免については、第2条第1項第3号の規定にかかわらず、市長が別に定めるところによる。

附 則(平成20年4月30日規則第36号)

この規則は、公布の日から施行し、平成20年度以後の年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則(平成22年3月19日規則第20号)

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則(平成24年3月30日規則第31号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成26年12月26日規則第111号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年度以後の年度分の国民健康保険税から適用する。

附 則(平成30年3月30日規則第37号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税の減免に関する規則の規定は、平成30年度以後の年度分の国民健康保険税の減免について適用し、平成29年度分までの国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。

附 則(平成30年12月28日規則第72号)

この規則は、平成31年1月1日から施行する。

附 則(平成31年3月29日規則第27号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成31年4月1日から施行する。  
(経過措置)
- 2 改正後の宮崎市国民健康保険税の減免に関する規則の規定は、平成31年度以後の年度分の国民健康保険税の減免について適用し、平成30年度分までの国民健康保険税の減免については、なお従前の例による。

附 則(令和2年6月26日規則第74号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年4月30日規則第38号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(令和3年12月27日規則第89号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。ただし、第2条第1項第1号ハの改正規定は、公布の日から施行する。



## 宮崎市国民健康保険運営基金条例

昭和 42 年 3 月 14 日条例第 4 号

(設置)

第 1 条 国民健康保険事業の円滑な運営を図るため、宮崎市国民健康保険運営基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立額)

第 2 条 基金として積み立てる額は、前年度の国民健康保険特別会計歳入歳出決算剰余金の 2 分の 1 を下らない額とする。

(管理)

第 3 条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実、かつ、有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用収益の処理)

第 4 条 基金の運用から生ずる収益は、国民健康保険特別会計歳入歳出予算に計上して、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第 5 条 市長は、特別会計又は一般会計において財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて（国民健康保険特別会計事業勘定については、利子不要とする。）基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(基金の処分)

第 6 条 市長は、第 1 条に規定する目的のために必要があると認めるときは、基金の全部又は一部を処分することができる。

(委任)

第 7 条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は市長が別に定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 昭和 41 年度に限り積み立てる額は、予算に定める額とする。

附 則（昭和 46 年 7 月 15 日条例第 22 号）

この条例は、公布の日から施行し、昭和 46 年 4 月 1 日から適用する。

附 則（平成 12 年 3 月 28 日条例第 8 号）

この条例は、平成 12 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 14 年 7 月 5 日条例第 21 号）

この条例は、公布の日から施行する。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日条例第 8 号）

この条例は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

## 宮崎市国民健康保険はり・きゅう・あんま施術規則

昭和 39 年 6 月 30 日規則第 14 号

(目的)

第 1 条 この規則は、宮崎市国民健康保険条例（昭和 34 年条例第 2 号）第 6 条の規定に基づく保健事業として行うはり・きゅう・あんまの施術（以下「施術」という。）について必要な事項を定めることを目的とする。

(施術の範囲)

第 2 条 国民健康保険指定はり・きゅう・あんま施術担当者（以下「施術担当者」という。）が行う施術の範囲は、末しょう神経疾患又は運動器疾患（現に当該疾患により国民健康保険法（昭和 33 年法律第 192 号）第 36 条の規定による療養の給付又は同法第 54 条の規定による療養費の支給を受けているものを除く。）とする。

(施術の制限)

第 3 条 施術は、同一被保険者について 1 日 1 回とし、年間（4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までをいう。以下同じ。）60 回を限度とする。

(施術担当者の指定)

第 4 条 施術担当者は、次の各号のいずれにも該当する者のうちから市長が指定する。

- (1) はり師免許、きゅう師免許又はあん摩マッサージ指圧師免許を有する者
- (2) 宮崎市又は東諸県郡内に施術所を有する者
- (3) 次に掲げる施術団体（以下「団体」という。）のいずれかに所属する者又は団体に所属しない者で別に定める誓約書を提出し、市長が適当と認めたもの
  - ア 宮崎市保険鍼灸マッサージ師会
  - イ 宮崎市郡鍼灸師会
  - ウ 一般社団法人宮崎県マッサージ師会
- (4) 宮崎市暴力団排除条例（平成 23 年条例第 47 号）第 2 条第 3 号に規定する暴力団関係者でない者

2 前項の指定を受けようとする者は、別に定める申請書に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) はり師免許証、きゅう師免許証又はあん摩マッサージ指圧師免許証の写し
- (2) 施術所開設届出済証の写し
- (3) その他市長が必要と認める書類

3 市長は、施術担当者を指定したときは、施術担当者として指定する旨の証（以下「施術担当者の証」という。）及び標示板を交付する。

4 施術担当者は、第 2 項に規定する申請書に記載した事項に変更があったときは、速やかにその旨を市長に届け出なければならない。

(施術担当者の表示)

第 5 条 施術担当者は、施術所内に施術担当者の証を掲示するとともに、公衆の見やすい所に標示板を掲出しなければならない。

(施術録の備付け等)

第 6 条 施術担当者は、施術の内容を明らかにするため別に定める施術録を備え必要な事項を記載するとともに、当該施術録を 2 年間保存しなければならない。

(報告徴収等)

第 7 条 市長は、施術料負担金の支給に関し、施術担当者及び団体に対し報告を徴し、関係書類の提出を求め、又は実地に調査を行うことができるものとする。

(施術担当者の辞退)

第 8 条 施術担当者を辞退しようとするときは、施術担当者の証及び標示板を添えて別に定める書面により市長に届け出なければならない。

(施術担当者の指定取消し又は停止)

第9条 市長は、施術担当者が次の各号のいずれかに該当する場合は、施術担当者の指定を取り消し、又は期間を定めて指定を停止することができる。

- (1) 第4条第1項各号に掲げる要件を欠くに至ったとき。
- (2) この規則の規定に違反したとき。
- (3) その他市長が施術担当者として不相当と認めたとき。

(施設利用者証の請求等)

第10条 被保険者が施術を受けようとするときは、その被保険者の属する世帯の世帯主は、別に定める申請書により施設利用者証の交付を受けなければならない。この場合において、市長は、当該世帯に属する者が国民健康保険税を滞納しているときは、施設利用者証の交付をしないことができる。

2 施設利用者証の有効期限は、毎年3月31日とする。

3 前項の規定にかかわらず、国民健康保険税を滞納している世帯主及び当該世帯主と同一の世帯に属する被保険者に係る施設利用者証について、市長は、前項に規定する期限より前の期限を定めることができる。

4 被保険者は、施術を受けるときは被保険者証及び施設利用者証を施術担当者に提出しなければ施術を受けることができない。

5 施術担当者が被保険者から施術を求められたときは、被保険者証及び施設利用者証によりその者が施術を受ける資格があることを確かめたのち施術を行わなければならない。

(施術料金)

第11条 施術担当者は、施術料金を施術所の見やすい所に掲示しておかななければならない。

2 施術を受けた被保険者は、施術料金から次条第1項に規定する施術料負担金の額を差し引いた額を施術担当者に支払わなければならない。

(施術料負担金の支給)

第12条 被保険者が施術を受けたときは、施術料負担金として施術1回につき1,200円(当該施術料金が1,200円を下回る場合にあつては、当該施術料金)を支給する。

2 前項に規定する施術料負担金の支給は、施術担当者に支払うことによつて行う。

(施術料負担金の請求等)

第13条 前条第2項の規定により施術料負担金の支払を受けようとする施術担当者は、別に定める請求書に明細書を添付して、当該施術担当者の所属する団体を経由して市長に請求しなければならない。

2 市長は、前項の規定による請求を受理した場合において、内容を審査し、相当と認めたときは、当該団体を経由して施術料負担金を当該施術担当者に支払うものとする。

3 前2項の規定は、団体に所属しない施術担当者で第4条第1項の規定による指定を受けたものについて準用する。この場合において、第1項中「当該施術担当者の所属する団体を経由して市長」とあるのは「市長」と、前項中「当該団体を経由して施術料負担金」とあるのは「施術料負担金」と読み替えるものとする。

(委任)

第14条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、昭和39年7月1日から施行する。

(佐土原町等の編入に伴う経過措置)

2 佐土原町、田野町及び高岡町の編入の日前に、佐土原町国民健康保険はり、きゅう、あんま、マッサージ施術規則(昭和47年佐土原町規則第14号)、田野町国民健康保険はり、きゅう施術規則(昭和48年田野町規則第3号)及び高岡町国民健康保険はり、きゅう又はあんま施術規則(平成6年高岡町規則第15号)の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

(清武町の編入に伴う経過措置)

- 3 清武町の編入の日前に、清武町国民健康保険はり、きゅう又はあんま施術規則（昭和47年清武町規則第13号）の規定によりされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定によりされたものとみなす。

附 則（昭和42年6月1日規則第8号）

この規則は、昭和42年6月1日から施行する。

附 則（昭和44年5月30日規則第11号）

この規則は、昭和44年6月1日から施行する。

附 則（昭和47年3月31日規則第15号）

この規則は、昭和47年4月1日から施行する。

附 則（昭和49年5月27日規則第13号）

この規則は、昭和49年6月1日から施行する。

附 則（昭和50年3月31日規則第7号）

- 1 この規則は、昭和50年4月1日から施行する。

- 2 この規則施行の際、現に存するこの規則による改正前の宮崎市国民健康保険はり・きゅう施術規則（昭和39年規則第14号）に規定する様式による用紙は、当分の間、これを取りつくり使用することができる。

附 則（昭和51年7月14日規則第18号）

この規則は、昭和51年8月1日から施行する。

附 則（昭和53年3月31日規則第8号）

この規則は、昭和53年4月1日から施行する。

附 則（昭和53年5月29日規則第20号）

この規則は、昭和53年6月1日から施行する。

附 則（昭和54年2月26日規則第2号）

この規則は、昭和54年4月1日から施行する。

附 則（昭和56年3月30日規則第9号）

この規則は、昭和56年4月1日から施行する。

附 則（昭和57年3月23日規則第8号）

- 1 この規則は、昭和57年4月1日（以下「施行日」という。）から公布する。

- 2 この規則による改正後の規則の規定は、施行日以後に受けた施術について適用し、施行日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（昭和58年3月24日規則第14号）

- 1 この規則は、昭和58年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 この規則による改正後の第10条第2項の規定は、施行日以後に受けた施術について適用し、施行日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（昭和60年3月29日規則第10号）

- 1 この規則は、昭和60年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 この規則による改正後の第10条第2項の規定は、施行日以後に受けた施術について適用し、施行日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（昭和61年3月31日規則第5号）

- 1 この規則は、昭和61年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

- 2 この規則による改正後の第10条第2項の規定は、施行日以後に受けた施術について適用し、施行日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（平成2年3月29日規則第6号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成2年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の第3条の規定は、平成2年4月1日（以下「施行日」という。）以後に受けた施術について適用し、施行日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則（平成3年3月20日規則第9号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則 (平成5年3月23日規則第7号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成5年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年3月28日規則第12号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成6年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則 (平成6年9月30日規則第34号)

この規則は、平成7年4月1日から施行する。

附 則 (平成7年3月20日規則第8号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第10条第2項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則 (平成9年9月18日規則第30号)

この規則は、平成9年10月1日から施行する。

附 則 (平成10年3月26日規則第11号)

この規則は、平成10年4月1日から施行する。

附 則 (平成16年2月25日規則第2号)

この規則は、平成16年4月1日から施行する。

附 則 (平成17年3月31日規則第19号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の第12条第1項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。

附 則 (平成17年12月28日規則第120号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成18年1月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式(以下「旧様式」という。)により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則 (平成19年2月27日規則第1号)

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年2月29日規則第1号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月19日規則第21号)

この規則は、平成22年3月23日から施行する。

附 則（平成 22 年 6 月 29 日規則第 73 号）  
この規則は、公布の日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 31 日規則第 19 号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の第 12 条第 1 項の規定は、この規則の施行の日以後に受けた施術について適用し、同日前に受けた施術については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 27 年 9 月 18 日規則第 73 号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 27 年 9 月 24 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にあるこの規則による改正前の様式により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。

附 則（平成 30 年 3 月 30 日規則第 48 号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 この規則の施行の際現にある既存の規則による改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則による改正後の様式によるものとみなす。
- 3 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。

附 則（平成 31 年 2 月 1 日規則第 3 号）  
（施行期日）

- 1 この規則は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。  
（経過措置）
- 2 改正後の規則（以下「新規則」という。）第 12 条の規定は、この規則の施行の日以後の施術に係る施術料負担金について適用し、同日前の施術に係る施術料負担金については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に改正前の規則第 4 条第 1 項の規定による指定を受けている施術担当者は、新規則第 4 条第 1 項の規定による指定を受けた施術担当者とみなす。
- 4 この規則の施行の際現にある改正前の様式（以下「旧様式」という。）により使用されている書類は、この規則の相当規定により使用されている書類とみなす。
- 5 この規則の施行の際現にある旧様式による用紙については、当分の間、これを取り繕って使用することができる。



宮崎県国民健康保険イメージキャラクター  
「オレンジくん」



宮崎市観光イメージキャラクター  
ミッシちゃん

宮崎市国民健康保険の概要

令和4年度版(令和3年度実績)

発行 令和4年9月

編集 宮崎市税務部国保年金課  
国保収納課

〒880-8505

宮崎市橘通西一丁目1番1号